

# 震災対応マニュアル 改訂支援のための手引き

平成 24 年 5 月

☛ 東京都生活文化局

学校保健安全法第29条に規定されている「危険等発生時対処要領」は、「危機管理マニュアル」と同義であり、危険の対象によって「防犯マニュアル」、「不審者対応マニュアル」、「防災マニュアル」、「災害発生時対応マニュアル」等と呼ばれますが、本書では、「震災対応マニュアル」として、地震に起因する火災や津波、液状化等の災害を想定した事前の危機管理、発生時の危機管理、事後の危機管理の内容を示しています。

## 学校保健安全法

### 第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

- 1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

（※本法の対象は、学校教育法第1条に規定する学校であり、第29条の規定は専修学校に準用される。）

## はじめに

昨年3月の東日本大震災では、岩手・宮城・福島の前北地方の3県を中心に、地震とこれに伴う津波により未曾有の被害がもたらされました。東京においても震度5強の揺れを観測し、人的物的被害が生じています。また、大量の帰宅困難者が発生し、都内の私立学校でも多数の児童・生徒が学校で一夜を明かすなど、大きな混乱が生じました。

多くの私立学校で、今回の震災を教訓として震災対応マニュアルの見直しが進められています。こうした取組を支援するため、東京都では、専門家や多くの私立学校関係者からの意見・助言を受け、東日本大震災で明らかになった新たな課題への対策のほか、特に震災時に留意すべき火災の問題を中心にこの手引きを作成しました。対策の内容は、最前線で学校防災に携わっている教職員の方々にとって実戦的な手掛かりとなるよう、可能な限り具体的に掲載するように心掛けました。

本年3月には、文部科学省が、マニュアル作成に当たって全国共通の留意事項をとりまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を公表しました。これに対し、本手引きは、国の手引きも参考にしながら、大都市東京の特性や東京の私立学校の実情に応じた、東京ならではの課題に対する対策をまとめるとともに、震災対応全般にわたりマニュアルに盛り込むべき項目のチェックリストを提示しています。是非、双方の手引きを併せて活用し、それぞれの学校に即した既存のマニュアルの点検・整備をお願いいたします。

東日本大震災では、大津波や液状化による被害などに目を奪われがちですが、大規模な首都直下地震が発生した場合、この4月に示された新たな被害想定からも明らかなように、建物の倒壊や大規模火災による被害は甚大なものとなります。まず、東京都が公表している各種の被害想定や地域危険度などを参考に、各学校が地域の実情を十分に把握した上で、有効な対策を早急に準備・実施することが最も重要です。また、今後も、東京都から提供していく防災関係情報を注視して、継続的に各学校の震災対応マニュアルに反映していただきたいと思ひます。

本手引きが、多くの私立学校における震災対応マニュアルの見直しを通じて各学校の防災力向上に少しでも役立つことができれば幸いです。

最後に、本手引きの作成に当たり、学校関係者をはじめ、御協力いただいた多数の方々に感謝いたします。

# 目次

|   |    |
|---|----|
| 本手引きの特徴と使い方                                 | 1  |
| 震災対策重点チェックポイント                              | 3  |
| <b>第1章 震災対策の現状</b>                          |    |
| 1-1 東日本大震災の都内の被害状況と首都直下地震等の被害想定との比較         | 4  |
| 1-2 都と国の震災対策の現状                             | 7  |
| <b>第2章 震災対策の課題（首都直下地震を中心に、私立学校が対処すべき課題）</b> |    |
| 2-1 地域事情による課題の抽出                            | 10 |
| (1) 木造住宅密集地域における火災の問題 課題1                   | 10 |
| (2) 津波の問題 課題2                               | 11 |
| (3) 液状化の問題 課題3                              | 12 |
| 2-2 通信・交通事情による課題の抽出                         | 13 |
| (1) 情報収集、安否確認の問題 課題4                        | 13 |
| (2) 帰宅困難の問題 課題5                             | 13 |
| 2-3 登下校時の生徒等の安全確保の問題 課題6                    | 14 |
| <b>第3章 震災時の対応</b>                           |    |
| 防災教育の重要性 ―主体的判断で自分の命を守る―                    | 15 |
| 3-1 木造住宅密集地域における火災への対応                      | 16 |
| 3-2 津波への対応                                  | 20 |
| 3-3 液状化への対応                                 | 22 |
| 3-4 情報収集、安否確認                               | 23 |
| 3-5 生徒等の保護と帰宅困難者への対応                        | 28 |
| 3-6 登下校時の生徒等の安全確保                           | 31 |
| <b>第4章 地域災害リスクの調べ方</b>                      |    |
| 4-1 地震に関する地域の危険度                            | 37 |
| 4-2 液状化が発生しやすい地域                            | 39 |
| 4-3 その他の危険                                  | 39 |
| <b>第5章 都内私立学校等の取組事例</b>                     | 40 |
| <b>第6章 学校防災に役立つアイデア</b>                     | 57 |
| <b>第7章 震災対応マニュアル・チェックリスト</b>                | 60 |
| <b>第8章 資料編</b>                              |    |
| 8-1 東京で発生するおそれがある大地震の説明                     | 67 |
| 8-2 情報連絡に使用する機器等リスト                         | 71 |
| 御協力いただいた有識者、学校の一覧                           | 78 |

# 本手引きの特徴と使い方

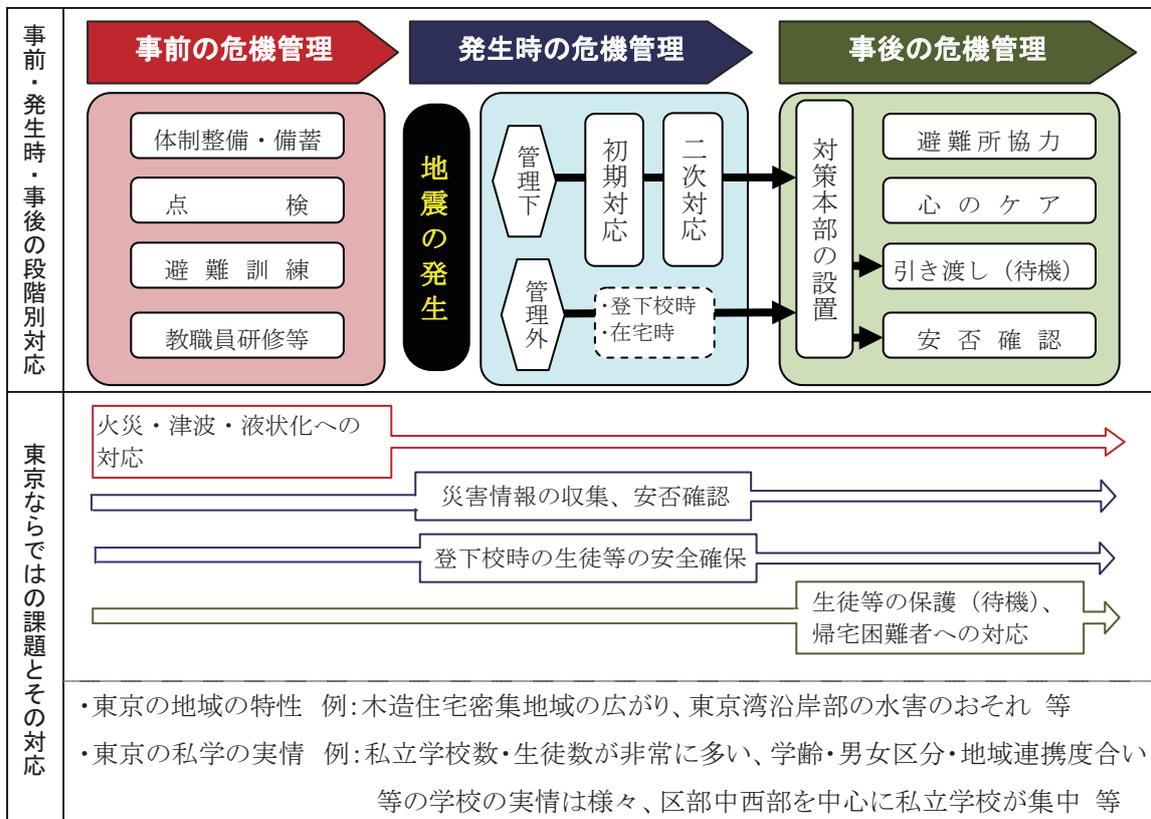
## ○本手引きの特徴

本手引きは、都内の私立学校の震災対応マニュアル改訂に向けた取組を支援するため、東日本大震災で明らかになった新たな課題に加え、首都直下地震で特に留意すべき火災への対応を中心に、各私立学校が見直すべき課題と対策について記述するとともに、各学校の既存のマニュアルについて不足する点の有無を確認できるよう、震災対策全般にわたるマニュアル記載事項のチェックリストを提示している。

また、本年3月に文部科学省が作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」<sup>1</sup>（以下「国の手引き」という。）が全国共通の留意事項をまとめているのに対し、本手引きは、国の手引きも参考に、東京の地域特性や東京の私学の実情を踏まえた東京ならではの課題の抽出と対策の検討を行い、東京都の総合的な防災対策との連携を図っている。

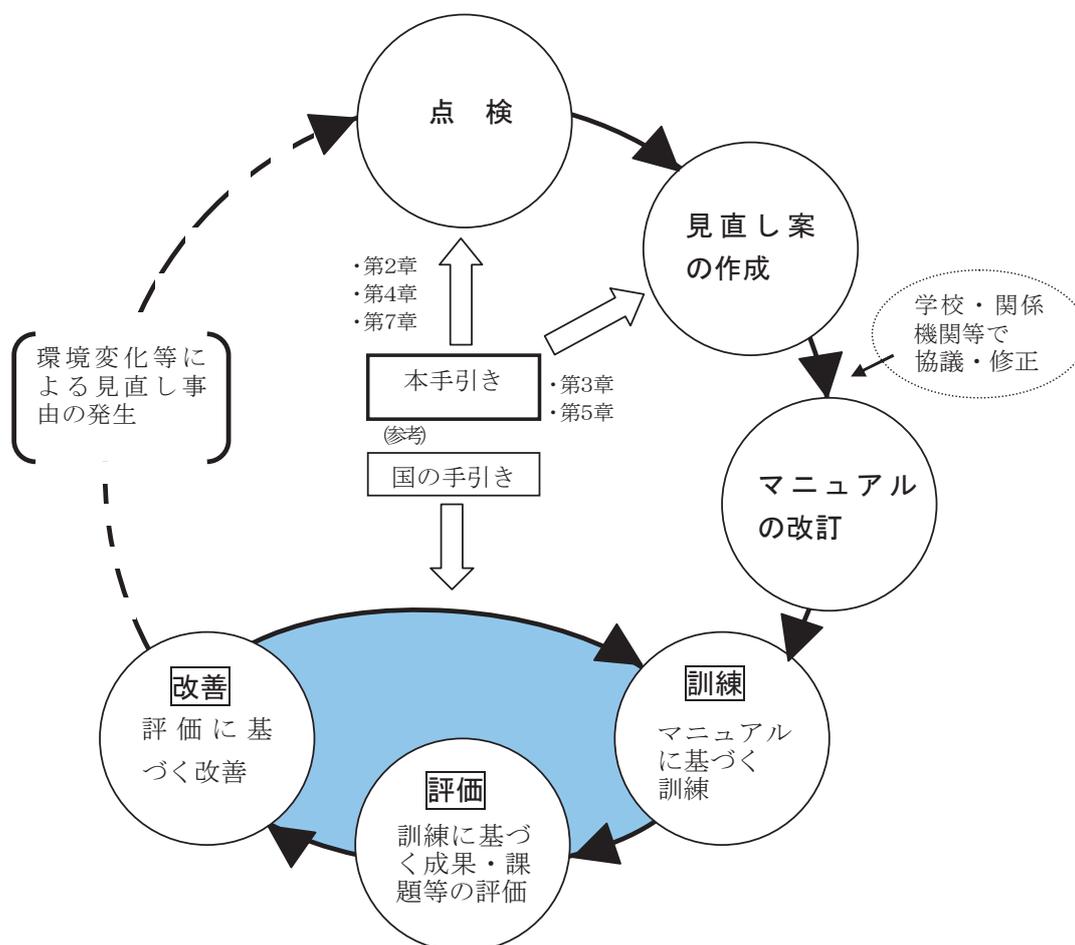
なお、国の手引きでは、事前・地震発生時・事後の3段階に区分して、マニュアルの作成や見直しを行う際の留意事項及び手順が幅広く記載されている。このため、双方の手引きを合わせて活用することを視野に入れ、本手引きにおいても、**事前**・**発生時**・**事後**の3段階の区分に応じた課題と対策の整理を行っている。（下図参照）

<図の上段は国の手引きを基に作成>



<sup>1</sup> 文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/03/1318204.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/1318204.htm)

## ○本手引きを使ったマニュアル改訂手順



\* 本手引きは、第1章から読み進めることにより震災対策全般の理解を深められるほか、各章の特徴をつかんだ上で必要な箇所の内容を活用することができる。

### <本手引き各章の特徴>

- 第1章 東日本大震災と首都直下地震を比べると、東京の被害には大きな違いがある
- 第2章 東日本大震災の教訓等を踏まえて、東京の私学が見直すべき課題を理解する
- 第3章 第2章の課題への対策やマニュアル点検の視点を理解する
  - ①火災 ②津波 ③液状化 ④情報収集・安否確認 ⑤生徒保護・帰宅困難者
  - ⑥登下校時の安全確保
- 第4章 各学校の所在地域で発生する危険性の高い災害(被害)を調べる
- 第5章 他の私立学校の先進的・効果的な取組事例を参考にする
- 第6章 学校防災に役立つアイデアを知る
- 第7章 チェックリストに基づき、震災対策全般のマニュアルに記載すべき必要事項に漏れなどがいないか点検する

### <本手引き全体を通じた注釈>

本手引きでは、園児・児童・生徒を「生徒等」と表記している。特に幼稚園に参考としていただきたい項目は、イラストを掲載している。

## 震災対策重点チェックポイント

このチェックポイントは本手引きに記載している「マニュアル点検の視点」を掲げたものである。第1章から読み進める時間のない場合でも、対策の参照ページを示しているなので、まず確認をお願いしたい。

|   |  |  |
|---|--|--|
| 火<br>災                                    | 学校に延焼の危険が及んだ場合に、校外への避難開始を速やかに判断する体制を整備しているか？           | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P16 参照 |
|   | 学校に延焼の危険が及んだ場合の避難場所、避難ルートを確認しているか？                     | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P17 参照 |
|   | 校内で火災が発生した場合に備え、消火訓練を行うなど初期消火体制を整えているか？                | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P18 参照 |
|   | 地域住民が、校舎内に避難してきた場合に備えた対応を決めているか？                       | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P18 参照 |
| 津<br>波                                    | 臨海学校や遠足で海岸や河川敷等にいる場合の津波対策を講じているか？                      | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P20 参照 |
|   | 生徒等が学校にいる間に津波が発生した場合の高所避難先を確保しているか？                    | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P21 参照 |
| 液<br>状<br>化                               | 学校周辺の液状化の危険性について認識しているか？                               | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P22 参照 |
|   | 液状化により、ライフラインに支障が出た場合に備え、備蓄を整えるなどの対策を講じているか？           | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P22 参照 |
| 情<br>報<br>収<br>集<br>・<br>安<br>否<br>確<br>認 | 大きな地震発生後、速やかに対策本部を立ち上げることにしているか？                       | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P23 参照 |
|   | 災害情報収集、子供たちの安否確認について複数の手段を用いる取決めになっているか？               | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P23 参照 |
|   | 子供たちがどこにいる時に被災したかに応じて、学校、子供たち、保護者との安否情報の連絡方法を取り決めているか？ | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P25 参照 |
|   | 情報通信が困難な事態を想定し、子供たちの保護や引渡し、安否情報の提供を取り決め、保護者に伝えているか？    | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P26 参照 |
| 生<br>徒<br>等<br>の<br>保<br>護                | 子供たちを少なくとも3日間学校で保護するために、必要な備蓄物資の整備を含めた体制を整えているか？       | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P28 参照 |
|   | 子供たちを学校で保護した場合の帰宅開始の判断基準をあらかじめ決めて、保護者に伝えているか？          | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P30 参照 |
|   | 帰宅困難者が、校舎内に避難してきた場合に備えた対応を決めているか？                      | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P30 参照 |
| 登<br>下<br>校<br>時                          | 子供たちが登下校時に被災した場合の対応をあらかじめ取り決め、本人、学校、保護者とで共有しているか？      | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ→P31 参照 |

# 第1章 震災対策の現状

## 1-1 東日本大震災の都内の被害状況と首都直下地震等の被害想定との比較

都内では、最大震度5強が観測され、ほとんどの地域で震度5弱以上の揺れとなった。天井の落下などにより、7名が死亡、116名の負傷者が出る被害となった。

住家は全壊、半壊が177棟、火災が33件発生した。132箇所ブロック塀が倒れる被害があった。住家以外では、道路被害61箇所、がけ崩れ6箇所が発生したほか、都内の高層ビル等ではエレベーターが長時間停止した。

都内9区で液状化が発生し、噴砂や浸水が公園や駐車場等で起こり、建物の沈下や傾き、亀裂が入り56棟が被害にあった。また、東京晴海で地震から約5時間後に1.5mの津波最大波が観測された。

表 1-1 東日本大震災の都内の震度（震度5弱以上）（平成23年8月1日現在）

|      |   |
|------|---|
| 震度5強 |   |
|      | 千代田区、墨田区、江東区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区、調布市、町田市、新島村（9区2市1村）   |
| 震度5弱 |   |
|      | 中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、練馬区、葛飾区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市（14区15市） |

出典：気象庁発表

表 1-2 東日本大震災の都内の被害状況（平成23年8月1日現在）

| 被害項目 |       | 内容     |
|------|-------|--------|
| 人的被害 | 死者    | 7名     |
|      | 行方不明者 | 0名     |
|      | 負傷者   | 116名   |
| 住家被害 | 全壊    | 13棟    |
|      | 半壊    | 164棟   |
|      | 一部損壊  | 3,426棟 |
| 火災   |       | 33件    |
| その他  | ブロック塀 | 132箇所  |
|      | 道路被害  | 61箇所   |
|      | がけ崩れ  | 6箇所    |
|      | 液状化被害 | 9区     |

出典：都災害情報システム区市町村概数報告

発災直後から、首都圏の鉄道は全面的に運行を停止し、施設の安全確認を行った。鉄道の運行再開の際には、帰宅者が集中したことで混乱が生じた。

通信関係では、最大で約9割の大規模な通話規制を実施した。171災害用伝言ダイヤルやiモード災害用伝言板等が開設されたものの十分に利用されない、情報が入りできないなどの混乱が発生した。

インターネットは、時間はかかるが使用できる状態であり、情報を入りする有効な手段となった。都内の私立学校では一斉メールによる安否確認、ホームページによる情報発信等が行われた。

公共交通機関の運行停止に伴い多数の帰宅困難者が発生し、都内の各駅では、運行情報を確認するため、沢山の人が詰めかけ、混乱が生じた。また、駅ロータリーのバス停やタクシー乗り場で長い列ができた。

一部の駅や集客施設などでは、早々に施設を閉館・閉店することを決め、利用者を店外に誘導したため、行き場を失った人々が発生するなどの混乱が生じた。一方で、一部の百貨店や大学などでは帰宅困難者を受け入れ、情報の提供や水、食糧を配布するなどの対応を行った。

都内の私立小学校で1,123名の児童、私立中学・高等学校で27,867名の生徒がやむを得ず学校に宿泊した。私立幼稚園でも8名の園児が宿泊した。

表 1-3 都内の私立小学校、中学・高等学校の宿泊者数（平成23年3月11日）

| 私立小学校     |         |        |      |      |         |
|-----------|---------|--------|------|------|---------|
|           | 児童      | 教職員    | 保護者  | その他  | 総合計     |
|           | 1,123名  | 658名   | 127名 | 4名   | 1,912名  |
| 私立中学・高等学校 |         |        |      |      |         |
|           | 生徒      | 教職員    | 保護者  | その他  | 総合計     |
|           | 27,867名 | 6,852名 | 278名 | 516名 | 35,513名 |

出典：東京私立初等学校協会、一般財団法人東京私立中学高等学校協会アンケートより

表 1-4 首都直下地震等による東京の被害想定（条件：冬の夕方 18 時、風速 8m/秒）

|      |                 | 【首都直下地震】       |                             | 【海溝型地震】                     |                             | 【活断層で発生する地震】              |  |  |
|------|-----------------|----------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|--|--|
|      |                 | 東京湾北部地震 (M7.3) | 多摩直下地震 (M7.3)               | 元禄型関東地震 (M8.2)              | 立川断層帯地震 (M7.4)              |                           |  |  |
| 人的被害 | 死者              | 約 9,700 人      | 約 4,700 人                   | 約 5,900 人                   | 約 2,600 人                   |                           |  |  |
|      | 原因別             | 揺れ             | 約 5,600 人                   | 約 3,400 人                   | 約 3,500 人                   | 約 1,500 人                 |  |  |
|      |                 | 火災             | 約 4,100 人                   | 約 1,300 人                   | 約 2,400 人                   | 約 1,100 人                 |  |  |
|      |                 | 負傷者<br>(うち重傷者) | 約 147,600 人<br>(約 21,900) 人 | 約 101,100 人<br>(約 10,900) 人 | 約 108,300 人<br>(約 12,900) 人 | 約 31,700 人<br>(約 4,700) 人 |  |  |
|      | 原因別             | 揺れ             | 約 129,900 人                 | 約 96,500 人                  | 約 98,500 人                  | 約 27,800 人                |  |  |
|      |                 | 火災             | 約 17,700 人                  | 約 4,600 人                   | 約 9,800 人                   | 約 3,900 人                 |  |  |
| 物的被害 | 建物被害            | 約 304,300 棟    | 約 139,500 棟                 | 約 184,600 棟                 | 約 85,700 棟                  |                           |  |  |
|      | 原因別             | 揺れ             | 約 116,200 棟                 | 約 75,700 棟                  | 約 76,500 棟                  | 約 35,400 棟                |  |  |
|      |                 | 火災             | 約 188,100 棟                 | 約 63,800 棟                  | 約 108,100 棟                 | 約 50,300 棟                |  |  |
|      | 避難者の発生(ピーク:1日後) |                | 約 339万 人                    | 約 276万 人                    | 約 320万 人                    | 約 101万 人                  |  |  |

|       |          |
|-------|----------|
| 帰宅困難者 | 約 517万 人 |
|-------|----------|

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書

本年 4 月 18 日に東京都防災会議が公表した首都直下地震等による東京の被害想定では、最新の科学的知見を踏まえて、首都直下型の「東京湾北部地震」、「多摩直下地震」（いずれもマグニチュード(M)7.3)を再検証したほか、海溝型の「元禄型関東地震」(M8.2)、活断層で発生する「立川断層帯地震」(M7.4)を加えて 4 つのケースを示した。

これによると、いずれの地震でも一部に最大震度 7 の地域が生じ、震度 6 強の地域が広範囲に生じるとして、従来よりも大きな地震の規模が見込まれている。

このうち、最も被害が大きいとされる「東京湾北部地震」が発生した場合、震度 6 強以上の範囲が区部の約 7 割に広がり、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒の条件下で、死者が約 1 万人、負傷者が約 15 万人、揺れによる建物倒壊は約 12 万棟、火災による焼失は約 19 万棟に達するとされている。特に、区部の木造住宅密集地域を中心に大規模火災、建物倒壊による甚大な被害の発生予測が出ている。

また、東京都では初めて津波による被害を想定したが、いずれの地震においても、河川及び海岸の堤防を越えるような津波高は想定されておらず、「元禄型関東地震」において水門が閉鎖されなかった場合に、河川遡上等による概ね 1m未満の浸水被害が生じる程度との予測である。

このように、首都直下地震の被害想定の内容は、東日本大震災の都内の被害状況と大きく異なっているため、首都直下地震による大規模火災の危険と避難を含む対応方法を正しく知ることが求められる。(東京で発生するおそれがある大地震の説明は、第 8 章参照)

なお、東京都は今回の被害想定の結果を踏まえて、本年中に東京都地域防災計画の修正を行うこととしており、9 月までに素案をとりまとめる予定である。

## 1-2 都と国の震災対策の現状

### ○都の動き

東京都は、平成 23 年 11 月「東京都防災対応指針」を策定し、平成 24 年中には、首都直下地震等の被害想定をもとに「東京都地域防災計画」の修正を行う予定である。

また、内閣府と共同して「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、帰宅困難者への情報提供や搬送等の支援策を検討し、平成 24 年秋頃までに最終報告をまとめる予定である。

表 1-5 東京都防災対応指針（平成 23 年 11 月策定）

|      |   |
|------|---|
| 目的   | 東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の東京の防災対策の方向性と具体的取組内容を示す                               |
| 方向性  | ・多様な主体が個々の防災力を高めるとともに、主体間の連携を強化<br>・あらゆる事態に備え、個別施策の徹底強化と施策の複線化・多重化を促進 |
| 施策展開 | 帰宅困難者対策の再構築、災害時の情報通信の確保、東京湾沿岸の水害対策の強化、木造住宅密集地域の総合的な不燃化対策 等            |
| 予定   | 平成 24 年中に、首都直下地震の新たな被害想定をもとに、「東京都地域防災計画」を修正予定                         |

表 1-6 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（平成 23 年 9 月設置）

|      |   |
|------|---|
| 目的   | 自助・共助・公助による帰宅困難者対策の総合的な対応を図るため、国・地方公共団体・企業等が、情報の共有と、相互に連携・協働して取り組むべき横断的な課題を検討（国と都が協働設置） |
| 構成   | 国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業・団体等 31 機関  |
| 検討課題 | ・一斉徒歩帰宅者の発生の抑制<br>・円滑な徒歩帰宅等のための支援体制   |
| 予定   | 平成 24 年秋頃までに最終報告をとりまとめる予定   |

表 1-7 東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年 3 月制定、平成 25 年 4 月施行）

|        |  |
|--------|--|
| 目的     | 大規模災害発生時の帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、都・都民・事業者の責務及び役割を明らかにし、総合的な帰宅困難者対策を推進することで、都民の生命、身体及び財産を保護し首都機能の迅速な回復を図る。  |
| 主な規定事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する従業員の施設内待機による一斉帰宅の抑制、3 日分の飲料水・食糧等の備蓄の努力義務化</li> <li>・駅、集客施設等における利用者保護の努力義務化</li> <li>・学校における生徒等の安全確保の努力義務化</li> <li>・官民による安否確認と災害関連情報提供の基盤整備及び体制整備</li> <li>・一時滞在施設の確保に向けた都、区市町村、民間事業者との連携協力</li> <li>・代替交通手段や災害時帰宅支援ステーションの確保等による帰宅支援</li> </ul> ※具体的運用方法等は、帰宅困難者等対策協議会等の検討を踏まえて計画化 |

## ○国の動き

国の防災対策の根幹をなす防災基本計画は、内閣総理大臣を会長とした中央防災会議で策定される。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 23 年 12 月に計画を修正したほか、新たに専門調査会を設け、防災対策の充実・強化を図るための審議を行っており、平成 24 年夏頃までには最終報告をとりまとめる予定である。

また、文部科学省も、平成 24 年 3 月に「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を公表するなど、独自の取組を進めている。

表 1-8 防災基本計画の修正（平成 23 年 12 月中央防災会議決定）

|        |  |
|--------|--|
| 趣旨     | 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（9 月 28 日公表）を踏まえた、提言内容の具体化   |
| 主な修正事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「津波災害対策編」の新設（予防、応急対策、復旧・復興を体系的に規定）</li> <li>・二つのレベルの津波の想定とその対策（最大クラスの津波は住民避難が軸）</li> <li>・津波に強いまちづくり（沿岸部は約 5 分で住民が避難できるまちづくり）</li> <li>・国民への防災知識の普及（強い揺れでは迷うことなく迅速かつ自主的に避難）</li> </ul> |
| 今後     | 平成 24 年夏頃までに防災対策推進検討会議中間報告を受けてさらに計画修正  |

表 1-9 防災対策推進検討会議（平成 23 年 10 月に中央防災会議の専門調査会として設置）

|        |   |
|--------|---|
| 設置趣旨   | 東日本大震災の教訓の総括、首都直下地震や東海・東南海・南海地震（いわゆる「三連動地震」）等の大規模災害等に備え、防災対策の充実・強化を図る。  |
| 中間報告要旨 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の被害を最小限にする「減災」を進め、早期の回復が防災対策の使命</li> <li>・被災地から支援要請がなくても国や他の自治体が物資を送る体制づくりなど、防災対策の全般的見直し</li> <li>・首都直下地震等の巨大地震の被害想定を見直し、対策を検討</li> </ul> |
| 今後     | 平成 24 年夏頃までに最終報告  |

表 1-10 文部科学省の取組

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議の成果を踏まえて、平成 24 年 3 月に「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を公表</li> <li>・防災マニュアルの改善等を専門的な観点から指導・助言する「学校防災アドバイザー」の派遣や、防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育等を行う学校の取組を支援する実践的防災教育総合支援事業を平成 24 年度実施予定</li> <li>・平成 24 年 3 月に中央教育審議会答申で防災教育の時間確保やその教科化へ言及</li> </ul> |
|---|

表 1-11 国と都のスケジュール

|          | 国                         | 都   |
|----------|---------------------------|---|
| 24 年 3 月 | ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き | ・首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（中間報告）<br>・東京都帰宅困難者対策条例制定 |
| 4 月      |                           | ・首都直下地震被害想定公表                               |
| 6 月      | ・南海トラフ巨大地震被害想定公表          |   |

|     |                         |  |
|-----|-------------------------|--|
| 夏頃  | ・中央防災会議防災対策推進検討会議（最終報告） |  |
| 夏～秋 |                         | ・首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（最終報告）<br>・東京都地域防災計画修正（24年中） |

### ○これまでの学校における震災対策

学校における震災対策は、平成7年の阪神・淡路大震災よりしばらくの間、防災力の向上に意識が向けられてきたが、平成13年の大阪・池田小事件以来、近年の学校の安全対策は防犯面に比重がおかれる傾向が強かった。平成20年には学校保健安全法が改正され、危険等発生時対処要領（いわゆる「危機管理マニュアル」）を作成するものとされ、各学校はそれぞれの実情を踏まえた幅広い安全対策が求められている。

平日の日中で生徒等が学校の管理下にある時間帯に発生した国内の大地震としては、昭和58年の日本海中部地震、昭和59年の長野県西部地震以来となった今回の東日本大震災を通じて、生徒等が学校にいる間、あるいは登下校途中に発災した場合の安否確認や安全確保に関する対策強化の必要性を強く認識させられることとなった。

これまで東京都は、学校の安全対策に関する国の指針等の周知、防災教育用教材の配布や研修、講座の実施に対する補助など各私立学校における安全対策や防災教育等への支援、学校施設の耐震化への補助などに努めてきたところであり、引き続き東京の私立学校の防災力向上に向けた取組を支援していく。

表 1-12 学校の防災対策に関する主な指針等（阪神・淡路大震災以降）

|  |
|--|
| ○学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議（文科省）                       |
| ・第一次報告（平成7年11月）                                      |
| —学校等の防災体制の充実方策—                                      |
| ・第二次報告（平成8年9月）                                       |
| —学校防災に関する計画作成指針、防災教育の充実のための指針—                       |
| ○学校施設耐震化推進指針（平成15年7月）（文科省）                           |
| ○学校施設の耐震化推進に関する相談窓口（平成16年11月）（文科省）                   |
| ○防災教育用教材（日本に住むための必須！！防災知識）（平成17年8月）（文科省）             |
| ○「地震と安全」副読本（平成23年7月）（東京都教育庁）                         |
| ○高等学校版補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」（平成23年12月）（東京都教育庁） |
| ○小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」（平成24年2月）（東京都教育庁）          |
| ○「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）（文科省）            |

## 第2章 震災対策の課題

### (首都直下地震を中心に、私立学校が対処すべき課題)

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸地域は押し寄せる津波により甚大な被害を受けた。首都圏においても千葉県浦安市などでは液状化により道路や建物に大きな被害を受けたほか、都内を中心に鉄道の全面的な運行停止や電話の通話規制により、交通手段と通信手段が制約され、大量の帰宅困難者の発生に加えて、家族等と安否確認の連絡ができないという状況となった。帰宅困難者や電話の通話規制は想定されたことであるが、それを現実のものとして実感させられた。

ただし、首都直下地震が発生した場合は、津波の被害よりも、阪神・淡路大震災と同様に、強震動による建物の倒壊や火災の発生による被害が大きいことが想定されている。建物倒壊による生徒等への被害を防ぐため、学校施設の耐震化に取り組まなければならないことは言うまでもない。

木造住宅が密集する地域においては学校施設といえども火災の影響は免れず、地震に起因する災害のうち建物倒壊対策に並び立つ最大の課題は、火災への対応である。

首都直下地震に関する東京都の被害想定は、本年4月に6年ぶりの見直しが行われたところであり、最新の被害想定を参考に、建物倒壊や火災の危険度を示す地域危険度測定調査結果（37ページ参照）を再確認する必要がある。

東日本大震災を踏まえ、首都直下地震が起こった場合を想定して、あらかじめ対策を見直すべき課題は次のようになる。

#### 2-1 地域事情による課題の抽出

##### (1) 木造住宅密集地域における火災の問題

###### 課題1 木造住宅密集地域の学校周辺で火災が発生した場合の安全な避難

阪神・淡路大震災では、建物倒壊と火災による被害が大きかったが、首都直下地震においても、木造住宅密集地域における火災の対応が、最大の課題である。

東京都の被害想定では、東京湾北部地震の最大被害ケースで約31万棟の建物が全壊・焼失（そのうち焼失は約19万棟）すると想定されている。

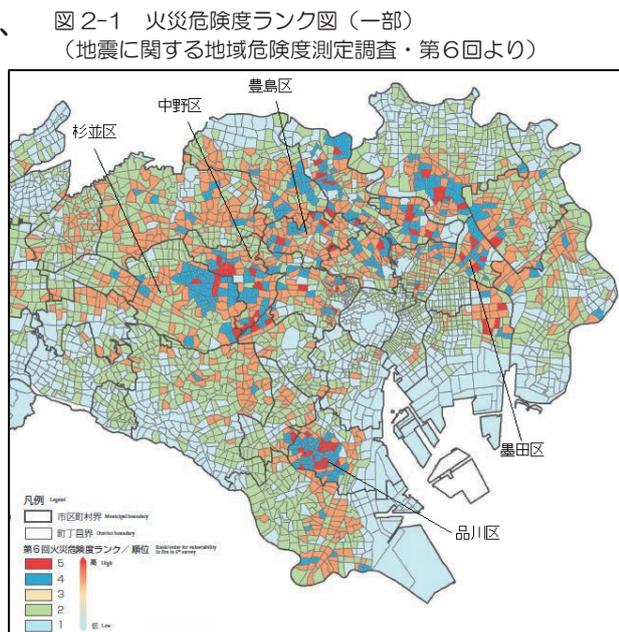
延焼火災の危険性が高い地域、とりわけ木造住宅密集地域に立地する私立学校においては、必ずしも学校が安全であるとは限らず、周辺で火災が発生した場合に、備蓄物資を整備するなど生徒等を安全に守れる体制を構築した学校であっても、むしろ離れて学外に避難すべきか、それとも学校に留まるべきか、学校長など責任者が速やかに判断することが重要である。

火災の状況にもよるが、学校に留まることは必ずしも安全ではなく、周辺が木造住宅密集地域であれば、火災から発生する熱に耐えられなくとも想定される上、校舎は耐火構造であっても窓ガラスが割れれば、火の粉が入り燃えることも考えられる。何より、逃げ遅れると周りを火で囲まれ、逃げ場を失ってしまう。

東京都都市整備局の「地震に関する地域危険度測定調査（第6回）」（平成20年2月公表）によると、火災危険度が高い地域は、木造建物が密集している環状7号線沿いにドーナツ状に分布するとともに、JR中央線沿線にも分布している。具体的には、杉並区東部から中野区、豊島区、北区、荒川区、  
足立区南部、葛飾区西部、墨田区北部に広がる地域と、品川区南西部に広がる地域の危険性が高くなっている。

学校が木造住宅密集地域に所在しない場合でも、生徒等および教職員が、通学通勤途中に、地震による延焼火災に遭遇する場合も想定される。これは、東日本大震災時の東京における被害実態と大きく異なる。

一方、多摩地域は、区部に比べると火災危険度は相対的に低いが、木造住宅密集地域においては同様の注意が必要となる。



## （2）津波の問題

### 課題2 津波のおそれがある地域での安全な避難

東日本大震災では、東北の沿岸部で遡上高が約40mに達する大津波の被害を受け、東京湾でも1.5メートルの津波が観測された。

東京都の被害想定では、検証した地震のいずれも、河川や海岸の堤防を越える津波高は想定されていない。

津波被害が最大になる元禄型関東地震では東京湾沿岸部の最大津波高を2.6mと想定し、水門閉鎖時は河川敷等の一部の浸水被害にとどまり、建物や人に被害はないとしている。（水門閉鎖不能時は、浸水深1m未満、建物全壊約200棟、半壊約2,300棟を想定）

津波は、多摩川や荒川など、東京湾に河口を持つ河川を遡上していくため、校外活動やクラブ活動で河川敷グラウンド等を利用する場合や、海岸沿いの場所を修学旅行や臨海学校で利用する場合には、津波からの安全な避難対策が重要となる。

この点は、沿岸部や河川沿いの学校にとどまらず、全ての学校の課題である。

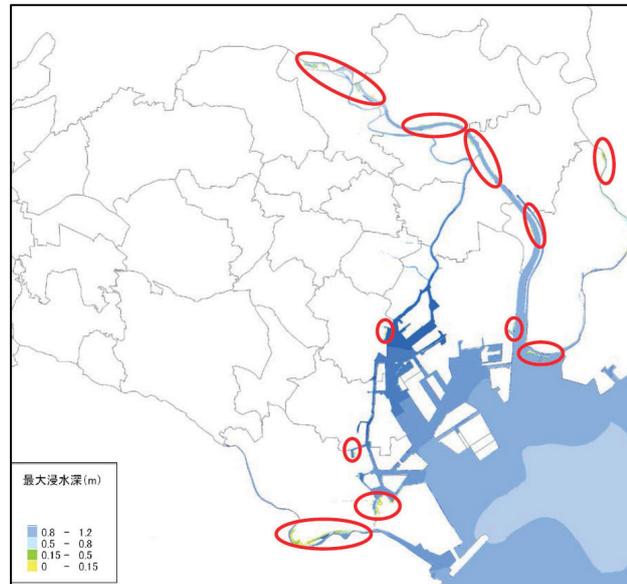


図 2-2 元禄型関東地震の浸水予想図  
(水門閉鎖時)

### 【津波被害の事例】～津波被害は沿岸部に立地する学校だけの問題ではない～

東日本大震災から 27 年前の、昭和 58 年 5 月 26 日に秋田県能代沖で発生した日本海中部地震では、津波により 100 名の犠牲者を出した。

犠牲者のうち 13 人は、海岸に遠足に来ていた秋田県内の小学生（4・5 年生）であった。

### (3) 液状化の問題

#### 課題 3 液状化で校舎に被害を受けるほか、ライフラインに支障が出る

東日本大震災では、千葉県浦安市などで大規模な液状化の被害が生じ、迅速な公立学校の再開ができなくなる状況が生じた。また、1 年たってようやくグラウンドの修復が完了した私立学校がある。

液状化は湾岸部及び区部の東部地域などで発生することが想定されているほか、発生個所は少ないが内陸でも地盤の弱い地域で大規模な液状化が起きるおそれがある。

液状化によって、校舎等の建物が傾くだけでなく、上下水道やガス管などの地中の構造物や道路が被害を受けライフラインに支障が生じ、電気、水道、ガス、トイレが長期間にわたって使えなくなる地域が発生する。

#### 【様々な液状化被害の事例】

- ・新潟県中越地震では、液状化直後に避難する際、歩くのもままならなかった。
- ・新潟地震では、中学生が校庭を横切って避難する際に液状化した地盤にできた地割れに落ちて死亡した。
- ・液状化後に傾いた建物の中で生活を続けていると、平衡感覚が狂い体調を崩す事例が多い。

## 2-2 通信・交通事情による課題の抽出

### (1) 情報収集、安否確認の問題

#### 課題4 地震により通信網に支障が生じ、情報収集や安否確認が困難になる

発災時は、地震の規模や被害の状況等についての的確な地震情報を把握し、状況に応じた的確な判断をすることが求められる。生徒等が学校の管理下にある場合は、保護者を安心させるために、生徒等の安否情報を提供することが必要となる。また、登下校中等の場合は生徒等の安否情報を収集しなければならない。なお、専修学校では、生徒の年齢等の理由から、保護者への情報提供ではなく、生徒本人との安否確認の連絡だけとなる場合がある。

東日本大震災時の都内では、携帯電話等は発信規制がかかり、音声通話はかろうじて利用できたがつながりにくく、安否確認連絡中に携帯電話の電池が切れる状態であった。メールは、配信が遅れて届いた。学校では、保護者のうち携帯一斉メール等に加入していない人がいるなど、保護者と連絡が取れず不安を生じたケースがあり、音声に頼らない複数の安否確認手段の必要性がわかった。さらに、情報通信が困難な事態を想定した対応も必要である。

現在、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において、帰宅困難者等への情報提供体制の方向性や家族等との安否確認の手段に関して、様々な検討が進められている。主な課題としては、自分の居る地域の被害状況や震度、余震に関する情報の獲得、災害時の安否確認手段の確保についてが議論の俎上に載っている。

文部科学省の「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」では、大震災時に通信網及び交通網が遮断されて保護者との連絡がとれず、生徒等の安全な下校、引渡しが困難になる等の課題が報告されている。

### (2) 帰宅困難の問題

#### 課題5 地震による公共交通機関の運行停止のため、生徒等が安全に帰宅できない

東日本大震災時に首都圏では鉄道各社が運休し、会社や学校等から徒歩で家路に向かう多数の帰宅困難者が出て、幹線道路に人があふれた。

東京都では、帰宅困難者の大量発生による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制から帰宅支援まで一貫した帰宅困難者対策を規定した東京都帰宅困難者対策条例を平成24年3月30日に公布した（平成25年4月施行）ところである。その中では、企業による従業員の施設内待機と従業員の3日分の備蓄の努力義務、学校における生徒等の安全確保措置の努力義務などを定めている。

首都直下地震の際は、救急車や消防車などの通行が妨げられ応急対応に支障が出ないように、また、多くの帰宅困難者により交通渋滞が起こり、二次被害が起きないように、帰宅行動が抑制される。さらに、大規模火災が発生する地域では、延焼が収まるまでは交通網の復旧が望めないほか、鉄道架線に被害が出ると、運行の回復に長時間を要することや、揺れにより橋と道路の段差ができて交通が遮断される可能性も大きくなることが考えられる。

また、地域によっては、生徒等の自宅が被災していることも想定され、学校で生徒等を保護しなければならない一方で、学校に助けを求めに来た帰宅困難者を受け入れなければならない場合も想定される。

### 2-3 登下校時の生徒等の安全確保の問題

#### 課題6 公共交通機関利用時に被災した場合の生徒等の安全確保は学校だけでは不可能

東京の私立学校では、公立学校に比べて遠距離通学である生徒等が多く、登下校時に被災した場合、いかに児童生徒の安全を確保できるかが極めて大きな課題である。

例えば、学校最寄駅まで教職員が生徒等の保護に手を尽くすなど、各私立学校は登下校時の安全確保についても実行可能な取組を行っているものの、交通機関利用時に被災した場合には学校だけでは対応不可能であり、地域社会全体での解決に向けた取組が求められている。

東日本大震災時には徒歩での帰宅を試みて、深夜に帰着となったり、帰路途中の私立学校で保護を受けた生徒等の例もあったことから、登下校の途中に被災した場合、どこに避難をしたらよいか、どこで支援が受けられるかという情報を事前に収集し、生徒等、保護者とその情報を共有しておくことが課題となる。

現状で考えられる方策としては、電車などが止まった場所から近い一時滞在施設<sup>2</sup>で保護を受けることが挙げられるが、現状では一時的に大量に発生する帰宅困難者を受入れるには収容力が不足している。このため、今後行政と民間が一体となって一時滞在施設の確保を図っていく状況にある。

<sup>2</sup> 一時滞在施設

首都圏で首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設

## 第3章 震災時の対応

### ○防災教育の重要性 ―主体的判断で自分の命を守る―

東日本大震災で明らかになったことの一つに、発災時にどう対応し、行動するかが被害の拡大・抑制に大きく関わっているということがある。例えば、津波による死者・行方不明者が千人を越す釜石市では、3千人近い小中学生のほぼ全員が津波から逃れることができた。学校の管理下にあった児童生徒に限らず、下校していた子供たちも、多くが自分で判断して高台に避難し、99.8%という生存率は「釜石の奇跡」と言われる。命を救ったのは、ここ数年の防災教育だったとされ、大きく注目を浴びている。

生徒等が学校にいる時間は、年間を通じてみると5分の1程度であり、実際に地震等の被害に遭う確率は、学校以外の場合が圧倒的に大きい。このため、身に迫る危機を瞬時に判断して、安全な場所に身を寄せることなど、自らの命を守る防災教育が大変重要である。

このことは、想定を超えた災害から子供たちの安全を確保することを含め、全ての場面に共通の対策であり、子供たちが主体性を持って自らの命を守り抜く、そのために行動するという「主体的に行動する態度」の育成が不可欠である。教室だけでなく、学校のあらゆる場所、登下校中、家庭内等においてこのような行動をとれるようにするためには、事前の指導や訓練が必要であり、避難訓練等で繰り返して指導することが大切である。

また、生徒等の発達段階に応じて、上級生は下級生の安全に気を配り面倒をみるという指導を通じて助け合う心を育成するという視点も欠かすことができない。

防災教育といっても、教科学習と教科外学習、校内学習と校外学習、学校単独と外部との連携、座学と実践などその実施方法は様々であり、それぞれの学校の実情や目的に合わせて実施することが必要である。

防災教育に十分な時間を取れないという実情を抱える学校もあるが、あらゆる教科も創意工夫によって防災に結びつけることができる。都内の私立学校でも、例えば、体育の授業において、ウォーキングをしながら避難場所を確認するなどの工夫を行っている事例もある。

### ○ 防災教育の参考となる事例（防災教育チャレンジプラン<sup>3</sup>）

【和歌山県田辺市立新庄中学校の事例】 ・各教科に防災教育の視点を取り入れる  
 国語－津波の紙芝居「うしろ姿」  
 社会－日本の地震の歴史 社会－新庄地区の津波被害 津波被害の立体地図作成  
 数学－津波の到達する時間 数学－住民の地震に対する意識調査 理科－地震の起こる原因と構造  
 理科－津波発生メカニズム 美術－避難場所の看板づくり 保体－応急処置の方法 等

防災教育に関するコラム：「命を守れる人」を育てるために「防災教育プログラム作成のコツ」 等

<sup>3</sup> 全国の地域や学校で防災教育を推進するために、内閣府が支援しているもの  
<http://www.bosai-study.net/top.html>

### 3-1 木造住宅密集地域における火災への対応

#### 【課題1】木造密集地域の学校周辺で火災が発生した場合の安全な避難

##### 【マニュアル点検の視点】<sup>4</sup>

- (1) 校外へ避難する場合の判断、避難方法 事後
- (2) 延焼した場合の避難場所（校外）の確認、避難ルートの検討 事前
- (3) 初期消火の徹底、消火器の整備、消火訓練 事前
- (4) 地域住民が校舎内に避難してきた場合の対応 事前

#### (1) 校外へ避難する場合の判断、避難方法

地震発生後に学校周辺の建築物や道路等の被害状況を目視で確認し、防災行政無線、ワンセグ、ラジオ、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ等で情報収集を行う。学校周辺での火災の有無や建物の倒壊状況、広域避難場所までの道路の状況等を、実際に足を運んで確認することが次の行動を決める上での重要な判断材料となる。特に、周辺で複数箇所火災が発生している場合や消火活動が行われていない場合は、大規模な延焼の危険性が高まるので注意が必要である。

火災の延焼速度は風速によって異なるため、情報収集結果を踏まえ、生徒等を学校内に留めて保護するか、広域避難場所へ避難するかを判断する。学校に延焼の危険が及び場合は、広域避難場所に避難を開始する。状況によっては避難開始が遅れないよう、区市町村からの避難勧告が出る前に生徒等を整列させ避難させるよう、先手を打つ対応が求められる。校長等が不在の場合には、あらかじめ定められた責任者が、速やかに避難すべきかどうかの判断をすることが重要である。

火災が2日から3日間燃え広がることも考えられるため、避難の際に生徒等に水、食糧や雨具を持たせることが必要である。なお、学校から避難する際、安否を確認に来た人のために貼り紙等で避難先を掲示する必要もある。

避難時にはパニックを起こさず、落ち着いて行動することが大切であり、例えばその際の合言葉として「おかしもち」（おさない、かけない、しゃべらない、もどらない、（危険に）ちかづかない）のような覚えやすい標語もあるので、日頃からいざという時の行動を意識した訓練及び防災教育をしておく必要がある。

##### 【火災の延焼速度と地域ごとの延焼危険度の確認】

火災の延焼速度は、風速等の気象条件により大きく変化するため、避難開始のタイミング判断および安全な避難経路の選択は極めて重要といえる。阪神・淡路大震災の際はほとんど風がない（風速 3m）状態で、延焼速度は時速 20～40mであったが、強風下で起きた関東大震災は概ね時速 200～300mだったとされる。

各消防署などでは、風向き、風速に応じた地域ごとの地震火災の推移を予測した「延焼シミュレーション」を観ることができるので、学校周辺の火災の燃え広がりを具体的に確認することが可能である。

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/tfd/index.html>

（東京消防庁・各消防署一覧）

<sup>4</sup> 各視点の表記（ 事前、発生時、事後 ）は、1 ページの段階別危機管理の図に対応する。

(2) 延焼した場合の避難場所(校外)の確認、避難ルートを検討

まず、地域ごとに指定されている避難場所等を確認し、次に、学校周辺の建物倒壊や延焼の危険のある箇所、倒れやすい塀等障害物となりそうなものを把握しておき、避難場所への避難誘導訓練を行い、複数の避難経路の確認、避難にかかる時間等を記録し、問題点を検証する。また、火災からの避難が現実となった場合には全生徒等を避難させなければならないので、その訓練をしておく必要もある。

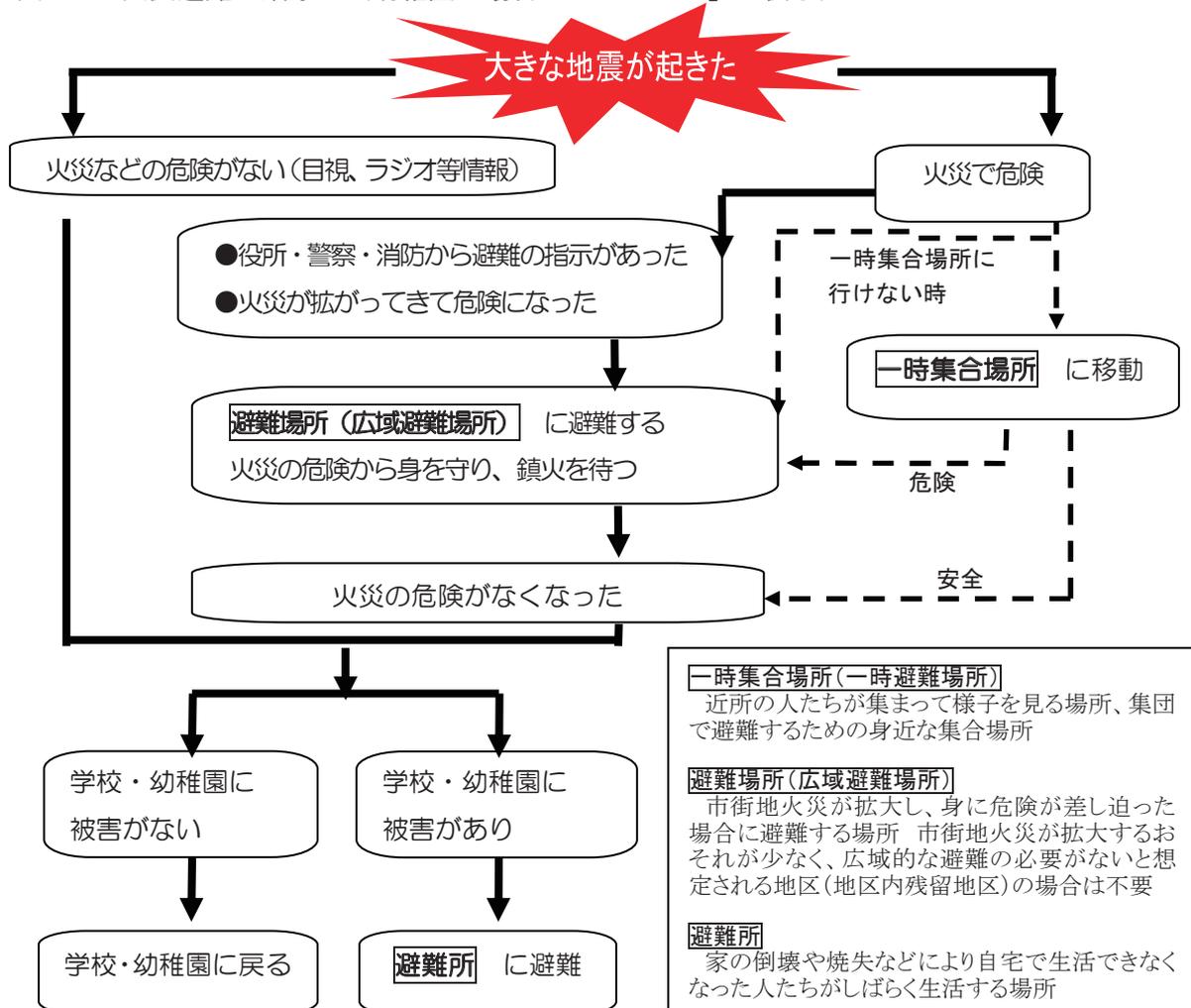
なお、幼稚園児は上下の視野が大人よりも狭く、倒壊したブロックや散乱した落下物、波打った道など障害物を避けて移動することが困難である。園舎の立地によっては、避難の際に保護者や町内会・自治会の協力が求められるよう協力関係を築いておく。

さらに、日頃から地域の防災訓練に積極的に参加したり、区市町村の防災担当課や消防署と情報交換をしておくことなどにより、地域と一体となって避難できる体制を整えておくとともに、区市町村を通して近隣の保育園、公立幼稚園を含めその他の学校の避難方法などを事前に把握しておくことも大切である。



(幼稚園)

図 3-1 火災避難の順序 (幼稚園の場合は「- - ->」で表示)



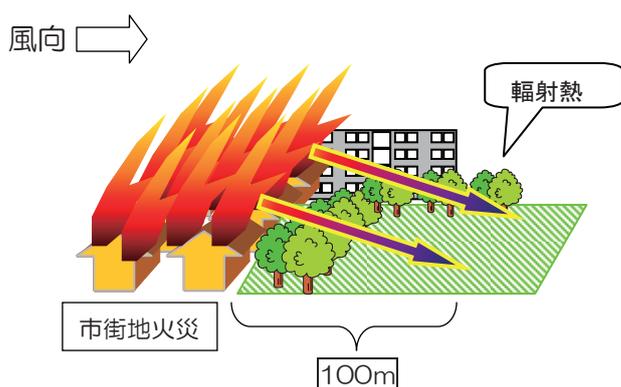
#### 【都が指定する避難場所の確認方法】

都が指定する避難場所の大きさは火災の輻射熱（下図参照）から身体を守るために、概ね5ヘクタール以上が必要だとされている。具体的には大規模な公園や団地、大学などが指定されている。

市町村が指定するものを含めて、次のホームページから避難場所等の防災施設を調べることができる。

<http://map.bousai.metro.tokyo.jp/>（東京都防災マップ）

#### <輻射熱の危険が及ぶ範囲>



市街地火災の輻射熱（火災から発生する熱）が及ぶ範囲は風向きなどにもよるが、概ね100mとされる。輻射熱を遮る耐火建築物の有無などの条件によって、その範囲は異なる。

校庭も安全な場所とは言い切れないので留意する必要がある。

#### （3）初期消火の徹底、消火器の整備、消火訓練

木造住宅密集地域に限らず、学校から火災を起こさない対策は重要である。

一般的に学校は不燃化整備されているが、可燃性の内装材は火に弱く、素材によっては壁が燃え広がることも起こりうる。そのような燃え広がる危険性のある場所には消火器を整備し、その位置を教職員全員が把握することが大切である。

また、日頃から消火訓練を行い、火災発生時の教職員の役割を認識し、初期消火体制を整えることが望ましい。特に理科室や調理室など出火の危険が高い場所は十二分に確認し、薬品棚の転倒防止措置などを講じるとともに、実験中や調理中に地震が起きた場合も、生徒等がやけどや怪我をしないように日頃からの防災教育や指導を行うなど、火災への備えが必要である。

#### （4）地域住民が校舎内に避難してきた場合の対応

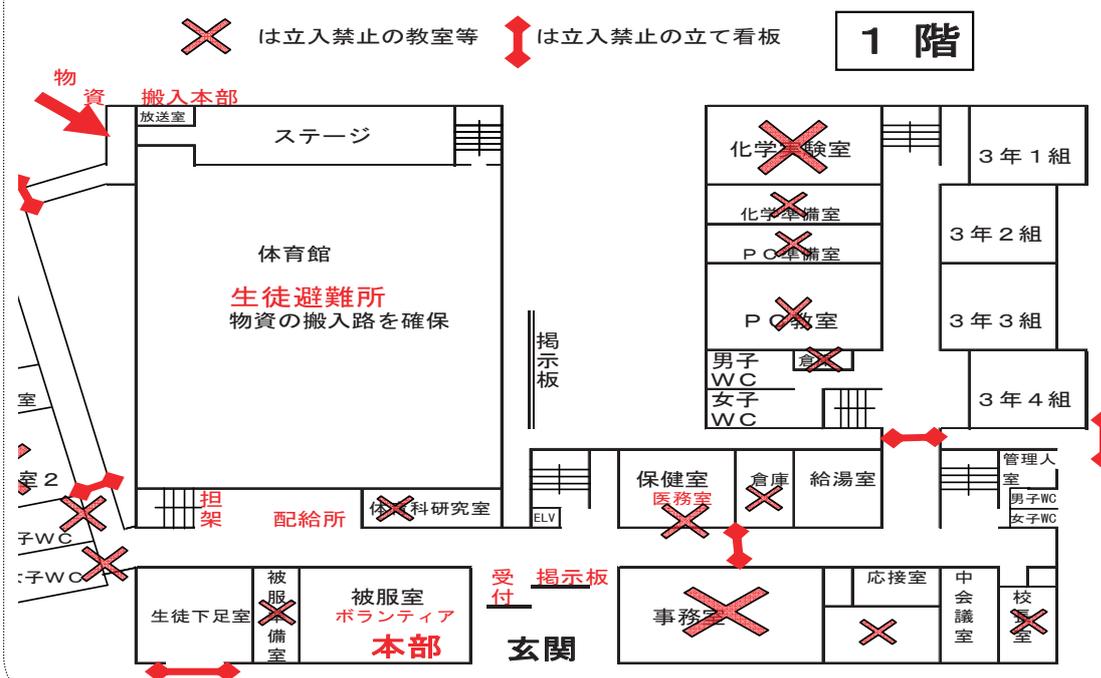
地震や火災の被害を免れ校舎が無事であった場合は、避難所に指定されていなくても、被災した地域住民が学校に避難してくることも想定される。都心部では高層マンションで暮らす生徒等と保護者が行き場を失い避難してくることも考えられる。各学校の事情に応じて被災後から授業再開までを事前に想定し、避難者の受入れ場所等をあらかじめ区分・設定しておくことが大切である。

あらかじめ地域住民に開放すると決めている場合には、受入れの要件（水、食糧の提供の有無等）を明示するとともに、日頃から地元自治体や地域に対して、その点を伝えておくことが必要である。

## 【事例：震災時に学校を開放する準備】

中央大学杉並高校では、大規模地震発生時には避難者を校内に受け入れることを想定し、防災マニュアルで校内の部屋割りを決めている。立入禁止とする教室等への張り紙や、立入禁止の立て看板を掲示した後に、校内を開放することとしている。支援物資の搬入路、ボランティア本部、各種情報を知らせる掲示板、物資の配給所などの設置場所をあらかじめ決めるなど、避難所として学校を開放することを想定した様々な準備をしている。

## ＜災害時の避難所部屋割の例＞（実際の図面とは異なる）



## 【事例：阪神・淡路大震災時の私立学校の対応】

兵庫県西宮市の甲陽学院中学校では、西宮市と避難所の協定は締結していなかったが、阪神・淡路大震災当日の1月17日、通りがかりの男性から、避難所となっている小学校が避難者でいっぱいになっていると言われた教員が、中学校へ行き、事務長に相談し、事務長を通じて校長と教頭の了解を得て、柔道場、続いて体育館を避難所として開放した。家屋の倒壊又は余震を心配した近隣の最多261名の避難者を受入れたが、近隣の自治会長が避難者の窓口となり、避難生活に必要な連絡は全て自治会長と取り合った。これは受入要請を受けた際に、自治会との二者で取り決めたことである。

行政による避難者への対応は予定通りに進まず、地震から2か月を過ぎた段階でも避難者は60余名あり、避難者全員が公設の避難所に移ったのは3月26日であったが、授業再開のことも考慮して開放場所を決めていたために、2月1日より変則的ながらも授業を再開することが出来た。

参考文献：『甲陽学院震災記』（甲陽学院中学・高等学校、1997.1）

### 3-2 津波への対応

#### 【課題2】津波のおそれがある地域での安全な避難

##### 【マニュアル点検の視点】

- (1) 校外活動時の津波対策 **事前**
- (2) 高所避難先の確保、自治体との連携 **事前**

#### (1) 校外活動時の津波対策

修学旅行や臨海学校等で沿岸部にいる時に地震が起こった場合、高所への避難を徹底するなど安全確保の徹底が不可欠であり、活動計画を立てる際に避難場所の確認等の事前準備を行う必要がある。併せて、「津波の際に取るべき正しい行動」(下表参照)を生徒等に伝えておくとともに、津波の情報を収集するための携帯ラジオ等を持参する必要がある。

また、河川敷のグラウンドなどの河川流域でクラブ活動等を実施している場合には、地震発生後、直ちに堤防内側に避難するように即座の指示や、揺れを感じたらすぐに避難を開始するよう、日頃から場所や状況に応じた避難意識を啓発しておく必要がある。

津波の被害のおそれのある地域では、以下のような津波標識が掲示されているので、修学旅行等の事前確認の際には注意を要する。

##### 【津波に関する統一標識】



津波避難ビル



津波避難場所



津波注意

##### 【津波避難ビル】

津波に対しての安全な避難場所(津波避難ビル)の情報を表示

##### 【津波避難場所】

津波に対しての安全な避難場所(高台)の情報を表示

##### 【津波注意】

地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を表示

出典：総務省消防庁ホームページ [www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2103/210323-1houdou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2103/210323-1houdou.pdf)

##### 【津波の際に取るべき正しい行動】

- 地震の揺れを感じた時は、ただちに高台や決められた避難地へ避難しましょう。
- より遠くではなく、より高い場所に避難しましょう。
- 逃げ切れない時は、頑丈な建物の可能な限り高層階に避難してください。
- 小さな揺れやゆったりした揺れでも、津波は発生する可能性があります。
- 津波は長時間続きます。津波警報・注意報が解除されるまでは、決して海岸には近づかないでください。
- 津波は河川を遡上します。川沿いからも避難してください。
- 海外の地震で津波が発生する場合があります。日頃から津波警報・注意報には注意しましょう。

出典：日本気象協会ホームページ [http://tenki.jp/docs/note/tsunami/page\\_4.html](http://tenki.jp/docs/note/tsunami/page_4.html)

## 【津波の伝わる速さ】

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくとつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。

出典：気象庁ホームページ

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/known/tsunami/generation.html>

## （２）高所避難先の確保、自治体との連携

東京湾沿岸部（津波が遡上する範囲の河川沿いの地域を含む）に立地する学校は、想定外の津波の危険性を考慮して、地震発生後に避難できる高い場所を確保しておくことが望ましい。特に、幼稚園の園舎は２階建てが多いので、近隣の高い建築物等の避難先を確保しておくこと安心である。避難先の確保に当たっては、避難誘導訓練を行い、複数の避難経路の確認、避難に要する時間等を記録し、津波到達までの時間を踏まえた問題点を検証しておくことよい。

自治体によっては、津波避難ビルの確保や海拔表示板の設置等、避難情報の発信を行っており、地域自治体の施策を活用した取組が考えられる。

なお、洪水や高潮等による水害の危険についても、津波に準じた対応が有効である。（水害による危険度は、39 ページ参照）

## 【東京湾岸にある区の津波関連対策の例】

江東区では、津波の被害想定の見直しとは別に、津波に対する区民の不安が大きいことから、区内の企業を一時避難施設とする協定を締結している。

品川区では、区内各所の標高を測量し、区内標高検索システムによる区民への情報提供を開始したほか、海拔表示板の設置、区民と協働で津波ハザードマップや防災マニュアルの作成を予定している。

## 【津波避難ビル等に係るガイドライン】

内閣府が平成 17 年 6 月に定めた標記ガイドラインでは、津波から一時的または緊急に避難、退避するための津波避難ビルの構造的要件は以下のとおりである。

- ・ 耐震性：新耐震基準（昭和 56 年施行）に適合
- ・ 津波に対する安全性：RC（鉄筋コンクリート）または SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造、階数は右表を目安

| 想定浸水深  | 階数      |
|--------|---------|
| 1 m 以下 | 2 階建て以上 |
| 2 m    | 3 階建て以上 |
| 3 m    | 4 階建て以上 |

### 3-3 液状化への対応

【課題3】液状化で校舎に被害を受けるほか、ライフラインに支障が出る

#### 【マニュアル点検の視点】

- (1) あわてずに状況を見て判断 **発生時**
- (2) ライフラインの支障を想定した備蓄 **事前**

#### (1) あわてずに状況を見て判断

震災時、校庭に避難することになっている場合、液状化によって校庭が水浸しになることも考えられる。校舎が一気に倒壊するおそれは少ないので、あわてずに状況を見て避難先や待機先を判断する。校舎内にとどまる方が良い場合もある。

液状化の危険性について認識しておくことが必要である。(39 ページ参照)

#### (2) ライフラインの支障を想定した備蓄

液状化によって、電気、ガス、上下水道等のライフラインに支障が生じ、トイレ等が長期にわたって使えなくなることを想定し、生徒等を学校で保護するための備蓄物資等の防災用品を整えるほか、地域の避難場所がわかるようにしておく必要がある。停電時は生徒等のけがの可能性、心理的安心も含めて明かりが必要になるため、事前に教職員が夜間電気をつけず学校の状況を確認し、どのくらい明かりが必要かを確認しておく。(生徒保護(待機)時の備蓄については、28 ページ参照) また、建物が傾いた状態であると平衡感覚を失い気分が悪くなる。避難生活をする際には注意が必要となる。

今後、見直しが進められる「東京の液状化予測図」や、専門家の知見を踏まえて作成される建築物の液状化対策に関する指針をもとに、各学校の対応を見直す必要がある。

#### 【事例：浦安市での液状化被害】

東海大学付属浦安高等学校・中部では、東日本大震災時、海浜砂がパウダー状の泥水となって噴き出し、グラウンドが隆起陥没した。グラウンドに避難するという従前の想定ができなくなった。

当日は約 600 名の生徒や約 100 名の他校の生徒が避難していたが、直後から断水が発生し、災害時用トイレ関連の備蓄がなかったため、浦安市の職員が仮設トイレを設置するまでの5時間程度の間、使用を極力控え、やむを得ない場合はプールの水をトイレに使い流すことで対応した。

震災を受けて、液状化再発を防ぐため新たに杭を岩盤に打つなどして、土壌改良をした。整備には約1年かかり、その間、体育授業のために他所にグラウンドを借りる苦労や、バスで移動する等の負担がかかった。また、今後の津波に備えて避難先をグラウンドから、校舎の最上階へと変更した。



### 3-4 情報収集、安否確認

【課題4】地震により通信網に支障が生じ、情報収集や安否確認が困難になる

#### 【マニュアル点検の視点】

- (1) 対策本部の自動立上げ **事後**
- (2) 複数の連絡手段の確保と多様化 **事前**
- (3) 学校、生徒等、保護者との連絡ルールの徹底 **事前**

#### (1) 対策本部の自動立上げ

災害発生後、生徒等の生命・身体の安全確保をはじめ、負傷者への応急手当、学校が危険な場合の避難、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容の確認・決定は、主に対策本部において行われることから、都内で公共交通機関が長時間ストップする震度5強以上の地震が発生した際は、速やかな体制整備に向けて、対策本部を自動的に職員室内に立ち上げる等のルール化をしておくことが望ましい。

なお、震度5弱以下の場合でも、災害の状況に応じて柔軟な対応が可能となるよう対策本部の設置について定めておくことよい。

事前に本部立ち上げの訓練をしておき、発災した場合に各自がどのような対応をとるのか教職員の行動を明確にして、個人がいつでも取り出せるようにスケジュール表等に記載しておくことよい。また、発災時に校長・副校長、管理職がいない場合に備えた、指揮命令系統の順序を決めておくとともに、全ての教職員がいるとは限らないので教職員の誰もが動けるようにしておく必要がある。さらに、長期的な対応に備えて、特定の教職員に負担がかからないよう、出勤のローテーションの配慮が必要である。

#### (2) 複数の連絡手段の確保と多様化

ア) 災害情報を収集する場合

対策本部において、的確に方針や方策を立てるためには、正確な情報が必要である。このため、災害情報・その他情報の収集については、次頁のような手段を併用する。地震情報はワンセグ、テレビやラジオから最も早く得ることができる。停電でテレビを見ることができない場合もあるので、携帯ラジオを備えておくことは必須である。またテレビやラジオで得られない情報はインターネット端末を利用して得ることができる。

また、学校周辺の情報は、避難が必要な場合に生徒等の安全な誘導に関わるため、屋上や広域避難場所に直接出向いて、火の手がないか、道路が歩行可能かどうかを目視で確認する。

災害の程度によっては、校門前を通る通行人から道路の情報を聞き、付近の道路事情等を実際に歩く前に把握することも必要である。情報収集の担当教職員を配置して情報の正誤を検証、集約し、時々刻々の地震の被害情報や交通機関の運行情報を職員室の黒板等に記載し共有しておくことも有効である。

表 3-1 情報収集手段

|                          |
|--------------------------|
| 緊急地震速報*                  |
| ワンセグ・テレビ・ラジオ             |
| 防災行政無線・区市町村の広報車・エリアメール   |
| インターネット端末（パソコン・携帯電話等）    |
| インターネット                  |
| ツイッター・フェイスブック等のSNS、電子掲示板 |
| 目視による確認                  |

\*緊急地震速報は首都直下地震の場合、地震と同時又は遅れて発表されることがある等、求められる効果が発揮されないこともあるため、各手段の特性を把握した上で、複数の手段を用意する必要がある。

詳細は 71 ページ参照

イ) 安否確認をする場合

どのような手段で情報提供を行うかについては、あらかじめ保護者と確認しておくことが重要である。安否に関する情報提供は、下表のように複数の手段を用いて実施する。

表 3-2 安否確認の手段

|                       |
|-----------------------|
| 公衆電話                  |
| NTT災害用伝言ダイヤル          |
| インターネット端末（パソコン、携帯端末等） |
| メール                   |
| ツイッター・フェイスブック等のSNS    |
| スカイプ等                 |
| 災害用ブロードバンド伝言版「Web171」 |
| ニッポン放送の安否確認情報*        |
| 携帯電話災害用伝言版サービス        |
| 災害時優先電話（学校から保護者への連絡）  |
| 安否確認システム              |

\*対象：小学校、中学校、高等学校

詳細は 73 ページ参照

電話の輻輳や停電等の被害を想定し、電話網を利用するもの（災害時優先電話、公衆電話、衛星電話、災害用伝言ダイヤル171）、携帯電話網を使うもの（携帯用災害用伝言板、SNS等）、パケット通信を利用するもの（災害用伝言版、WEB171、SNS、IP電話等）を使うものなどのそれぞれの通信手段の特性を踏まえて複数の安否確認手段を設定しておくほか、保護者との取決めと情報収集手段を使いこなすための訓練を行うことは、保護者、生徒等の安心のために必要である。このことは、家族間においても行うておくとよい。

災害時優先電話は、通話規制があった場合にも優先的につながるため、導入していない学校は導入を検討する。公衆電話も災害時優先電話と同様に、発信規制がかからないためつながりやすい。登下校時に被災した場合に備えて、生徒等は日頃から公衆電話の設置場所を確認しておく。なお、停電時はテレホンカードが使えないため、10円硬貨を用意しておくことと安心である。

停電時でも、情報収集発信に対応できるように、発電機や乾電池、ノートパソコンの

予備のバッテリー、携帯用の充電器などを備えておくことが必要である。

### (3) 学校、生徒等、保護者との連絡ルールの徹底

#### ア) 発災時別のルール

生徒等が被災した時点の居場所により対応が異なるため、発災時別にどのような連絡をするかを、学校、生徒等、保護者との間で事前に決め、ルールを共有しておくことが重要である。また、防災訓練時に安否情報の連絡について実施することも必要である。

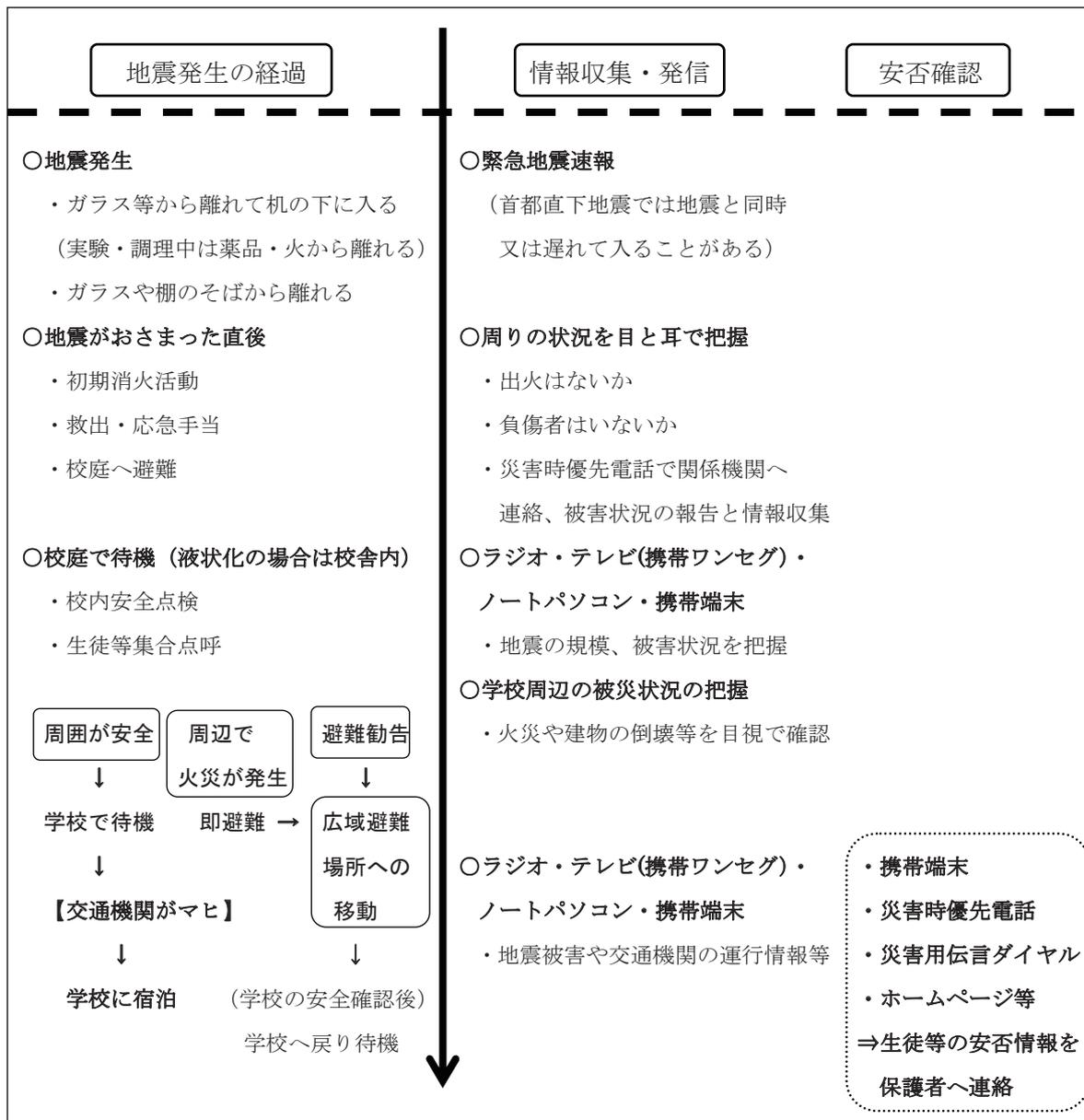
表 3-3 保護者との取決め (例)

| 発災時別  | ルール例  |
|-------|---|
| 学校管理下 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が学校内にいる場合は、生徒等の安全の確認をした上で、保護者に対して生徒等の個人別の安否情報を事前の取決めに従って可能な限り提供する。また、校外活動の場合には、引率の職員から生徒等の安否を確認し学校に連絡。保護者に対しては、安否情報を可能な限り提供する。</li> <li>・発災時には学校は様々な対応に追われ、個別の電話対応は難しいため、原則、保護者から学校に電話をかけないこととする。個別に連絡する必要がある場合に限り、学校から保護者に連絡をすることとする。</li> <li>・〇時間ごとに、ホームページ等で生徒等の安否情報を提供する。</li> <li>・ホームページで安否情報を提供する際には、出席番号を利用する。</li> </ul> |
| 登下校中  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校中に被災し、生徒等が学校に来たときは、学校管理下にある場合の対応と同様になる。</li> <li>・生徒等が途中の施設に避難などしている場合、生徒等は保護者又は学校へ連絡することをルールとする。学校と保護者は相互に連絡を取り合い、生徒等の安否情報の共有を図ることとする。</li> <li>・生徒等が自宅へ戻った場合、保護者はそれを確認し、学校に対して無事帰宅した事を伝えることとする。</li> </ul>   |
| 在宅時   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等の安否情報は、あらかじめ決められた方法で保護者から学校へ連絡することが必要である。また、学校からは、連絡が来ない家庭への安否確認や学校の被災状況、授業の見通しを順次情報提供する。</li> <li>・外出中も想定し、生徒等と保護者間の安否確認においても複数の手段を設定し使いこなすための訓練を促す。</li> </ul>   |

#### イ) 発災時の情報連絡チャートの作成

被害情報の収集と安否確認について、情報連絡チャートを発災時別に作っておくことも必要である。次頁のチャートは、生徒等が在校時に発災し、地震の影響で電話や携帯電話は発信規制がかかってつながりにくく、停電でテレビを見ることができないことを想定している。特に停電の際には、公衆電話やアナログ電話以外の固定電話は基本的に利用できなくなるので注意を要する。

表 3-4 在校時に発災した場合の情報連絡チャート



ウ) 情報通信が困難な事態を想定し、学校、生徒等、保護者との間であらかじめ生徒等の保護や引渡し等についてのルールを取り決め、保護者にも伝えておく。

生徒等の保護や引渡しのルール (例)

- ① 震度5強以上の地震の際には、生徒等を帰宅させず、学校で保護する。
- ② 引渡しは、その手続きに時間をとられるので、一定期間原則として行わない。
- ③ 生徒等の避難場所
- ④ 生徒等の帰宅の判断基準 (混乱収束後)

## エ) 発災時別の情報収集と安否情報の連絡

発災時別のポイントは以下の通りである。

表 3-5 発災時別の情報収集と安否情報の連絡のポイント

|       | 情報収集   | 安否情報の連絡  |
|-------|--|--|
| 共通    | <ul style="list-style-type: none"> <li>震源地、地震の大きさ、被害の概況等の地震情報を収集。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の連絡は、父母の会、PTA、保護者会などで事前にルールを明確にしておく。</li> </ul>   |
| 在校時   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の被害状況や交通機関の運行状況などは、ラジオやインターネット、災害時優先電話を利用して確認。</li> <li>学校周辺に火災が起きているか等、目視で情報収集。</li> <li>火災発生時は広域避難場所へ移動。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員は、生徒等の安否や校舎の安全確認後、保護者へメールリングリストや一斉メールで安否情報を送信。メール到着の遅延に備えてホームページにも情報掲載。</li> <li>けが等個別に連絡が必要な場合は災害時優先電話で対応。つながらない場合は災害用伝言ダイヤルや災害用ブロードバンド伝言板を利用。</li> </ul>  |
| 校外活動時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>現場の避難指示に従って行動し、身の安全を確保。</li> <li>携帯端末や周辺関係者から災害状況を確認。</li> <li>担当職員は本校と連絡をとり、生徒等の安否情報を伝達。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への安否情報の連絡は、校外活動に参加している担当職員と学校が、役割を確認して実施。</li> </ul>   |
| 登下校時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の被害状況や交通機関の運行状況などは、インターネットや災害時優先電話を利用して確認。</li> <li>生徒等から学校へ連絡があった場合は、けが等の有無、避難先、保護者との連絡の有無を確認。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員は学校で保護している生徒等の情報を保護者にメール等で流すとともに、学校で保護していない生徒等の安否情報を保護者に確認。</li> <li>メールでの確認のほか、災害時優先電話で保護者に連絡。相手につながらない場合は災害用伝言ダイヤルや災害用ブロードバンド等使用可能な通信手段を利用。</li> <li>生徒等が携帯電話を所持する場合は、友だち同士で連絡を取り合い確認し、学校に伝えてもらうことも有効。</li> </ul> |
| 在宅時   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(学校参集後) 教職員間の安否確認、被害概況等の地震情報や生徒等の利用交通機関の被害・運行情報を収集。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒等の安否情報を収集。</li> <li>安否確認後復旧のめどがいたら授業の実施見込み(再開)についてメール又はホームページで連絡。</li> </ul>  |

## 3-5 生徒等の保護と帰宅困難者への対応

【課題5】公共交通機関が運行を停止し、生徒等が安全に帰宅できない

## 【マニュアル点検の視点】

- (1) 生徒等の保護と必要な物資の備蓄 事前
- (2) 生徒等の帰宅の判断基準 事前
- (3) 帰宅困難者が校舎内に避難してきた場合の対応 事前

## (1) 生徒等の保護と必要な物資の備蓄

在校時に生徒等が被災した場合、大震災時は学校の安全性が確認されれば、余震や通学路の火災等も想定されるため、原則として生徒を学校に留める必要がある。学校の管理下にある生徒等の安全確保は学校の義務であり、通学路の安全確保や交通機関の運行が確認されるまでは、学校で待機させることになる。

生徒等の保護が決まったら、責任をもって保護するための管理手段のひとつである「生徒等緊急連絡（引渡し）カード」を用意する。このカードには、保護者の連絡先が記載されているが、生徒等を保護者に引き渡したときは、その確認内容を書き込めるよう事前に作成しておく。また、引受人として登録されていない人が生徒等を引き取りに来た場合の対応を定めておくといよい。

図 3-2 引渡しカード（例）

|   |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
|---|---|---|---|---|-------|-------|---|---|----|--|--|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|------------|--|--|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|----------|--|--------|--|-----------------|--|------------|--|
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">時</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">午前/午後</td> <td style="width: 10%;">時</td> <td style="width: 10%;">分</td> </tr> <tr> <td colspan="8">生徒</td> </tr> <tr> <td>氏名（ふりがな）</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>学年・クラス</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>自宅住所</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>自宅電話（携帯電話）</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>平時の帰宅ルート</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>立会い教員氏名</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>引受人本人確認</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table> | 日 | 時 | 年 | 月 | 日     | 午前/午後 | 時 | 分 | 生徒 |  |  |  |  |  |  |  | 氏名（ふりがな） |  |  |  |  |  |  |  | 学年・クラス |  |  |  |  |  |  |  | 自宅住所 |  |  |  |  |  |  |  | 自宅電話（携帯電話） |  |  |  |  |  |  |  | 平時の帰宅ルート |  |  |  |  |  |  |  | 立会い教員氏名 |  |  |  |  |  |  |  | 引受人本人確認 |  |  |  |  |  |  |  | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">引受人</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">氏名（ふりがな）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生徒との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者以外の<br/>場合の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号（携帯電話）</td> <td></td> </tr> </table> <p>私（引受人）は、_____（生徒）を _____（場所）で<br/>引き取りました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 引受人氏名（      ）</p> | 引受人 |  | 氏名（ふりがな） |  | 生徒との関係 |  | 保護者以外の<br>場合の住所 |  | 電話番号（携帯電話） |  |
| 日   | 時 | 年 | 月 | 日 | 午前/午後 | 時     | 分 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 生徒  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 氏名（ふりがな）  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 学年・クラス  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 自宅住所  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 自宅電話（携帯電話）  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 平時の帰宅ルート  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 立会い教員氏名   |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 引受人本人確認   |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 引受人   |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 氏名（ふりがな）  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 生徒との関係  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 保護者以外の<br>場合の住所   |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |
| 電話番号（携帯電話）  |   |   |   |   |       |       |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |            |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |     |  |          |  |        |  |                 |  |            |  |

学校には少なくとも生徒等を3日間は保護することができるだけの、食糧、水、毛布、その他物資を備蓄しておく必要がある。

3日以上学校での待機が必要な場合や、帰宅困難者を受入れる際には、学校から行政に要請して、支援物資を求める必要がある。ただし、行政は指定避難所等への対応で手がまわらないことも想定される。したがって、避難者を事前に受入れることを決めている学校は、物資の提供を円滑に受けられるようにするため、地元の自治体と事前の協定等を結ぶことが望ましい。

備蓄物資は実際に使う場面を想像し配備する。発災時対応の手間や校舎に被害が及び

備蓄倉庫まで取りに行けない等の事態を考慮すると、学校の規模や備蓄倉庫の位置によっては、一か所に大量に保管するよりも、教室内に各生徒がすぐ物資を取り出せる場所に置く等分散保管することが望ましい場合があるため、被害状況を想定した配備をおこなっておく。

#### 備蓄物資（例）

水、食糧、毛布、簡易トイレ、医薬品、衛生用品、防寒具、懐中電灯、カセットコンロ、コンタクトの洗浄液、予備の AED パッド、アレルギー対応食、携帯電話充電機 等

#### 【水と食糧を3日間分を備蓄する理由】

救出救助で命を救える可能性が高いのが災害後の最初の 72 時間（3日間）とされており、ここに多くの人手と労力が割かれる。また、被害状況を把握し自治体が備蓄している水や食糧を必要なところに配送するまでにも 72 時間程度の時間がかかる。従って、災害から3日間は自治体からの水や食糧は届かないものと考え、事前準備をしておく必要がある。

#### 【帰宅困難者対策の条例化と防災備蓄物資の補助制度】

東京の私立学校では、備蓄物資の確保、保護者への連絡体制、引渡しまでの保護体制の整備など生徒等の在学時の安全確保について積極的に取り組んできている。

東京都では、帰宅困難者の大量発生による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制から帰宅支援まで一貫した帰宅困難者対策を規定した条例を本年3月に制定した。具体的には、企業による従業員の施設内待機と従業員の3日分の備蓄の努力義務と、学校における生徒等の安全確保措置の努力義務など、帰宅困難者の発生を抑制するための対策を規定している。

その動きを先取りする形で、東京都では、私立学校の生徒等の安全安心な学校環境の緊急整備として、生徒等が学校にいる間に震災が発生した場合であっても、少なくとも3日間は生徒等の避難生活の安全を確保する環境を構築できるよう、防災備蓄物資の整備に要する経費を補助する制度（生徒一人当たり一万円を上限）を設け平成23年度と24年度の2ヶ年で実施している\*。この制度を活用して、各学校が早急に備蓄物資の整備を進める必要がある。

（\*対象：幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全・定）、特別支援学校、専修学校（高等課程））

生徒等が、校外活動時に被災した場合は、学校と道路状況の安全が確認できれば学校に戻る。戻れない場合は、近隣の一時滞在施設等へ移動する等のルールを事前に決めておく必要がある。

なお、安全な空間の確保のため、校舎の耐震化はもとより、天井などの落下防止措置、蛍光灯やガラスの飛散防止措置、非構造部材の耐震化、棚やテレビ、パソコン、ピアノ等の固定等の安全対策をとることは大前提である。

#### 【非構造部材等の耐震化】

以下のホームページに非構造部材等の重要性、点検及び対策の進め方や対策事例が掲載されているので確認するとよい。

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために ～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」

(文部科学省) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

「学校施設における非構造部材等の耐震対策事例集」(国立教育政策研究所文教施設研究センター)

<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jirei.pdf>

また、生徒等を学校で保護する場合は集団で生活するために感染症等の予防対策をとることが重要である。特に夏場は食中毒対策、冬場は防寒具の備え等インフルエンザ対策が重要になる。断水する場合もあり消毒液を備えておくことは必須である。また、傷みやすい食料品はできるだけその都度食べきるようにし、食べかけで保管するようなことはしないなどの対応も必要である。

#### (2) 生徒等の帰宅の判断基準

大地震の混乱がおさまったあと、学校で保護した生徒等をいつ帰宅させるかの判断が重要となる。生徒等の帰宅経路の被害状況や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等を把握し、生徒等が安全に帰宅できることを確認し、保護者との連絡が取れた上でなければならない。具体的な判断基準は、次の例を目安として各学校があらかじめ定め、保護者との共通ルールとしておかなければならない。

##### 生徒等の帰宅の判断基準(例)

- ・ 帰宅経路の安全が確認できる。あるいは、自宅までの交通機関の運行が可能である
- ・ 保護者の安全がわかり、生徒等の自宅の安全が確認できる
- ・ 保護者に対して帰宅させる旨を伝えて確認がとれる
- ・ 保護者が迎えに来る

#### (3) 帰宅困難者が校舎内に避難してきた場合の対応

学校を帰宅困難者の一時滞在施設あるいは帰宅支援ステーション(32ページ参照)として開放するかどうかは、学校の事情を踏まえ地元自治体や地域との関わりのなかで学校が主体的に判断することである。学校がそれらの施設に指定されていない場合であっても、大規模な震災が発生した場合には、多くの被災者が学校に避難先を求めることが十分に考えられる。

そのような事態に備え、生徒等が待機する空間の安全面の確保や、学校の再開の障害を極力取り除く観点から、一時滞在施設等として学校の一部を開放する事態を想定した事前の検討を行っておくことも必要である。

##### 帰宅困難者を受入れる場合のポイント

- ・ 立ち入り禁止区域と開放区域をあらかじめ決め、わかりやすく表示する。(19ページ参照)
- ・ あらかじめ帰宅困難者に開放すると決めている場合には、受入れの要件(水、食糧の提供の有無等)を明示するとともに、日頃から地元自治体や地域に対して、その点を伝えておくことが必要である。

### 3-6 登下校時の生徒等の安全確保

#### 【課題6】公共交通機関利用時に被災した場合の生徒等の安全確保

##### 【マニュアル点検の視点】

- (1) 登下校時に被災した場合の対応に関する事前の取決め **事前**
- (2) 大規模集客施設や駅等での生徒等の保護(首都圏レベルの検討)
- (3) 一時滞在施設における生徒等の受入れ(首都圏レベルの検討)
- (4) 私立学校間の相互連携による生徒等の受入れ・保護(今後の取組)

#### (1) 登下校時に被災した場合の対応に関する事前の取決め

ア) 学校・生徒等・保護者との取決めの徹底(緊急時対応カードの作成)

登下校時、特に学校最寄駅から自宅最寄駅までの間に被災した場合、どこにいれば学校、自宅へ向かうのか、あるいはどの一時滞在施設へ向かうのかなど被災時の対応や避難経路などをあらかじめ明確にして、学校、生徒等、保護者間で確実に共有することが極めて重要である。その際これらの情報を記載した緊急時対応カード(32ページ事例参照)の作成や、地図や情報機器を使いこなす能力の育成、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの周知を行っておくことも大切である。

イ) 帰宅支援マップ

学校は、学校～自宅間にある危険箇所や、帰宅支援ステーション等の災害時に有益な情報を盛り込んだ帰宅支援マップの作成を生徒等や保護者に働きかけたり、防災教育の一環として、生徒等が自分自身の通学環境をよく知るために、防災まちあるきを行うことが有効である。

##### 登下校時に被災した場合の備えと心構え(例)

- 登下校時は歩きやすい靴を履き、帽子を着用。手袋をカバンに入れる。
- 水や携行食糧(最低1食分)、携帯電話の予備電池、簡易トイレを持ち歩く。
- 通学途中の公共交通機関を使う範囲の避難場所などを把握し、事前に歩いて確認しておく。
- 群衆のパニックに巻き込まれないよう、まず周りを見渡して、駅員や警察官がいればその指示に従い、落ち着いて行動している集団に従い避難をする。
- ビルから落ちてくる落下物に備えて、歩道の車道側を歩くなど周囲の状況に応じた身の安全確保策を意識する。
- 避難途中で休憩する場合は、ガラスが割れてない等被害のない建物に入るのが安全である。

【事例：緊急時対応カード】

東京都千代田区の暁星小学校では、児童が登下校時に発災した場合に備えて、「登下校時に被災した場合の約束」という緊急時対応カードに、各家庭で取り決めた以下の事項を記載し保護者、児童、学校でそれぞれ保管することになっている。

- ① 通学路の途中で大地震が発生したときに途中で避難できる場所（待ち合わせ場所）
- ② 通学路上で一時預かりを依頼できる場所 等

**登下校時に被災した場合の約束**

☆二部コピーを取り、一部をランドセルに、もう一部を学校に提出してください。 年 組 番 氏名

①通学路の途中で大地震が発生したとき、途中で避難できる場所を記入してください。

自宅

※避難場所は、保護者（引き取り人）と待ち合わせる場所にもなりますので、お子さんの分かる場所を指定してください。  
※地下鉄などでは、駅に留まれない場合もあります。付近の帰宅支援ステーションも事前にお調べください。

②通学路上（もしくは通学路近辺）で、一時預かりを依頼できる場所がありましたら、記入してください。（暁星児童の家は除く）

| 名前（もしくは施設名） | 住所及び児童との関係 | 電話番号 |
|-------------|------------|------|
|             |            |      |
|             |            |      |
|             |            |      |

③新たに引き取り人として加える方がいれば記入してください。

| 氏 名 | 児童との関係 |
|-----|--------|
|     |        |
|     |        |
|     |        |

④上記以外で、登下校中に被災した場合のご家庭での約束があれば記入してください。

【帰宅支援ステーションの機能】

大地震が発生した場合、通勤・通学などで外出中の教職員、生徒等は、公共交通機関が不通となる可能性が高く、多くの方が徒歩で帰宅をされると考えられる。その帰宅者に対して、①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供などを行うのが帰宅支援ステーションである。対象のコンビニエンスストアやファーストフード店、ガソリンスタンド（GS）等には下のステッカーが掲示されている。

その他都内では、全都立学校、東京武道館、一部の郵便局が帰宅支援ステーションに指定されている。

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/athome/return.html>



・コンビニ等      ・東京都GS      ・神奈川県GS      ・埼玉県GS      ・千葉県GS

## ウ) 園バスでの対応 (幼稚園)

園バスで園児の送迎をしている幼稚園では、日頃から園バスが運行する経路上の危険箇所の確認を行うとともに、発災時は、臨機応変に安全な経路を選択できるようにあらかじめ複数の代替経路を用意しておくことが大切である。また、途中で運行不可となった場合に、区市町村を通じて小学校に一時保護してもらえるか確認をしておくことよい。



## 【発災時の園バスの対応】 (出典：東京都教育委員会「学校危機管理マニュアル」)

## 特別支援学校スクールバス運行マニュアル

## ■ 児童・生徒在校中に大地震発生の場合

○ 運行不可能の場合 学校災害対策本部設置→家庭と連絡をとる→引渡し場所、時間等について合意する。

## ■ 登下校途中で大地震発生の場合

○ 運行可能の場合

[登校中] 学校と携帯電話で連絡をとり、そのまま学校へ進むか、児童・生徒を自宅に戻すか指示を受ける。安全を確認しながら、また、学校から指示を受けながら移動する。警察や消防など公的防災機関の指示に従う。

[下校中] 学校と携帯電話で連絡をとりながら進行する。

○ 運行不可能の場合 (「立ち往生」状態)

一般道路の車両通行は、地震の大揺れを感じたときは、静かに左端に寄せて停車し、カーラジオで情報を聞きながら待機することになっている。運転、進行は警察や防災関係機関に制止される。

1 スクールバス (以下SBという。)も例外ではない。同乗責任者又は運転者は本校と携帯電話で連絡をとり、指示に従う。また、警察や防災関係機関の指示があるときは、その内容を学校に連絡し、居場所や車内の状態を伝達する。

2 学校危機管理対策本部設置

- 1) 校長が学校危機管理委員会を招集し、学校危機管理対策本部を設置する。
- 2) 児童・生徒の出欠を確認し、乗車している児童・生徒と照合して確認をとる。
- 3) SBの停車位置を確認する。その付近の避難場所を照会、認識する。
- 4) 地図を用意し、停車位置をマーク、移動があれば印を落として記録する。運行表と照合し、追跡する。

3 家庭への電話連絡

- 1) SBコース単位で、家庭にSBの位置/引渡し場所等を電話連絡をする。
- 2) 連絡がとれない家庭の児童・生徒は、学校又は最寄りの避難所で保護する。
- 4 自転車若しくは徒歩による現場への支援  
各コースのSB係が、停車地点へ赴き、必要物資の差し入れ、必要な処置(最寄りの防災機関や医療機関等との交渉など)を支援する。

#### (2) 大規模集客施設や駅等での生徒等の保護に対する配慮

東京都では、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において登下校中の生徒等の安全確保に関連する取組として、以下の項目の検討を進めており、平成24年3月9日に中間報告が出されたところである。

今後最終報告に向けてさらに検討が進められるが、これまで学校では対応することができなかった交通機関利用時の安全確保策について、新たな取組が公表される予定である。<sup>\*1</sup>

(実施主体：店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場、駅等)

- ・利用客の安全確保のための、発災直後の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順
- ・災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人に対する配慮と具体的な対策

#### (3) 一時滞在施設における生徒等の受入れに対する配慮

(2)と同様に、一時滞在施設での帰宅困難者等の受入れについて、検討が進められている。<sup>\*2</sup>

- ・都立施設等の一時滞在施設の指定、国・区市町村・民間事業者に対する協力要請による施設の確保
- ・災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）に対する優先的受入等の必要な対策

#### 【代替搬送手段による生徒等の搬送の検討（予定）】

発災後概ね4日目以降、鉄道の代替搬送手段としてバス・タクシーや船舶等による帰宅困難者の搬送を行う際の生徒等の取扱いを検討予定<sup>\*3</sup>



\*1 \*2 \*3

平成24年の秋頃までに出される最終報告を踏まえ、各学校は、登下校時の生徒等、保護者及び学校の対応について見直しを行い、マニュアルに反映する。

#### (4) 私立学校間の相互連携による生徒等の受入れ・保護

私立学校が集中している東京のメリットを活かし、登下校中に被災し帰宅困難となった生徒等を相互に受け入れる私立学校の連携した取組が進められつつある。具体的には、あらかじめ学校間で協定等を締結し、登下校中に災害が発生した場合、生徒等は、最寄りの私立学校へ緊急避難し、保護を受けるものである。

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設が不足しているため、今後行政と民間が一体となって確保していくとされているが、現時点では生徒等が被災した場合の安全確保が十分に図られているとは言いがたい。

これに対し、都内には駅近くに所在している私立学校が多数あるため、多くの私立学校がこの取組に参加することにより、生徒等を被災後に速やかにかつ安心して保護してもらえる場所が飛躍的に増え、生徒等の安全確保の環境が格段に向上する。

今後、この取組の進展に応じて、対象校は、登下校時における生徒等、保護者及び学校の対応について見直しを行い、マニュアルに反映させることが望ましい。

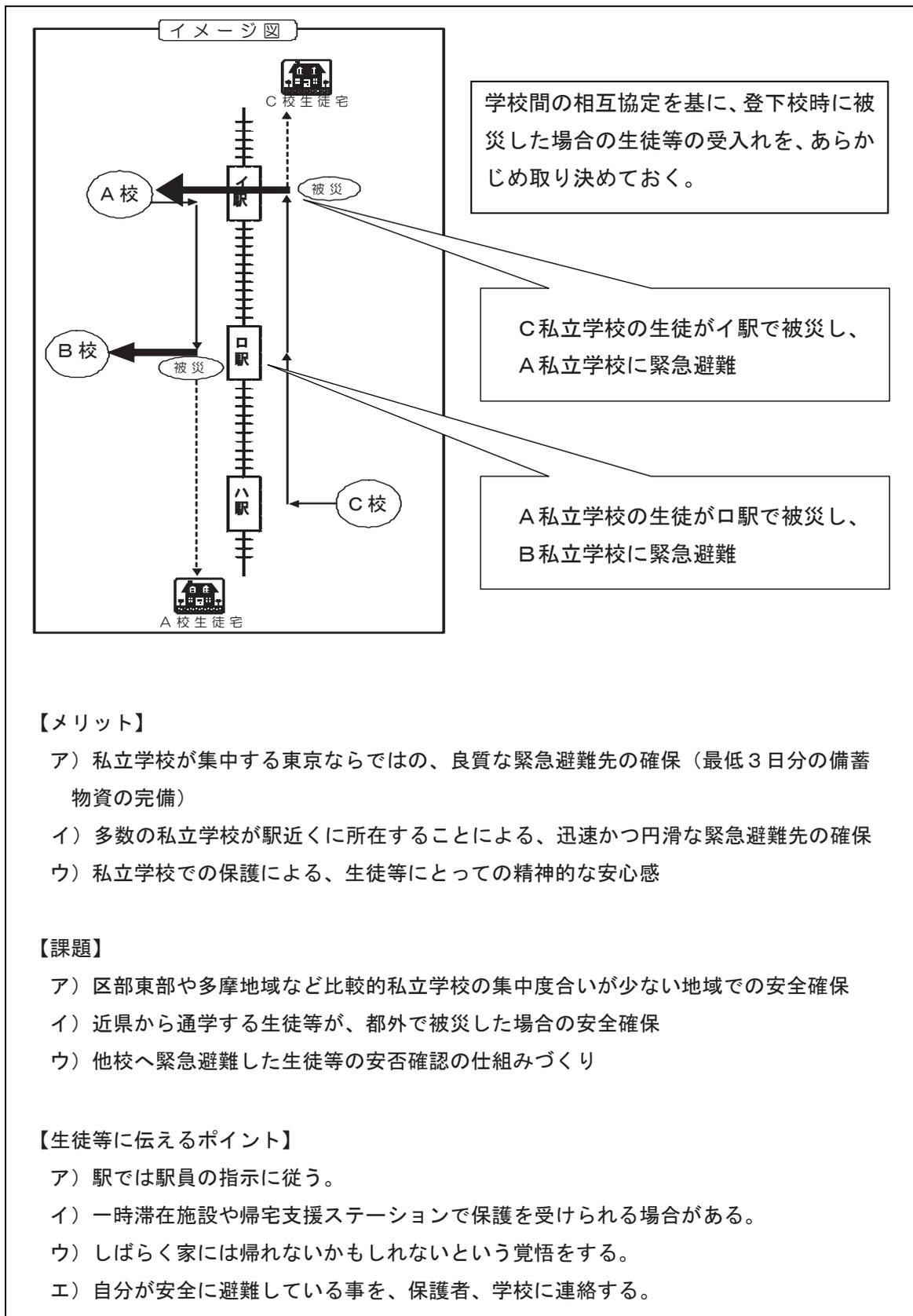
なお、東京都は課題調査を行うなど、こうした私立学校の取組を支援している。

図3-3 東京都内の鉄道沿線に私立中学校・高等学校が集まっている様子



※中学校と高等学校が同一場所に所在している場合は、記号は一つで表示している

図3-4 私立学校間の相互連携による生徒等の受入れ・保護の考え方



## 第4章 地域災害リスクの調べ方

### 4-1 地震に関する地域の危険度

文部科学省の地震調査委員会の長期評価において、都心部周辺で発生しうるマグニチュード（M）7程度の地震は、今後30年以内の発生確率が70%程度と予測されている。

大きな地震が起こると、揺れによる建物の倒壊や火災の発生による延焼が大きな被害を引き起こす可能性がある。

東京都では、東京都震災対策条例に基づき、地震に関する地域危険度測定調査を行っている。地域危険度は、学校のあるまちの危険性を正しく理解し、対策につなげていくための参考とすることができる。

#### 【地震に関する地域危険度測定調査（第6回）（平成20年2月公表）】

[http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa\\_6/home.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm)

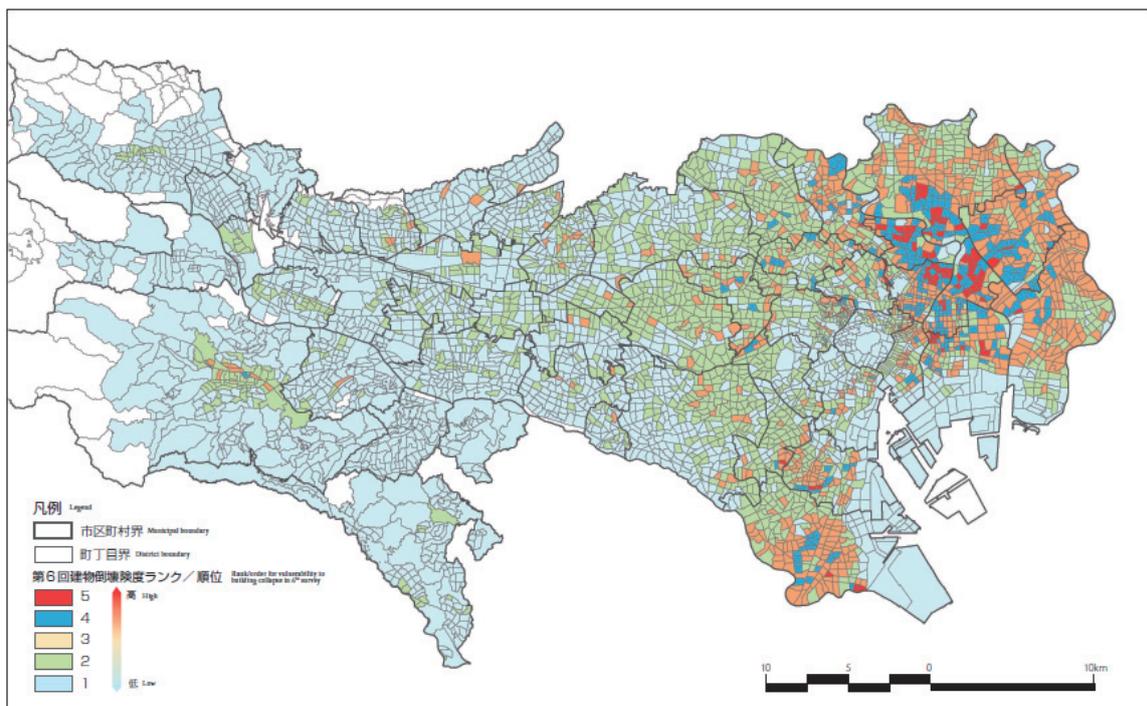
地震の揺れによる以下の3つの危険性を町丁目ごとに測定している。

- ①建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）
- ②火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）
- ③総合危険度（建物倒壊や延焼の危険性）

町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、地域危険度が公開されており、それぞれ学校のある地域の状況を知ることができる。

（※地震に関する地域危険度測定調査（第7回）が平成25年に公表される予定である。）

図4-1 建物倒壊危険度ランク図（地震に関する地域危険度測定調査・第6回より）



### ・建物倒壊危険度が高い地域

危険度の高い地域は、沖積低地や谷底低地に分類される地盤上にあり、古い木造や軽量鉄骨造の建物が密集している荒川・隅田川沿いのいわゆる下町地域一帯に分布。具体的には、足立区南部から荒川区、台東区東部、葛飾区西部、墨田区、江東区北部に広がる地域で危険度が高くなっている。一方、多摩地域は、区部に比べると危険度が低いが必要である。

### ・火災危険度が高い地域

危険度の高い地域は、木造建物が密集している地域に多く、区部の環状7号線沿いにドーナツ状に分布するとともに、JR中央線沿線(区部)にも分布。具体的には、杉並区東部から中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区南部、葛飾区西部、墨田区北部に広がる地域で、また、品川区南西部に広がる地域でも危険性が高くなっている。一方、多摩地域は、区部に比べると危険度は低いが必要である。(火災危険度ランク図は11ページ参照)

また、50棟以上木造住宅が連続せず、耐火建物が連続する地区では、地震による火気器具からの出火はあったとしても大規模な延焼のおそれはなく、地域内の人々は広域的な避難の必要はないとされ、「地区内残留地区」として指定している。(千代田区など)

なお、多摩地域においては、それぞれの市町村が策定した「地域防災計画」で指定した広域避難場所に、区部と同様の避難適地を加えて評価している。

東京都総務局の「東京都防災マップ」を参照して、近隣の(広域)避難場所を確認しておく必要がある。

<http://map.bousai.metro.tokyo.jp/>

<地域災害リスクや避難場所を調べたら実際に歩いてみよう>

学校と周辺の危険度を確認 → 一時集合場所を確認(区市町村ホームページ) → 広域避難場所を確認 → 安全な避難ルートを設定(複数) → 実際に歩いてみる

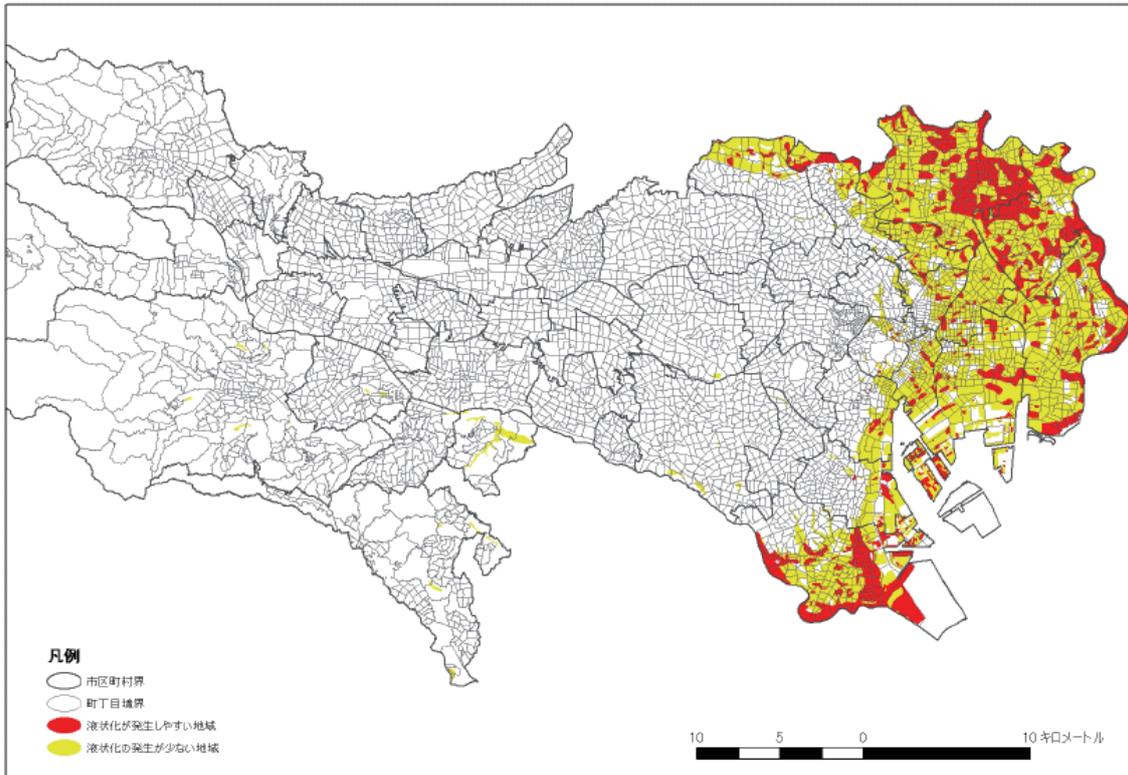
### ※「被害想定」と「地域危険度」との違い

「被害想定」は、発生する確率が高い特定の地震を想定していることから、想定した震源地から離れると揺れが少ない等、影響を受ける地域やその程度が限定的なものとなっている。一方、「地域危険度」は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している点が大きく異なる。

## 4-2 液状化が発生しやすい地域

都内の液状化予測図は、以下のとおりである。

図 4-2 液状化予測図（地震に関する地域危険度測定調査・第 6 回より）



### 【参考：東京の液状化予測図（昭和62年から公表）】

<http://doboku.metro.tokyo.jp/start/O3-jyouhou/ekijyouka/>

東京都土木技術支援・人材育成センターが公表している「東京の液状化予測図」からも、各地域の状況を図面上で確認できる。

## 4-3 その他の危険

### 洪水の危険度を調べる

東京都では、大雨による洪水への対策を進めているが、大雨が降った場合の事前の予防策に役立つよう、浸水予想区域図を作成・公表している。

この浸水予想区域図を基にして、各区市で洪水ハザードマップの作成・公表を進めている。河川の流域ごとの浸水予想区域を以下のホームページから確認することができる。

[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai\\_taisaku/index/menu02.htm](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_taisaku/index/menu02.htm)

（地震に起因する災害ではないが、参考として掲載）

## 第5章 都内私立学校等の取組事例

暁星小学校（東京都千代田区）

（男子校）

### ①児童の引き取りと登下校時の被災対応

#### ■概要と背景

東日本大震災の時には、発災後 12 時間近く経ってから保護者と合流できた児童も数名いた。このため、発災時にどこにいるかによってどのように行動するかを事前に決めておく「登下校時に被災した場合の約束」という緊急時対応カードを作成することにした。（32 ページ参照）通学路の途中で大地震が発生したときに途中で避難できる場所（保護者と待ち合わせをする場所）、通学路上で一時預りを依頼できる場所や帰宅支援ステーションの位置などを記したものを 3 枚作成し、家庭、学校での保管とともに児童のランドセルにも、入れておくことにした。

#### ■震災時の対応

震災時は保護者の引き取りがあるまでは帰さなかった。引き取り人も緊急時引渡しシートに 3 名書いてあり、児童と教員の確認で混乱はなかった。友だちを連れ帰る等他の保護者の申し出があったが、保護者と行き違いの可能性があるので断った。

登下校中の児童に対しては宿泊学習で使うトランシーバーを利用し、最寄り駅まで教員を派遣し、児童の安否を確認した。トランシーバーは校庭から最寄り駅の地下まで通じた。

下校途中で電車が止まった児童からも連絡があり、駅員の指示に従い駅で待つよう指導し、励ました。

#### ■震災を受けての新たな工夫や対策

引き取り訓練は年 1 回行っている。東日本大震災後に、学校の最寄り駅から自宅までの間で区間を決めて保護者と一緒に歩いて下さいという指導に変更。その際に毎年更新する非常用飲料水やアルファ米を渡している。緊急時引渡しシートに記載されている引き渡し時の引き取り人をそれまでの 3 人から増加、身内の高校生も可能としている。

学校では、各児童の通学経路と通学時間をあらかじめ登録している。これを基に、登下校中に被災した場合、おおよそどのルート上に児童がいるのかを想定したり、各児童の自宅が学校からどのくらい離れているかをエリア別に分類した独自の表を作成したりした。この表から、学校で預かっている児童の保護者が、家

庭からの迎えにかかる時間を算出し、災害備蓄品の準備をするための参考資料とした。外部との連携としては最寄り駅の駅員にも震災時の児童への配慮を依頼している。

#### ■ポイント

保護者と児童が帰宅経路や待ち合わせ場所をあらかじめ決めておくことは、登下校時の帰宅困難時の保護者の不安を解消し、児童にも緊急時の処置へのヒントを与えることができる。また学校が最寄り駅等と連絡を取ることも登下校時の安否確認の一手段として有効である。

### ②宿泊に備えた対応

東日本大震災の経験をもとに、全学年分の寝袋の棚を作った。寝袋を写真のように保管、寝袋は 2 年生から合宿教室で使うが、1 年生も新たに寝袋を購入し、災害時に児童がいつでも使えるようにした。



（廊下に設置された寝袋の棚）

非常用備蓄の見直しの結果、アルファ米を導入し、その際アレルギーの児童にも対応できる種類を購入した。また、暖かい食べ物を提供できるようにカセットコンロを備蓄に追加した。持病のある児童の薬は事前に預かり、他の医薬品は保健室で対応するようになっている。

児童の安否確認にできるだけ早く対応し、保護者に伝えることは、安心感が高まる結果につながる。また、学校の取った措置と根拠を明確に説明することも大事だと考えているという。

## 三輪田学園中学校高等学校-1 (東京都千代田区)

(女子校)

## ①帰宅経路別集合訓練

## ■概要

平成23年4月に中高合同で帰宅経路別集合訓練を行った。帰宅する地域を17方面に分け、交通機関、通学パターンで細分化し、61経路に分けて集合する訓練にしている。5~10名程度(最大15名)のグループになり帰宅方面別に、集合する訓練である。

## ■実施背景

震災以前は40グループに分けた訓練を実施していた。東日本大震災時は宿泊した生徒の地域を確認し、13の帰宅グループに生徒を分け名簿を作成した。引率する教員は教員の通勤路線に合わせた配置とした経緯がある。

## ■効果

経路を分け訓練をすることで生徒の帰宅中の際の被災にも生徒が大体どの程度の場所にいるか想定できるという。

## ■ポイント

大震災時には火災や倒壊等のおそれがない場合は原則生徒を学校に留める方針ではあるが、通学路の安全が確保され、公共交通機関が運行し、保護者の意向も確認できた後は、1人ではなく集団で帰宅する経路により帰宅させることは生徒の安全に寄与するだろう。

## ②インフラ障害対策の事例

## ■インフラ障害と備蓄

三輪田学園中学校高等学校の校舎は2010年に竣工している。水道設備等のインフラが震災で使えなくなった際のトイレ対策として、マンホールトイレを10基設置しているほか、屋上のプールから直接、水をマンホールトイレ近くの蛇口に流せるような仕組みになっている。エレベーターは震災時に直近の階で開くように出来ている。

備蓄については震災後すぐ生徒が3日間宿泊対応できるように食糧、水、毛布などの備蓄をそろえている。学校の備蓄食糧の他、学年積み立てで購入した食糧は生徒のロッカーに備えており、卒業時生徒が持ち帰る。更にトイレ関係では携帯トイレを9,000個備蓄している、各場所に備蓄を分散配置、携帯トイレ等は生徒が

何時でも引き出せるように保管場所に鍵はかかっていない。また、担架を3ヶ所に配備している。

## ■震災対応の仕組みを持つ校舎を作った背景

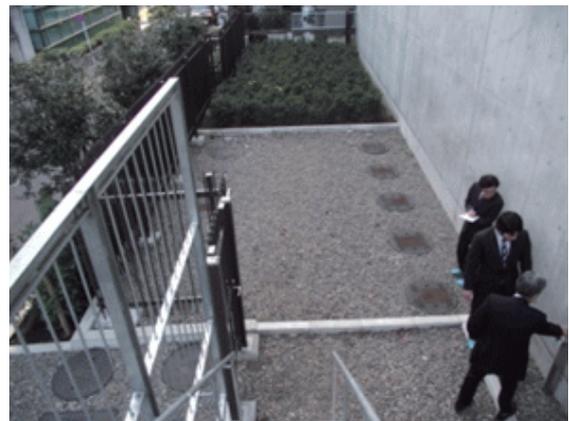
元々の設計で入れていたことと、千代田区からも是非入れてほしいと要請されて設計した経緯がある。

## ■効果

震災時は校舎には全く被害が無かった。プールの水が揺れにより1/3程度流失したのみである。当日は電気が生きていたことと、生徒の宿泊場所は冷暖房完備の体育館であったため、大変暖かく過ごすことができたという。

## ■ポイント

校舎の安全性確保の上にさらに、マンホールトイレ、簡易トイレと二重三重の設備と備蓄で、装備が機能しなくても代替できる対策を取っている。



(災害用マンホールトイレ)



(すぐに取り出せるようにされている備蓄品)

| 三輪田学園中学校高等学校-2（東京都千代田区）  | （女子校）   |
|--|---|
| <h3>③生徒の意見を取り上げた事例</h3>  |   |
| <p><b>■背景と概要</b></p> <p>東日本大震災の釜石の奇跡の教訓を活かし、学園祭実行委員の生徒側から提案が出され、学園祭二日目のお昼頃に震災があった場合を想定し、来校者を安全に避難させる避難訓練を事前に中高生合同で行った。</p> <p><b>■学園祭の訓練で見たことや、訓練の概要</b></p> <p>避難訓練では、学園祭時特有の模擬店の火災の対応や、迷路企画での避難の対応についての訓練を行った。生徒は校内それぞれの場所で気づいたことをその場で話し合い、重要なことをメモした。更に訓練翌日のホームルームで気づいたことを各生徒に確認した。いくつかの改善点が出され、それを学園祭の運営に反映させた。</p> <p><b>■効果</b></p> <p>生徒が自ら考えて行動することによって、生徒全員の危機管理意識が高まったという。</p>   | <p><b>■ポイント</b></p> <p>生徒の声を聞いて、防災に取り組むことは生徒の経験を踏まえた対策に繋がり、生徒や保護者の学校への満足度を高め、また教員が想定しつくしても気付かない改善点が出てくる可能性がある。生徒等の意見を取り入れることは生徒の自発性を引き出す教育効果もあると考えられる。</p> <p><b>■その他の特徴</b></p> <p>三輪田学園中学校高等学校では震災前から、授業のない期間は、玄関に登校簿を置いてある。登校簿にきた時間と帰った時間を記入することになっているので、東日本大震災時には大変役立ち、誰が登校していて、全体で何人校内にいるかがすぐに把握できた。</p> |
| 雙葉小学校（東京都千代田区）   | （女子校）   |
| <h3>専門家によるマニュアル作成と訓練</h3>  |   |
| <p><b>■作成に際して</b></p> <p>雙葉小学校では、航空自衛隊を定年退官し、過去に防災計画の立案を経験していた職員が助言しマニュアルを作成している。作成の方針としては、児童は個人で判断して動けないため、指導する先生のためのマニュアルを意識して作成している。来年度以降も、新規情報や訓練の結果を基に、マニュアルの更新を随時行うという。</p> <p><b>■マニュアルの背景と目的</b></p> <p>背景として数年前から防災マニュアルを作っており、学園内で年に2回の防災会議を行っている。そのため東日本大震災前にはマニュアルが既にできていた。想定は首都直下地震M7.3及び震度6強～7までを想定。学校の地域事情等に合わせて作成している。</p> <p>マニュアルの作成は防災意識の向上と、教員に具体的な行動を示し、児童の安全確保を達成することを目的としている。災害に対するあらゆる事態を想定し、マニュアルを作成した担当がいなくても誰が見ても行動できるようにすることを目指している。</p> | <p><b>■マニュアルに付随して大切なこと</b></p> <p>一枚で各項目を網羅し、「早く逃げなさい」という記載よりも、厨房などでは鍋から離れる等の具体的な行動を示す表現が大切であるという。</p> <p>またマニュアルを作るだけでなく訓練を行うことが大切で、個々人が問題意識を持たせるために、雙葉小学校では抜き打ち訓練も含め年間9回の避難訓練を実施している。</p> <p><b>■ポイント</b></p> <p>専門家を交えて学校の地域事情、特性や訓練の結果を踏まえ、随時その時々学校の状況に合わせたマニュアル作成と更新を行うことが防災に効果的である。</p>                 |

## 中央大学杉並高等学校-1 (東京都杉並区)

## (共学校)

①生徒・教職員による応急手当の分担

## ■概要

中央大学杉並高等学校では、防災士の資格を持つ教員がおり、更に外部の専門家を交えて防災マニュアルを策定している。応急手当の方法として「校内トリアージ」という方法を導入している。これは災害時の保健室の混乱を避け、養護教諭が保健室を離れることがないようにした工夫である。

生徒が負傷した場合、程度により、以下のとおり処置する場所を決めている。①生徒は災害時持出袋の中の絆創膏・三角巾などを用いて各自で手当をする。②教員は各教室に備えてある災害救急用品を用いて負傷した生徒の応急手当をする。(滅菌ガーゼ・養生テープ)③教員は保健室に備えてある移動式の災害用救急用品ケースを持ってきて対応する。④保健室に生徒を移動させる。

## ■「校内トリアージ」導入の背景

「校内トリアージ」は2年前から導入されている。導入は、養護教諭の提案によるものという。また、全教職員・全生徒が14年前から救急救命講習を受講している(保健体育の授業の一環)ことが「校内トリアージ」の導入を可能にしている。

## ■日常の防災教育と効果

普段の防災教育で、応急処置ができる下地があつてこそ、「校内トリアージ」は実現が可能だという。また、保健室は重症の人が使うものだということを生徒は認識している。普段から保健室を利用する生徒は多数いるが、震災時には保健室の混乱はなかった。

## ■ポイント

東日本大震災の被災地では揺れで校舎が大破した事例が見受けられる。天井からの落下物等により何人もの生徒が怪我をするかもしれない。そうした事態に備え、保健室の機能が最大限発揮できるように校内トリアージを導入したり、教員に限らず全ての生徒が救急救命講習を受講することはあらゆる災害への対応として有効である。

\* トリアージ…一般的には、災害時に治療や搬送の優先順位を決定することとされている。トリアージの基準等については東京消防庁のホームページを参考されたい。

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/kyuu-adv/triage.htm>

②保護者への防災啓発

## ■概要

中央大学杉並高等学校では昨年9月の入試説明会の時に防災の取組を冊子にとりまとめて配布し、説明を行った。

4月の入学時には「学校は生徒の生命を守ることを第一に考えている。災害時、生徒は学校に留まることになること、家族・学校との安否確認の方法、学校にある備蓄品」等について新入生の保護者に30分間説明した。なお、説明会配布資料については中央大学杉並高等学校のホームページに掲載されている。

<http://www.chusugi.jp/info/110922.html>

③災害時の学校開放事例

## ■概要

中央大学杉並高等学校では、被災者の受け入れと、被災者と生徒の校内での居住の区割りに関するマニュアルがある。夜間等の地震発生時に教員不在の場合は、24時間常駐する管理人が立入禁止の場所に張り紙をし、近隣に在住する教員が学校に参集し、状況を確認後、地域に学校を開放する計画になっている。区割りは、被災地の事例から、ペットの預かり場所、物資の搬入ルート、ボランティア本部を想定するなどの工夫をしている。(19ページ参照)

## ■背景

阪神・淡路大震災では、学校内の区割りがはっきりしていなかったため、住民が教室を長期間使用することとなり、授業の再開に支障をきたした事例がある。

地域の防災会議では地域住民から、被災時には受け入れてほしいという話も出ており、地域との連携を普段から学校は大切にしているため、大震災時は地域住民を受け入れることとしている。

## ■効果

区割りを想定することにより、大規模災害時には学校には一般の方が避難してくることを、全教職員が認識するようになった。

## ■ポイント

想定外の事態が発生し、避難者を受け入れざるを得ない場合

| 中央大学杉並高等学校-2（東京都杉並区）  | （共学校）  |
|---|--|
| <p>を想定し、学校の早期再開、機密情報の保管場所、薬品等の危険物の保管場所等を考慮に入れ、特別室等開放しない場所をあらかじめ決めておくことは大切である。</p> <p><b>④携帯電話の使用</b></p> <p>■概要</p> <p>震災時に生徒は自分から保護者に連絡するというルールが決められている。東日本大震災の際は、携帯電話の電池切れを防ぐため、安否を伝えるメールを家族に送ったのち、いったん切るように指示した。これは、震災時には停電も想定され、生徒全員の携帯電話を学校で充電することは不可能なため、あらかじめ取り決めていたことであり、生徒だけでなく、保護者にも周知をしていた。</p>  | <p>また、校外にいる場合、生徒は自分の安否を学校の所定のアドレスにメールをすることになっている。防災訓練を通して学校へのメール送信訓練も行っている。</p>  |
| 東京音楽大学付属高等学校（東京都文京区）  | （共学校）  |
| <p><b>①携帯電話での安否確認</b></p> <p>■概要</p> <p>生徒に携帯電話の所持を認めており、防災マニュアルには明文化していないが、生徒に常に携帯電話のバッテリーを持っておくように口頭で指導している。</p> <p>■取組の背景</p> <p>東日本大震災当日、携帯電話が許可されている学校では児童生徒が保護者等の安否を確認できないため、むやみやたらと携帯電話を触り、電池が早い段階で切れてしまい肝心の安否連絡が繋がらなくなった事例が多数見受けられたためである。</p> <p>■ポイント</p> <p>携帯電話は児童生徒の年齢、各学校の教育方針によって持ち込みの可否は異なる。持ち込み可能な学校の場合は、連絡手段の一つとして、登下校時等に被災した場合には、生徒から保護者・学校へ連絡し、指示を仰ぐことなどを事前に取り決めておくことも考えられる。携帯電話は、連絡手段の維持や、避難のための明かりの代用にもなりうるため、バッテリーを持つ指導は防災に有効である。</p> | <p><b>②防災教育の取り組み</b></p> <p>■概要</p> <p>防災教育としては防災関連の新聞記事などをことあるごとに伝えている。年に1回の避難訓練のほかに、防災体験の実施や、生徒全員に防災マニュアルを配布した。</p> <p>また、体育の授業を使って、外をウォーキングさせ、道沿いの避難場所を確認させている。</p> <p>保護者には震災時の学校の対応について入学式の新入生オリエンテーションで伝えている。全校保護者会の時などにも防災について家庭で注意してほしい話を30分行った。</p> <p>■ポイント</p> <p>体育の授業で避難場所を確認させるなど、教科の中に防災教育の視点を入れて工夫をしている事例といえる。</p> |

## 跡見学園中学校高等学校（東京都文京区）

## （女子校）

災害対応マップ作成の事例

## ■概要

震災後、生徒の登下校中の安全確保のために跡見学園中学校高等学校では災害対応マップと、災害対応マニュアルを、福島の被災者の意見をもとにして、すぐに作成し、ホイッスルや10円硬貨等と一緒にカバンの中に持たせている。

マニュアルのコンセプトは生徒が緊急時で動転している時でも理解できるように対応を簡潔に記してある。災害対応マップには公衆電話や一時避難場所等の情報が記されている。併せて生徒に持たせている災害対応マニュアルには学校への連絡先や自身の個人データの他、登下校中の被災時に身を守る対策、家に戻るか学校に来るかの判断情報が記されている。またそれらの利用の方法等は生徒にホームルームで周知してある。

## ■導入の背景

震災当日学校では学期末テストの翌日で、部活動のみであった。被災後に近隣の地域などから歩いて戻ってきた生徒もあり、

また、生徒の通学範囲は最大2時間ほどの圏内であり、登下校時の安全確保が課題であったため導入することとした。



（生徒が携帯しているマップ等）

## 京北中学校高等学校（東京都北区）

## （男子校）

メンタルヘルスクエア対策の事例

## ■メンタルヘルスの背景

京北中学校高等学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはいないが、大学の教育心理学専門の教授をスーパーバイザーとして助言を乞うとともに、カウンセラーの資格を持つ校長、副校長が、生徒の相談を行っている。また、教員の能力を高めて、生徒の悩みに対応できるよう、普段から観ること、聴くこと、伝えること等を教員に指導している。

震災前から生徒は、体験を通して信頼関係を学んでいく手法の一つとしてプロジェクトアドベンチャーや、悲嘆や喪失体験についてサポートしていくグリーンサポート、また相手の意見を尊重しながら、自分の意見も相手に伝えるアサーショントレーニングなどに取り組んできた。以上の実践を通して、生徒が互いに相談しあえる環境や人づくりを普段から行っている。

## ■震災後の対応

生徒に対するアンケートを行い、先行きに悲観的な回答をするなど気がかりな生徒には個別に声をかけたり、余震を気にする生

徒への相談を行っている。また、養護教員からの保健室で気付いたことの報告を受け、校長・副校長が個別にカウンセリングを行うなど教員相互の連携を図った。

また、生徒には校長・副校長がショートホームルーム等でメンタルヘルスについて講話をする機会も設けている。

## ■ポイント

震災時は、生徒が目的を持って行動するとメンタルヘルスによいという。そこで京北中学校高等学校としては災害時には普段のボランティア活動を活かした地域の方への救援サポート等を地域と連携して行っていこうと考えているという。

日常から見落とししやすい細かい生徒の身体や言葉の反応を観察し、サポートを行うことは、震災から時間がたってから起きるトラウマ対策や、防災に限らない普段のいじめ対策等にも有効であるという。

## 鷗友学園女子中学校高等学校-1 (東京都世田谷区)

(女子校)

## ①薬品類、火器等危険物対策

## ■概要

理科室（とくに化学室）では震災対応に限らないが、入学当初に授業で薬品等の使用時の注意点等の話を行い訓練をしている。

また、調理室、試食室、被服室では、食器棚は固定して倒れないようにしてある。調理実習中に緊急地震速報が入った時には、まず「ガスコンロの火を消す」ように、黒板に掲示して注意を喚起している。地震の時に限らず、実習の時には落ち着いて行動するように呼びかけをしている。

## ■具体的な震災時の対処

化学室では、薬品庫は固定してあるので倒れることはない。重い器具は下に入れてある。消防庁の指導で爆発しないような薬品を設置していると生徒に説明し、生徒も理解している。

また具体的な対応として実験中は震災時に薬品がこぼれてくるので机の下には潜らない。生徒は棚の無いところや廊下に移動するというようにしているが、生徒の座席の位置によってその経路を決めている。緊急時に対応できるように数回訓練を行っている。

実験時に地震が発生した時は、試験管立てに器具を入れていくように指導している。何かの際は常に生徒に用意させているぬれぞうきんと乾いたぞうきんを使うように目的を説明した上で指導している。これらは文章に書かなくともルーティンで安全に対応できるように訓練し、日常的に震災対応に限らず行っている。

## ■ポイント

年度初めに危険を説明すること、生徒の座席の位置や、使用する薬品に合わせた避難想定と訓練を行うことは、普段の安全対策にもなり防災にも有効である。



(固定されている棚、薬品庫)

## ②震災後のインターネット運用

## ■概要

震災前には使っていなかったが、ツイッターを5月、フェイスブックを6月に導入した。

震災時に有効ではないかと考え、日常的にいつでもどこからでも(PCだけではなく、携帯からでも、iPadからでも)簡単に入力できる機能のために導入した。

外部に対してほぼ毎日何らかの情報発信をしている。

## ■運用

震災後に、安否確認のためのメールシステムの新規更新やサーバーを外部にすることをし、保護者や生徒にはメーリングリストに全員登録してもらい、携帯電話の保持を認めることとした。

以前から行っていたブログは毎日更新、内容をツイッターに投入し、自動的にフェイスブックに更新され、必要であればそこに緊急情報が流れるようにしている。隔日で放射能の測定も学校で行っているが、保護者等の問い合わせには放射能はインターネットの方で見ってもらうようお願いしている。

また、ホームページの学生生活Q&Aで、震災時の学校の対策が簡潔に、すぐに見られるようにしている。

このような形でインターネットツールが防災に大事な手段になっていることを周知し、保護者にツイッターやフェイスブックへの登録を案内している。

(学園生活Q&A)

[http://www.ohyu.jp/school\\_life/faq.html#q19](http://www.ohyu.jp/school_life/faq.html#q19)

## ■ポイント

東日本大震災当日は、多くの私立学校がホームページ等に情報を掲載したように、インターネットは情報発信や安否確認等の手段として大きな要素を占めている。

普段から震災の対策や情報をホームページ上の見やすい場所に掲示し、保護者に緊急時の情報確認方法の周知をし、日常の問い合わせ時にもインターネット上の情報も併せて確認してもらうように伝えることが防災の一手段に大切であるといえる。また、防災情報の公開は、普段から学校の安全対策を保護者や地域の住民に伝える効果もある。

| 鷗友学園女子中学校高等学校-2 (東京都世田谷区)  | (女子校)   |
|--|---|
| <p><b>③課外活動での防災事例</b></p> <p><b>■概要</b></p> <p>震災以降、遠足等の校外学習で移動するバスには、乾パンや水など1回分の備蓄を持っていくようにした。</p> <p>修学旅行では宿泊先ホテルの耐震性のチェックや備蓄品を事前を確認するほか、班別行動時には生徒の位置の把握ができるようGPS携帯電話を班に一つずつ貸与している。GPS携帯電話は発信先が限定できる機能がある。</p> <p><b>■運用</b></p> <p>校外学習先で被災した場合の判断は現場で行うように教員に指導している。また、震災前からであるが、随時ブログから校外学習の様子を情報発信している。校外学習先から安否確認を伝えるか、学校で伝えるかは震災時臨機応変に判断する。普段はホームページに、その日のうちに校外学習時の状況を掲載している。</p> <p><b>■ポイント</b></p> <p>備蓄をその都度バスに入れておくのは、緊急時の備えになる。また、校外学習時にGPS携帯電話で生徒の位置確認がおおよそではあるがつかめるということは、保護者や学校の安否確認を容易にする。</p> <p>震災に備えて事前に想定できる限りの手段を考えておくことは大切である。</p> |   |
| トキワ松学園中学校高等学校 (東京都目黒区)   | (女子校)   |
| <p><b>①防災教育の工夫事例</b></p> <p><b>■概要</b></p> <p>中学校1年時と高校1年時に全生徒を対象に救命講習を受講させている。中学生は授業時にけがの処置法、人工呼吸の実習を行っている。赤ちゃんの救命講習用の人形を6体保有しており、必ず赤ちゃんに対する救命講習を行うようにしている。また、卒業時には普通救命講習を全生徒が受講している。</p> <p>持病の薬などは、普段から生徒各自で持つておくように指導。また、防災ずきんを各自で用意している。</p> <p><b>■工夫</b></p> <p>怪我の処置や人工呼吸等は、赤ちゃんの人形を使うことでより生徒が真剣に取り組む効果があるという。</p> <p><b>■ポイント</b></p> <p>救命講習以外に、命の大切さを学ぶ授業を複数取り入れた防災教育が行われている。</p>   | <p><b>②近隣との連携事例</b></p> <p><b>■概要</b></p> <p>学校近隣に警察署と警察の寮があり、災害時に避難の受入れについての協定を結んでいる。警察関係者が緊急時に学校にいることで、防犯上の安心感があるという。</p> <p>震災当日は炊き出しを手伝いたいという近隣の住民や保護者が学校を訪れたという。</p> <p>震災以降は緊急地震速報を導入し、校舎に設置したスピーカーから近隣地域にも放送が流れることを周知しており、防災訓練の実施を頻繁に行っている。</p> <p><b>■ポイント</b></p> <p>学校近隣に所在する公的機関を把握し、災害時お互いに役立つ協力関係を結ぶことが望ましい。</p> <p>防災訓練を通して、普段から地域住民と災害時の協力関係を結ぶことが大切である。</p> |

## 駒込中学校高等学校-1 (東京都文京区)

(共学校)

## ①地域との防災事例

## ■概要

近隣の町会長に学校のフェンス付近の門の鍵を渡している。地域防災の視点から火災が地域に延焼した際に、町会の方が学校に逃げ込めるようするためのものである。地域住民に対する施設の開放は体育館や柔道場を予定している。

## ■地域開放の背景

阪神・淡路大震災の被災状況を調査した際に、学内の安全を重視し住民に門を閉じて受け入れなかった私学があり、その学校は地域から信用を失った話を聞いた。防災対策で生徒の身の安全を守るために門を高くするなどガードを固くすることが、防災という視点では火災から地域の方の命を守れないということになる。その為四方のフェンスに一人通れるくらいの門を作り、鍵を町会長に預け、いざとなったらお入りくださいと伝えてある。

普段から生徒が地域交流で和太鼓をたたいたりし、地域に愛される学校という意味でも防災を考えている。町会の方たちも防災意識が高い。町会でも町会長が地域住民に避難時の話をしている。

## ■運用と効果

効果としては地域の皆さんが安心できるよう、普段から地域と連携を深めることが生徒への教育効果、防犯や健全育成にもつながっているという。運用としては畳のある部屋やホールを基本的に提供することを考えており、保健室や化学室等管理上問題のある場所は立ち入らせない。その原則を普段から地域と話し合っている。



(火災から避難する際に地域の方も使用可能な扉)

## ■ポイント

地域との信頼関係、互助の構築、授業の再開という意味では、趣旨を事前に伝え地域の町会長等に鍵を預けることも地域と協同した防災対策として有効な方策である。

## ②保護者との協同事例

## ■概要

本年4月にPTA本部に防災特別委員会を常設組織として設置。副会長を責任者にする。父母の立場で防災を考えてもらう。防災に関して保護者の意識は高いという。

学校防災を保護者たちも一緒に作っていこうというメッセージに対して共鳴している親が多い。安全安心はボトムアップでしかできない。そのために学校に全て任せず、自分の身は自分で守るという意識が大切ということを保護者会で伝えてきた。言いにくいことをまず言うことで、意識になかった保護者も学校と協同する意識をより持つようになったという。

## ■背景

今は学校だけでは子どもを守れない。そのために地域防災という視点をPTA組織と連携して作り上げていく必要がある。協同の背景としては、PTA本部の役員も校外での部活動の際など年間数件緊急情報が流せることにするなど、学校とPTAとの信頼関係が既に出来上がっている。

また誰かが助けるということではなく、体育会に属する生徒は全員AEDを使えるとか、生徒が生徒を助けるというだけでなく、保護者同士、教員同士の助け合いが大切という考えがあるためでもある。

## ■今後の方針

生徒会は防災に取り組んでいる。PTAも防災組織が春以降立ち上がる。教員と三位一体皆で考える時間空間を考えている。そこで出た考えを学校は積極的に進めていくというスタンスである。その後地域で更に連携をどうするか考えていく。

## ■ポイント

学校の業務は日々拡大しており、教育課題は増える一方である。私立学校の教員も人であり、できるサービスにも限りもある。そこで、保護者に本質だが言いにくいことを伝え、保護者

## 駒込中学校高等学校-2 (東京都文京区)

(共学校)

にも学校の運営に協力してもらい、生徒を保護者と学校が共に支えていくという取組は、防災に限らず普段の教育にも活用できると言える。

### ③防災訓練事例

#### ■概要

跡見学園の事例で述べた帰宅支援マップを駒込中学校高等学校では生徒全員に渡し、生徒手帳に入れて持ち歩くように指導している。それを基に昨年4月のロングホームルームで実際に地域を歩いた。地域の写真を取って貼り付けている。横道等でどうやったら学校に戻ってこられるかも訓練をした。10キロ圏内なら原則学校に戻ってくる指導をしている。家の付近は保護者と訓練をするように指導している。

#### ■背景

東日本大震災を経験して、今までの訓練だけでは十分でないと感じたためであるという。

#### ■効果・他

地域を实际歩いて見ることが大切でその経験があれば、パニックになることはないだろうと考えており、パニックに陥りそうな時は、まず周りを見回して全体を見極めてから、行動するよう指

導している。このような指導は防災の時間を作っただけではなく、普段からの教育が大切だとしている。

生徒が困っている人を見渡して助けるというのが防災教育。実際震災当日生徒は家族の安否を一番気にしていたという。

他に訓練では、小学校で段ボールを使って家を作り、体育館で自分の個人空間が出来るかという消防署の体験講習会に地域の人と共に生徒も20人ほど参加した。

#### ■ポイント

普段から地域を歩くことは、登下校中等災害時、道が塞がれていても他のルートを知ることによって安全な避難場所や学校に戻ってくる確率を上げる。座学と共に実際のマップを基に体で感じることも大切である。

また、東日本大震災時も被災地の高校生に限らず、多くの高校生が人を助けた。人を助ける気持ちの大切さを伝えることも、日常の教育に有益である。

もちろん震災時は倒壊しそうな建物等、命の危険に関わる作業も想定できる。ボランティアを行う際にも教員が引率し危険を判断したり、震災時のボランティアに起きうる危険についても生徒に普段からあわせて周知することは大切である。

| 清瀬ゆりかご幼稚園（東京都清瀬市）   | （共学校）   |
|---|---|
| <p><b>園バスでの対応事例</b></p> <p>■概要</p> <p>6台の園バスがあるが全ての園バスに無線を入れ、幼稚園と園バスとで随時連絡をとれるように工夫している。これは災害時優先電話等が幼稚園にあっても、園バスからは電話を掛けられないことを想定したためという。また、園バスの運行経路上で震災時に通行止めになる可能性のある箇所を想定し、複数の迂回経路を設定している。園バスが通行止め等により幼稚園に戻って来られない場合や、経路変更をする必要がある場合もあるため、園児を途中で他の園バスに乗り換えさせることも想定している。また、震災時に災害情報等を速やかに得られるように、行政の担当者と普段から連絡を密にしている。</p> <p>■ポイント</p> <p>このように園バス運行時に震災が発生した場合を想定して、幼稚園と連絡を取れるように無線等の災害時も比較的連絡の取れる通信手段を持つことや、複数の迂回経路を設定しておくこと</p>         | <p>は、園児の迅速な引き渡しを可能にすると考えられる。また、保護者にも事前に周知しておけば、保護者の安心に寄与すると考えられる。</p> <p>無線が無い場合でも幼稚園と連絡をとる複数の連絡手段を準備しておくことや、運行経路にある他の幼稚園や学校に緊急時は避難させてもらうことを事前に依頼しておくこと、行政から災害情報を速やかに得られるように普段から情報交換を行うことも有効な取組である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="821 745 1110 954">  </div> <div data-bbox="1129 741 1430 954">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="895 974 1054 1003">（ルートマップ）</p> <p data-bbox="1153 974 1390 1003">（無線搭載の園のバス）</p> </div> |
| 東一の江幼稚園（東京都江戸川区）  | （共学校）   |
| <p><b>安全空間の確保とアレルギー対応の事例</b></p> <p>■概要</p> <p>震災時に園児に怪我をさせないために、ロッカーやピアノを固定する等の対策の他に、天井から蛍光灯が地震で落下しても破片が飛び散らないように、透明の飛散防止カバーで覆う対策を行っている。</p> <p>その他には、椅子、机は多く重ねると揺れで崩れる可能性があるため、重ねる必要がある場合でも5脚以下にすることを徹底している。出入り口付近に物を置かない、高いところに物を置かない等教員による日々の安全確認の徹底もしている。</p> <p>食事については普段は家庭の弁当を利用しているが、震災時のことも考慮して園児の食品アレルギーを一人一人詳細に把握している。また、園児が常用している薬は幼稚園でも預かっている。</p> <p>■ポイント</p> <p>什器の固定や蛍光灯の飛散防止は園児を守るために必要な対策であり、普段からロッカーの上に物を置かない、避難経路に物</p> | <p>を置かないなどの点検も大切である。</p> <p>また、震災発生後の混乱時に急性アレルギー反応を引き起こさない対策も欠かせない。</p> <div data-bbox="863 1350 1278 1877">  </div> <p data-bbox="874 1883 1070 1912">（飛散防止カバー）</p>  |

## 日本工学院専門学校（東京都大田区）

（共学校）

## ①帰宅困難者受入れに関する区との連携事例

## ■震災当日の様子

蒲田キャンパスでは補習期間であり、学生・職員併せて1,000名程度が滞在していた。鉄道が運行停止したため、学校に400名程度が宿泊し、残りは徒歩等で帰宅した。

学校より徒歩2分に位置する蒲田駅に多くの帰宅困難者が滞留していたため、大田区から帰宅困難者の受け入れ要請があった。区とは帰宅困難者等の受け入れに関する協定は締結していなかったが、学生の安全が確保できる見通しが立ったこと、学校は学生対応を優先し、帰宅困難者対応は区で行うといった役割分担が出来たことを踏まえ、区に受け入れ可能人数を伝えた。結果、700名程度の帰宅困難者が提供した地下ホールに宿泊した。区からは毛布等の支援物資も運び込まれた。

## ■ポイント

帰宅困難者等を受け入れる際には、状況が落ち着いた段階で、避難所を閉鎖しなければ、学校の再開が困難になる。今回は、場所の提供はするが、学校は学生への対応を優先的に行う為、帰宅困難者への対応は区で行うということを、受け入れ要請があった段階で、区と確認をした上での受け入れとなった。

翌日の昼ごろには、鉄道も運行を再開し、状況が落ち着いてきたので、区の職員の方から、宿泊をした方々に閉鎖する旨を伝えてもらい、スムーズに閉鎖することが出来た。



（帰宅困難者が宿泊したホール入口）

## ②避難経路図設置の事例

## ■避難経路図作成の背景

震災当日、避難階段の位置がわからず混乱した学生もいたため、後日、非常階段の位置等を教室や廊下等の生徒の目につきやすい場所に貼りつけた。

## ■効果

避難経路図設置後の避難訓練では予定していたよりも短い時間で避難が完了するなど、学生がスムーズに行動できるようになる効果があった。

## ■ポイント

緊急時には、落ち着いた迅速な避難行動が求められるが、特に、生徒数が多い専門学校等では、避難経路図を校内に掲示することで、普段からの学生の意識啓発とあわせて、学校内の経路に不慣れな来校者への避難誘導の案内掲示としても有効である。



（避難経路図）

## 仙台育英学園高等学校（宮城県仙台市宮城野区）

（共学校）

**校舎大破の事例と、早期の授業再開事例****■概要**

震災時は授業中であった。緊急地震速報が作動し、数秒後に強い揺れを感じた。避難経路の廊下の壁が崩落し、大規模に天井が落下した教室もある。だが生徒は日ごろの訓練の成果もあり、すぐに机の下にもぐり、中庭のテニスコートに避難できたという。2つある一方のキャンパスの校舎の被害は大きな余震があれば今にも崩れそうな状態であり、生徒を校舎に戻すこと、備蓄を取りに戻することは危険な状態と判断した。

ライフラインは全てが止まったという。30分程度で災害時優先電話が使用不能になり、安否確認のメールも送受信不能、保護者との連絡ができなかった。情報はワンセグとラジオで入手した。一部の生徒は混乱しパニック状態で今までにない恐怖感を受けていた。

**■地震直後の対応**

校庭への避難は負傷者もなく、想定していたとおりにできた。教員は生徒を慰めていた。管理職は情報収集を行い、対策を検討した。

校舎が危険な状態であったため、備蓄はあっても生徒を泊めることもできなくなった。

**■午後3時30分頃の対応と、生徒たちの行動**

宮城野キャンパスの校舎は崩壊の危険があり、屋外にいる方が安全だった。交通はストップしており、夜になるに従い気温も低下した。道路が陥没していれば集団の移動は困難と判断した。生徒には、徒歩での避難場所への避難、家に帰れるものは家へ、友人の家に泊めてもらえるものは友人の家に行くよう、明るいうちに指示を出さざるを得なかった。

生徒たちは、各自で避難場所や友人の家、仙台市内のビルに避難するなどしたという。幸いけがもなく全員が無事であった。

もう一方の多賀城キャンパスでは校舎自体の被害は軽微で生徒650人、教職員100人が校舎内に宿泊し、不十分ではあったが緊急物資も配布できた。

**■震災を受けての授業再開の工夫や対策**

電気が通じたのは一週間後、その二週間後に水道その他のインフラが復旧し出したという。情報発信としては仙台市内の民放ラ

ジオ局に依頼して学校再開日を放送してもらったことがとても助かったという。また校門に学校再開や重要連絡事項を貼りだした。3月19日に電気が通じた段階で、電話での安否確認を行った。3月末まで、安否確認に時間がかかったという。また3月末に生徒の通学状況を把握するアンケートを郵送。被災している場合は宛て先不明で返送されてくると考え郵送したという。回答のあった生徒の状況に合わせてバスでの通学輸送を考えた。またいち早く、プレハブ校舎を設置した。日ごろの業者との関係もあるが、これにより事後に起きた資材不足等の状態を免れて早期の学校再開に繋がったという。また隣の多賀城市に多賀城キャンパスがあったため、校舎を間借りすることにより生徒が学ぶ体制を作れたという。他の工夫としては、教職員の定期検診を4月上旬に前倒しした。授業再開前に教職員の健康状態を把握するためだった。

**■震災後の対策**

宮城野キャンパスでは新校舎の建設と共に、近隣の陸上競技場と緊急時の避難場所の協定を結んでいるほか、体育の授業場所としても借りているという。学校以外の避難場所を作ること、想定外を想定することは大切だという。

4月18日まで休校、宮城野、多賀城キャンパスとも4月19日より3年生、22日より2年生で暫定的に授業再開した。

4月29日入学式 5月2日授業再開（全学年）

**■系列校秀光中等教育学校の授業再開対策**

震災後、4月上旬まで暫定授業という形態を取った。交通事情で通学できない生徒は、在宅学習として出席扱いとした。水道が復旧しないので4月18日迄開始を延期した分、夏休みを若干短縮して授業日に充てた。8月6日まで授業を行い、8月7日から18日とした。冬休みも12月29日からと短縮した。また、遠い地域の生徒は優先して入寮させた。

同じく上記アンケートの結果から通学状況を把握し、混乱なく授業ができるよう、学年ごとに段階的な授業再開とした。初めに6年生だけ授業を行い、次に5年生、その次は2年生までを行い、入学式を全生徒で行った。様子を見ながら段階的に再開をしたことが良かったという。

## 東北学院中学校高等学校（宮城県仙台市宮城野区）

（男子校）

**被災時対応の事例****■震災当日の概要**

校舎の被害は一部剥落・落下はあったが、登校していた生徒の負傷はなかった。学校近辺の川には津波が遡上し 2 キロ先まで来たという。近隣の原油貯蔵タンクが一週間近く燃え続けた。震災当日は、ライフラインが全て停止、サーバーもダウンした。情報収集にラジオは有効だった。

東北学院中学校・高等学校では、避難の際にクラス毎の誘導経路が重ならないよう避難路を想定した地図が各クラスに貼ってある。震災当日の避難は、訓練で想定したとおりにできた。そのため大きな震災にもかかわらず、生徒は一人もけがをせず校庭に避難できた。その後教員がワンセグで津波情報を確認したため、急遽 2 階ウッドデッキに避難し、2 時間程待機したという。また震災当日は校内放送が生きていたため一斉指示を出すことができた。

その後雪が降り出し寒くなったため、校舎の安全を確認し室内に移動した。災害時の対応マニュアルはあったが、地震で職員室が散乱し取り出すことができなかった。当日は徐々に固定電話からの連絡ができなくなった。生徒には、携帯電話で親に連絡させ、親が迎えに来た者、連絡の取れた者は帰宅させた。300 名強が学校に待機した。数日後学校を建てた業者が業務用の発電機を持ってきてくれた。しかし、常時運転する軽油燃料がないため、時間を決めて動かし、携帯を充電するなどした。学校の前にテントを張り、帰宅する生徒の名前のチェックをし保護者への引き渡し等をしたという。

備蓄は入れ替え中のこともあり数が少なく、東北学院大学から毛布や食料などの提供を受けた。初日の夕食は乾パン 1 缶を 3 人で分けた。約 300 名の生徒が宿泊した。

**■その後の推移**

翌日も大学から備蓄の提供を受けた。2 日目の夜には 55 名が宿泊。翌日には教員からプロパン・ガスコンロ・食料の提供を受けて炊き出しを行った。以後は 3 食提供することができた。7 日目から 30 人定員の寄宿舎に待機生徒 7 名を移動させた。寄宿舎では厨房で食事をとった。業者が物資を入れてくれた。全生徒を保護者の元に帰すことができたのは 11 日後であった。

高架水槽にたまっていた水を少しずつ使ったが、電気が無いため貯水槽に新たに水を補充することができず、2 日目で使いきった。

公園にも水を汲みに行った。トイレが一番苦労した。穴を掘って使うことも考えた。その時、業者が持ってきた仮設トイレを利用できとも助かったが、汲み取りがなかなか来なかったという。学校の電力供給は塩釜管内であったため、電気の復旧に一週間以上かかった。

**■ライフライン途絶時の学校生活**

明かりは電気がなかったため、石油ストーブの光や、大きなろうそくが役立ったという。ろうそくは消灯時間が来たら消した。トイレへ行く際は懐中電灯を使用したという。

学校に泊まった生徒への対応は、原発事故で放射能が流れているという情報があり、最初の数日間は部屋に待機させて外に出さなかった。建物の中に何日もいたため、体調を崩す心配のある生徒が何名かいた。カウンセラーに来てもらい面談をした。4～5 日たってから体育館を使って体を動かす時間や勉強の時間を入れた、強制しないおおまかな時間割を作った。その他の時間は、図書室で本を読んだりして過ごした。電気がついてからは映画を見せた。クラスメイトや付き添いの先生とも話をした。校医が 1 時間以上かけて自転車で待機生徒の見舞いに来てくださった。診察をして頂き体調不良者や持病を抱える生徒に薬を処方してもらった。学校は指定の避難所ではないため、初めはただ待っていても行政から救援物資は来なかった。3 日目に物資提供の情報が入り、区役所に電話したところ小学校に並びよう指示された。しかし、生徒が避難していたので、区役所に直接出向いて備蓄場所を教えてもらった。

電気は電力会社、電気保安協会と直談判し優先的に復旧してもらった。この間は教員も倒れたら学校が再開できなくなるため、交代で休める時に休んでもらうように配慮した。

**■震災後の対応と気付いたこと**

停電時に、自家発電機で数時間は発電できることがわかったため、自家発電装置を購入した。また、貯水タンクの位置を変えた。指示命令系統をはっきりさせ、想定外を想定し、様々な事例を基に教員で話し合い共有することが大切であることを改めて認識した。例えば学院祭時の緊急時対応も必ず会議にかけて対策を諮っている。教員の緊急時の役割等も確認し、その上で行事を行うようになった。

## 仙台白百合学園中学・高等学校（宮城県仙台市泉区）

（女子校）

### 被災時対応の事例

#### ■震災当日の概要

ライフラインが全滅し、通信もやがて途絶した。高架水槽が破損し水が流出した。職員室は机上の物が総崩れし、天井の空調のふたが外れて落下した。6校時目の授業中だったが、生徒は指示されるまでもなく机の下にもぐり1時間くらいそのまま待機した。その間教員が施設の確認を行った。校舎が倒壊することはないと校内放送で伝えた。余震が激しいため校舎の外壁が崩れたら生徒がパニックになると考え、校外に避難する指示はしなかった。

携帯を持っている生徒は保護者と連絡を取るよう指示した。その間、保護者が引き取りにきた。順次、保護者への生徒の引き渡しは続いた。生徒の携帯電話は次々電池がなくなった。ラジオでは津波の犠牲者の遺体発見の話が報じられ、職員室のみで使用した。

当日は生徒220人、教員を合わせると約300名が学校に泊まった。広い教室等3ヶ所に生徒をまとめて夜を明かした。姉妹は一つの場所にした。事前の対策として、入学時に公共交通機関が止まった時は学校に泊めてよいという承諾を親から取っていた。

食事は教員の買い出し分と他一日分の備蓄があり、乾パンとペットボトルの水があった。僅かな食糧を分け合った。水は配管に残っていた分はバケツで集めた。配管が異なる水道が1つ使うことができた。その水道が使えることを知っている職員がいたが、対応で忙しくすぐに伝わらなかった。トイレは詰まってしまい、衛生上の問題があった。暗くなってからの明かりはろうそくで対応した。

保護者が引き取りにきたが、沿岸部の生徒は家に行けなくなり車の中で数日間過ごすことになった例もあり、学校に泊めたほうが良かったケースもあった。民放のラジオには生徒の無事と休校情報を伝えた。2回紹介されラジオがものすごく役立った。

#### ■その後の推移

震災当日の深夜には近隣の飲食店が、また翌日からは建設会社などが食糧や水を持ってきてくれた。日頃からの地域とのつながりが活かされた。3日目の午後には電気が復旧し、水も市から供

給されるようになった。3日目には、残った20名の生徒を寮に移した。残った生徒の半分程は寮生で、最後の生徒が寮を出るまで、1週間かかった。

情報手段が途絶したため、テレビから学校の情報を毎日テロップで24時間流してもらったことが安否確認に一番有効だった。各テレビ局が学校の情報を流したので、受け付けをしている放送局に教員が依頼に行った。

#### ■震災時の連携・安否確認

被災地外の姉妹校に生徒の安否確認の連絡があり情報交換をした。また姉妹校の生徒が仙台に受験に来ており、姉妹校から受け入れの要請があったため、姉妹校の生徒を数日預かった。

岩手県は避難所にいる被災者の名前と年齢をすぐに公表した。そのため入学前の生徒の安否がわかった。大震災の場合は、名前を出した方がいだろう。学籍番号のみの情報掲載では緊急時、保護者は生徒の安否が分からず不安がある。

#### ■その後の対応

防災訓練の手法を変更した。出火場所を事前に教えないことで避難出口やルート、集合場所を各自が判断できるようにした。また行方不明者を10数名作り、点呼時、クラスメートがいなかったに気づくかを確認した。震災では、自分の命を守ることが第一だが、周りの仲間への気遣いも意識するような訓練に変えた。

入学式などでは、災害時の避難対応について説明してから開始する形に変更した。綿密に教員間で対応を打ち合わせている。

#### ■メンタルヘルス

被災した生徒の家には担任が家庭訪問をした。保護者の話を聴くことで、精神的に不安定になっていた保護者が落ち着きを取り戻した例もあった。保護者に対するサポートは大切で、保護者が安定すれば、それが生徒の心の安定につながる。

震災時対応については、保護者にアンケートを取ったところ評価は高かった。怪我人を出さず、食糧・水を調達し、保護者が迎えに来るまで数日面倒を見て、安全に引き渡したことに對して感謝が多かった。

## ドリーム幼稚園-1 (宮城県仙台市若林区)

## (共学校)

**①被災時の避難者対策****■震災当日の概要**

幼稚園は海岸から約4キロ離れた位置にあり、沿岸地域から通っている園児もいる。震災当日は電気、ガス、水道全てが止まり、メールも使えなかった。当日は卒園式だったため年長の園児以外は来ておらず、謝恩会も終わって多くの保護者は帰っていたが、数名の保護者や園児が残っていた。揺れが収まり、車が出せる段階で帰宅させた。保護者がいたのが幸이었다。教職員はガラスの破れを塞いで帰ろうとした時、ヘリコプターから津波が来ると呼び掛けがあり園に戻った時に駐車場に津波が到達した。

海岸の方から避難者が来た。近隣の高齢者も来た。園から約600メートル先にある小学校に避難するうちに津波が到達。園舎が周囲より少し高い位置にあったので、駐車場程度までの浸水だったが、付近の住宅は床下、床上まで浸水した。それまでは津波が来る想定はしておらず、防災訓練は地震の揺れの対応のみであった。

**■避難所の対応**

幼稚園が避難所となる想定はしていなかったが、地震当日だけではあったが、200名程の避難者が来た。水道管が一部壊れ、トイレが流せなくなり一番困った。携帯用トイレの備蓄があるとよかった。夜は暗闇となり、高齢者はトイレの回数も多かった。ソーラー施設があったので電気業を営む保護者が電源を引いてくれた。当日は具合の悪くなった高齢者を、病院まで園バスに乗せて運んだりもした。

また、明らかに不審な人が来た。避難場所に行くように説明しても事務室や車をのぞいて物色している人がいた。職員の後ろをついてきた。一般の人には教えられなかったが、職員間で情報を共有して警戒した。その他、園の周辺でガソリンを抜きに来たりする不審な人がいた。震災時は不審者に備えておいたほうが良い。園児にも注意するよう教えておかないといけない。受け入れて何かあったら取り返しがつかない。避難者は部屋の区割りをし、そこから移動しないようにする。内部でも鍵をかけ、区切る所に職員を配置することが良いという。また治安対策では1カ月後くらいに警察等の歩いてのみまわりがあったが、もっと早く来てほし

かったという。震災直後は警察のみまわりがなく、物騒で怖かったという。

支援物資としてあると良かった物は、直後は食べ物。食べると感情的にも落ち着くという。トイレは衛生面のフォローが必要だった。その他、寒さ対策に毛布がほしかったという。

**②震災後のバスでの引き渡し****■背景**

園バスの駐車場所に迎えに来る保護者は普段から首にプレートを下げている。その方に引き渡すようにしている。緊急時等の引き渡しの際には、祖父母等が来ることが事前に分かっていたら教職員に伝えてもらうようにしている。

**■震災後の変化**

震災時に園児を引き取りに来て津波に巻き込まれてはいけないので、保護者には情報収集して、津波が来ないと分かってから迎えに来てほしいと伝えてある。お迎えも仕事等で来られない方もいるので責任を持ってこちらで預かるということを伝えている。

地震時の園バスの取り決めは、プリントで配ってある。津波がなく交通可能な場合は、保護者は、バス停の前へ来てもらい引き渡しをする。運行時間の予想表は保護者には伝えている。保護者がそれを基に判断する。

危険な時は、バスはその場の安全な場にとどまるか、内陸部に避難し、保護者や園に連絡をいれて園児を守る。落ち着くまで待機することを決めている。バスが途中の幼稚園に保護してもらおう等の協定はしていないが、指定避難所の小学校にはバスを止めることができるだろうという。

## ドリーム幼稚園-2 (宮城県仙台市若林区)

(共学校)

**③その他の対応事例****■避難所との連携**

近隣の避難所となる小学校等には、災害時は園バスを含めた園児の保護を園長から依頼している。もっと大きな津波が来た場合は、小学校より更に内陸の市民センターに避難する予定である。

小学校へは年長の園児は歩かせる、年少の園児はバスに載せて移動させるなどその状況に応じて対応する。また日ごろから距離を意識して歩かせている。保育者と園児との信頼関係を築くこと。避難の際に園児を不安にさせず、先生についてくるよう園児に伝えている。パニックになりそうな子は、大体予想できるので、暴れる子は年長でも園バスや教職員の車に載せて避難する。パニックが広がらないためにはそれしかできないかもしれないという。津波が来るまで時間がない場合は園舎の屋上にとどまる。避難の対応は情報を聴き状況に応じて行う。

**■訓練**

震災以前は、座って話を聞いているところから避難する形をとっていたが、震災後は、抜き打ち訓練や自由遊びやプールの時の避難、もしガラスがあったらという想定を考えて訓練をしている。園児や先生がどんな行動をするか、観察した。去年まで訓練は2回だったが今年は6回の訓練を行った。

**■揺れへの対応（避難方法、遊具）**

事務机2台の足が折れ、室内全部の物が倒れた。揺れが尋常ではない。建物の中には危険、飛び出るのも危険だった。揺れが落ちつく時があったので、歩けるときに外に出て歩いたが、ガラスや落下物がないような場所を選んだ。電信柱なども揺れていて、倒れそうだった。園児は倒れそうな物に注目しながら固まっている状態だった。

揺れによっては机の下に隠れるのは基本。揺れが落ち着いたら先生の誘導に従うことになっている。机がなかったので、どんな状態でも机を4台出しておくことにした。自由遊びで先生がいなくても机を出しておいて、先生がいない時に地震が来て揺れても、園児が机の下に避難できるようにした。

遊具も震災時壊れたというが、もし遊んでいるときに地震が来

た場合は、大きな揺れの時はしゃがませ、遊具につかまらせて降ろさず助けに行くと声かけをし、揺れが収まってから降ろすだろうという。

**■メンタルヘルス**

担当がクラスにいない時、困った時は園児に事務所に来るように普段から指導している。年齢が低いため保護者との連携を密にし、様子がおかしい時は保護者に連絡したり、家庭からも連絡をしてもらったりすることを日常からしている。そのため園児を震災後も細かく見ることができたという。

震災後は緊急地震速報が鳴ると、パニックになり走り回る子がいた。地震が少なくなるのと比例してパニックにならなくなった。カウンセラーにも協力してもらっている。ドッグセラピーもした。不安な園児に対しては、本人はいつもと状況が違うことに気づいていないので、よく観察すること。園児が話しかけてきた時など、よく話を聴く。一緒に遊んであげると落ち着く。過剰に対応するのではなくて、平常のような感覚を持ちつつ、意識して遊んだりしてあげる。メンタルヘルスは楽しんでもらうのが一番。保護者に対しては保護者会等の際の質問に答える形にしている。保護者の電話等にも、不安にすぐにこたえるようにしている。

**■マニュアル**

地震後すぐに情報収集をし、津波が来るようならすぐ動かなければならない。津波が来るか来ないかで対応が変わるので、詳細な時間軸は考えてないが、園舎の安全確認、外に出てよいかどうか、人数の確認や園児の安否の確認はすぐ情報を収集し、保護者への安否の連絡を10分くらいで行うように変えた。今回の震災では10分前後でインターネットが繋がらなくなったためである。

園にとどまるか、避難するかを検討する。園長が不在の場合は教頭が判断する。その後、移動で園からいなくなる場合は、玄関に張り紙をすることになっている。緊急時の役割も決まっている。担当の先生が不在の時は臨機応変に対応する。自分の持ち分を対応し、不在の教職員の仕事を代行するようになっている。そのために教職員全員がマニュアルを覚えるようにしている。

## 第6章 学校防災に役立つアイデア

第2章で抽出した課題（火災、津波、液状化等）に直接該当はせず、必ずしもマニュアルに記載を要するものではないが、専門家や私立学校関係者から寄せられた学校防災に役立つアイデアを紹介するので参考にしていきたい。

### ○学校周辺の危険ポイントの確認

1978年の宮城沖地震では、ブロック塀の倒壊によって11人が犠牲になっている\*。生徒等が被害に遭わないよう、保護者と学校周辺の危険箇所を事前に確認するためのまちあるきなどを訓練に取り入れるなどの対策が必要である。

\*<http://www.city.sendai.jp/syoubou/bousai/sairai/>（仙台市ホームページ）

### ○散歩コースの選定（幼稚園）

散歩コースには、地震の揺れによる、ブロック塀の倒壊等が考えられるので、危険性の少ないコースを選定する必要がある。看板等の頭上からの落下物やビルから降り注ぐガラス等にも備えたコース選定が必要である。

### ○遊具等の対策（幼稚園）

幼稚園等の屋外遊具やツリーハウス等耐震基準がない設備や、こいのぼりのポール等地震で倒れるおそれのある設置物は事前に把握しておく。遊具で遊んでいる時に地震が起これば、揺れがおさまるまで遊具から落ちないようにしっかりつかまるように伝える。つかまるものがない遊具は落下によるけがを防ぐためのクッション材を遊具の下に敷く等の対策が求められる。



### ○コピー機、ピアノの移動・転倒防止対策

キャスター付き什器が、地震の揺れで暴走しないための対策が必要である。

コピー機の対策としては、ボルトや粘着マットで床に固定する方法、キャスター下皿を設置する方法などがある。ピアノは、壁や床への固定、キャスター下皿の設置などの対策がある。対策は、設置場所などにより異なるので、専門業者に確認するのがよい。

移動・転倒防止対策を講じても、揺れたら、その場を離れる、什器が移動すると思われる導線から離れるといった対策も欠かせない。

以下のホームページに転倒防止対策等が記載されているので確認していきたい。

（総務省消防庁ホームページ：地震などの災害に備えて）

<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>

(東京消防庁ホームページ：家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック)

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/index.html>

キャスター付什器にはこのほかにも、給食運搬ワゴンなど危険なものも多いので、日頃から点検しておく必要がある。自動販売機の転倒防止についても再度確認するとよい。

### ○調理実習中、化学実験中の備え

調理実習や化学実験で火や薬品を使う場合は、そうきんとぬれそうきんを手元に用意しておくことよい。また、地震の際は、火元や実験具からすぐに離れるよう、年度初めに一度練習しておくことも有効である。

### ○園児を落ち着かせるために（幼稚園）

幼稚園では、地震が起こったら園児を先生の周りに集め、声をかけて安心させることが大切となる。園庭などにいる時に地震が起きた場合に園児を集める場所も事前に決めておく。

いざという時に、速やかに園児が先生の周りに集まるように訓練を繰り返し、先生も園児もパニックにならないように、先生の研修も含めた準備をしておく。その際には、緊急地震速報を使った訓練とすることが重要である。

また、年長の園児は地震が来たら身を守る体勢を自らとれるように訓練を行うとよい。



### ○求められる2つの「そうそう力」

何がおこるかわからない都市災害から生き延びるためには、災害が起きたらどういう事態になるのかをいろいろな場所で、状況の中で想像してシミュレーションをしてみる「想像力」と、その状態を緩和するにはどうしたらよいのだろうか、どうしたら防げるだろうか、という新しいアイデアを考え出し、工夫する「創造力」の2つのそうそう力を働かせることが有効である。

### ○5分間シミュレーション（防災イメージトレーニング）

今この場で大規模な地震が起きたら、何が起るか、自分には何ができるか、何をしたらいいのかについて、5分間頭の中でシミュレーションするトレーニングが有効である。

様々な場面でシミュレーションしておくことで、こうしよう、ああしようと対策が考えつく。シミュレーション最中に周囲を確認してみると、普段は気づかなかった場所（避難に適した場所やトイレ、水を確保できそうな場所など）が見つかるかもしれない。このシミュレーションは時間も手間もかからず、いつでも自由に行うことができるので、意識して行ってみるとよい。

### ○体験学習

火災時に有害な煙が発生した際に正しい避難方法をとらなければ生命の危険に関わる。姿勢を低くして煙を吸い込まないようにする等、教職員、生徒等自身の生命を守るための実際により近い訓練を行う必要がある。体験実習は、東京消防庁の防災学習施設が活用できる。

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/ts/>（東京消防庁ホームページ 組織・施設）

### ○防災学習教材の活用

防災教育を何から手をつければよいかわからない、準備に時間が割けない場合は、神戸学院大学防災・社会貢献ユニットが開発した「各教科で学べる防災教育指導要領（小学校5学年版）」や、幼児向けのカードゲーム型の防災教育ツールである「ぼうさいダック」など、防災学習教材を使うことが有効である。

<http://www.kobegakuin.ac.jp/~gakusai/bosai/index.html>

（神戸学院大学防災・社会貢献ユニットホームページ）

<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/education/0008.html>

（一般社団法人日本損害保険協会ホームページ）

幼児向け防災教育用カードゲーム「ぼうさいダック」



ぼうさいダック

# 第7章 震災対応マニュアル・チェックリスト

本章では、震災対策全般にわたるマニュアルに記載すべき必要事項をチェックリスト形式で掲載した。各学校のマニュアルに不十分なものがないか点検していただきたい。

## I 事前対策

### 1. 体制整備と備蓄

#### ① マニュアル整備

|   | チェック欄 |
|---|-------|
| 学校の実情に応じた震災対応マニュアルを作成し、生徒等の地震発生時の安全確保対策等について教職員間で共通理解を図っているか。                 |       |
| 自治体が作成しているハザードマップや地域の歴史、研究機関（大学等）等の助言等、多角的な情報をもとにして学校が立地している自然的環境について把握しているか。 |       |
| 社会的環境の特性（都市、郊外、商店街、住宅街、工場地帯等）や医療機関、医療救護所、警察署や消防署等の関係機関の場所を考慮しているか。            |       |
| 在校時、登下校時、在宅時、修学旅行時、行事時（入学式等）など生徒等の所在別に対応の流れを整理しているか。                          |       |

#### ② 校（園）内体制の整備

|   |  |
|---|--|
| 地震に関わる情報を収集し、職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行う等により、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。 |  |
| 夜間、休日等に地震が発生した場合、教職員の学校への参集体制を整えているか。                                   |  |
| 夜間、休日を含め在校している教職員で臨機応変に各役割に対応できるようにしているか。                               |  |
| 校外活動において、地震発生時に適切に対応するために活動場所や移動経路上での避難場所、保護者への周知、情報収集手段等事前準備をしているか。    |  |
| 障害のある生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。                    |  |
| スクールバス運行中に発災した場合の情報収集や学校との連絡方法などその場の対応方法を定めているか。                        |  |

## ③関係機関との連携

|   |  |
|---|--|
| 関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練等に教職員、生徒等が積極的に参加、協力するなどし、区市町村等の防災関係機関、保護者、町内会や地域の防災組織、近隣の学校・幼稚園等と連携して、日頃から学校周辺における地震発生時の連携ができる体制を整えているか。 |  |
| 消防署、警察署等の関係機関に対して災害が起こった時に連絡すべき事項や協力を要請する事項などについてあらかじめ定めているか。   |  |

## ④発生時、事後に必要な物品、備蓄等

|  |  |
|--|--|
| 生徒等の緊急連絡カード等は準備しているか。また、保護者へ生徒等の安否情報を伝えるための方法を複数用意し、あらかじめその方法等を保護者と取り決めてあるか。                         |  |
| 地震発生時、安全に避難するためのヘルメット、防災ずきん、生徒等を少なくとも3日間保護するために必要な食糧、毛布、その他必要なもの、けがや病気に対処するためのセルフケアセット及び医薬品等を備えているか。 |  |
| 生徒等のアレルギーの有無の把握、アレルギーに対応した食糧の備蓄はできているか。  |  |
| 停電や断水等ライフラインに支障が生じた場合に対応した設備や備蓄物資を整えているか。  |  |
| 地域の避難者を受入れる場合、提供可能な食糧や毛布を備えているか。あるいは、備蓄が無い旨を掲示等で伝える用意がされているか。  |  |
| 地震による出火や校舎への延焼のおそれがある場合、校長印や生徒の成績表、受験票等の重要書類の持ち出すべき非常持ち出し品リストを作成し、搬出担当者を決めているか。                      |  |
| 生徒等が避難先で必要となる物資を持ち出す準備ができているか。   |  |

## 2. 避難訓練・防災教育

## ①避難訓練等の実施

|   |  |
|---|--|
| 地震発生時に、生徒等が安全に避難することができる態度や能力を養うための避難訓練を複数回、計画的に実施しているか。                  |  |
| 休憩時間中や清掃中、登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせ、様々な場面で安全に対処できるように工夫しているか。       |  |
| 休み時間や放課後など、教職員がいない場合を想定した訓練を実施しているか。                                      |  |
| 登下校中に被災した場合に備え、生徒等と保護者がどこで被災したらどこに避難するかなど情報を共有し訓練しているか。                   |  |
| 全ての教職員が、地震発生時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、マニュアルに基づく訓練を実施し、課題の改善を行っているか。 |  |

## 7 震災対応マニュアル・チェックリスト

|   |  |
|---|--|
| けがをした生徒等の応急手当はもちろん、AED、心肺蘇生法について教職員、生徒等が講習を実施しているか。   |  |
| 万一、出火した場合は、生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、できるだけ多くの職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を食い止めるなどの出火防止対策を実施しているか。 |  |
| 校内巡視（行方不明の生徒等の搜索、校内被災状況の確認、火気・ガスの元栓点検）を実施する体制を築いているか。   |  |

### ②防災教育の実施

|  |  |
|--|--|
| 地震発生時、生徒等が地震等についての基礎的な事項を理解するとともに、安全に関連して自らの確に対応できる判断力や行動力を身につけるため、成長に応じた防災教育を日頃から実施しているか。 |  |
| 学校、通学路等が立地する場所の災害リスクがどのようなものかを日頃から調べ、津波や火災等の発生時にどのような行動をとることが必要かについて生徒等に指導しているか。           |  |

## 3. 点検

### ①施設・設備及び備品の点検

|  |  |
|--|--|
| 地震発生時に校内において注意を払うべき箇所（蛍光灯の下、ガラスの飛散防止、棚やピアノの転倒防止等）の点検リストを作成し、定期的に危険の有無を点検しているか。 |  |
| 地震発生時に校内の施設の異常を点検するためのリストを備えているか。  |  |
| 落下・倒壊しかかっている箇所は立入禁止等の措置を講じることとしているか。   |  |
| 地震発生時に設備の点検を効率的に行うために、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器、消火栓等の配置図をあらかじめ作成し、容易に活用できるような場所に掲示しているか。 |  |
| 電気、ガス、水道等、ライフラインの復旧方法について、誰でも分かるように確認点検しているか。                                  |  |
| ライフラインの被害が発生した際の連絡先一覧表を作成しているか。  |  |
| 地震時に的確に対応するため、備蓄物資を所定の場所に保管すると共に、定期的に点検し、その保管場所が誰でも分かるように職員室等に掲示しているか。         |  |

### ②避難経路、避難場所の点検

|  |  |
|--|--|
| 校内の避難経路となっている通路やシャッター等の防災設備について日頃から安全性の点検をしているか。 |  |
| 最寄りの一時的集合場所、指定された広域避難場所、避難所を確認しているか。             |  |

|   |  |
|---|--|
| 学校から広域避難場所まで避難する場合の経路を複数定め、危険個所の有無を定期的に点検しているか。(地震によって火災や液状化、土砂災害の被害が発生することも想定) |  |
| 校外学習時の活動先の避難場所や施設の耐震性について確認しているか。   |  |

#### 4. 緊急地震速報の対応

|  |  |
|--|--|
| 緊急地震速報が配信された場合、速やかにガラスや転倒防止措置がされていない棚等の身の回りの危険な場所から離れ安全な姿勢をとるよう、教員の指導、生徒の安全行動の訓練がされているか。 |  |
| 登下校中に生徒等が一人である際に緊急地震速報が配信された時の行動の指導がされているか。  |  |
| 校外活動中に緊急地震速報が配信された場合、引率の教員、生徒等がとるべき行動について事前の訓練がされているか。                                   |  |

#### 5. 避難所としての対応

|   |  |
|---|--|
| 地震発生時に備え、地域の避難者を受け入れるかどうかの方針、受け入れる場合の開放部分と非開放部分との区別を明確化、非開放部分への避難者の立入防止のための方策（貼り紙等）を決めているか。 |  |
| 生徒等の保護に伴い、保護者を学校で受け入れるかどうかの方針を決めているか。   |  |
| 地域の避難者を受け入れる場合、自治体、地域と避難生活に関する事前協定を結んでいるか。  |  |

## II 発災時の対応

### 1. 初期対応

|  |  |
|--|--|
| 教職員は落ち着いて「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、生徒等に適切に指示することとされているか。 |  |
|--|--|

### 2. 二次対応

|   |  |
|---|--|
| 地震が発生した場合の生徒等の安全確保、安否確認、火災、倒壊の有無他施設の安全確認、負傷者の有無の確認、初期消火、救出・心肺蘇生等の応急手当、負傷者搬送等の緊急行動等を確実に実施できるマニュアルとしているか。 |  |
| 地震発生後、メディア情報等による地震の規模等の把握や実地による周辺の被害状況の確認などを行い、的確な避難指示を出すこととしているか。                                      |  |
| 校庭に避難した場合は、校舎内に生徒等が残っているか否かの確認を行うこととしているか。  |  |

## 7 震災対応マニュアル・チェックリスト

|  |  |
|--|--|
| 本震後の余震に対しても、落下物等に注意して冷静に行動するように指導することとしているか。 |  |
| エレベーターの中に閉じ込められている人がいないかの確認を行うこととしているか。      |  |

### (火災)

|   |  |
|---|--|
| 地震発生後の大規模火災の状況を判断し、広域避難場所へ避難指示が出せるマニュアルとなっているか。 |  |
| 広域避難場所への避難をする場合、行き先を校門等に掲示することとしているか。           |  |

### (津波)

|  |  |
|--|--|
| 学校が津波の被害のおそれがある地域では、校舎の構造や高さを勘案して、避難すべき高いところ、又は他の高い建物へ避難指示を出すこととしているか。 |  |
| 校外活動時は、引率の教員が生徒等を高台や高い建物へ避難誘導・指示することとしているか。                            |  |

### (液状化)

|  |  |
|--|--|
| 学校周辺の液状化の危険性について認識しているか。                     |  |
| 液状化により、ライフラインに支障が出た場合に備え、備蓄を整えるなどの対策を講じているか。 |  |

## 3. 対策本部設置

### ①対策本部の設置

|  |  |
|--|--|
| 大規模地震が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、校長、教頭、教職員、生徒等に情報が伝達されるようになっているか。 |  |
| 避難誘導、応急手当、通報、記録等、その場にいる教職員で柔軟に役割分担を行い、迅速に対応がとられるようになっているか。 |  |

### ②情報収集と安否確認

|   |  |
|---|--|
| 地震情報や被害情報は様々な手段を用いて的確な情報を把握することとしているか。      |  |
| 保護者への安否情報の提供について、事前に保護者と複数の手段を設け、周知徹底しているか。 |  |

|   |  |
|---|--|
| 情報通信が困難な事態を想定した安否確認方法の取決めをしているか。  |  |
| 情報収集担当者を置いているか。   |  |
| 登下校時、学校滞在中、課外活動時に被災した場合の移動先や生徒等の安否情報を収集し、緊急連絡カードをもとに、保護者への安否情報の発信をあらかじめ取り決められた各手段で行うこととしているか。 |  |
| 在宅時等、学校管理外で被災した場合に生徒等の安否確認を行ったのち、校舎の被害状況や交通等の復旧から判断し、授業再開等について連絡を行うこととしているか。                  |  |

#### 4. 引渡しと待機

##### ①引渡しの判断と学校での保護（待機）

|  |  |
|--|--|
| 震災発生に伴い生徒等を学校で保護した場合、食糧や毛布、その他必要なものを配布することとしているか。                        |  |
| 地震の規模や、被災状況により、生徒等を帰宅させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断について、保護者との間でルールを取り決めているか。 |  |
| 生徒等を学校で保護する場合に保護する場所の安全性を確保することとしているか。                                   |  |
| 生徒等を引き渡した際にはその確認内容を記入できるような引渡しカードを用意しているか。                               |  |
| 引受人として登録していない人が来た場合の対応を定めているか。   |  |
| 帰宅開始の判断基準を定めているか。（混乱収束後）   |  |

##### ②帰宅困難者・地域の避難者の受入れ

|  |  |
|--|--|
| 帰宅困難者等を受け入れる場合の開放部分が安全な状態であるかを確認し、また非開放部分への避難者の立入防止のための方策（張り紙等）を準備し掲示することとしているか。 |  |
|--|--|

#### 5. 登下校時の安全確保

|  |  |
|--|--|
| 登下校時に被災した場合に、生徒等の避難先などを記入した、緊急時対応カードを作成したり、生徒等自身で危険箇所や帰宅支援ステーションなどを盛り込んだ帰宅支援マップなどを作成しているか。 |  |
|--|--|

### Ⅲ 事後の対応

#### 1. 心のケア

|  |  |
|--|--|
| 生徒等、保護者、教職員への心のケア対策を、専門家と連携して行うこととしているか。 |  |
|--|--|

#### 2. 教育活動の再開

|   |  |
|---|--|
| 学校の被災状況を判断し、建物や設備の復旧の計画又は仮教室等の設置、授業再開の計画を立てること<br>にしているか。 |  |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| 震災により休校していた学校では、生徒の学習を保障するためのカリキュラムを立て実行することとし<br>ているか。 |  |
|---|--|

## 第8章 資料編

### 8-1 東京で発生するおそれがある大地震の説明

東京都が公表した「首都直下地震による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月）では、東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、これまでの被害想定を見直すこととし、客観的なデータや科学的根拠に基づいて、可能な限り、実際に起こりうる最大の被害像を把握するため、①東京湾北部地震（首都直下地震）、②多摩直下地震（首都直下地震）、③元禄型関東地震（海溝型地震）、④立川断層帯地震（活断層で発生する地震）、の 4 つのタイプの地震像を設定した。このうち首都直下地震の①及び②は、中央防災会議において今後 30 年以内に発生する確率が 70%以上と公表されており、③及び④は、発生確率は低いものの発生すると東京に大きな被害を及ぼすおそれがあることから検討対象とされたものである。

時間帯や季節、風速によって状況が大きく異なり、物的被害、人的被害の様相も変化するため、[冬・朝 5 時]、[冬・昼 12 時]、[冬・夕 18 時]に 3 区分し、風速を毎秒 4m と 8m に分けて想定される被害を検証している。

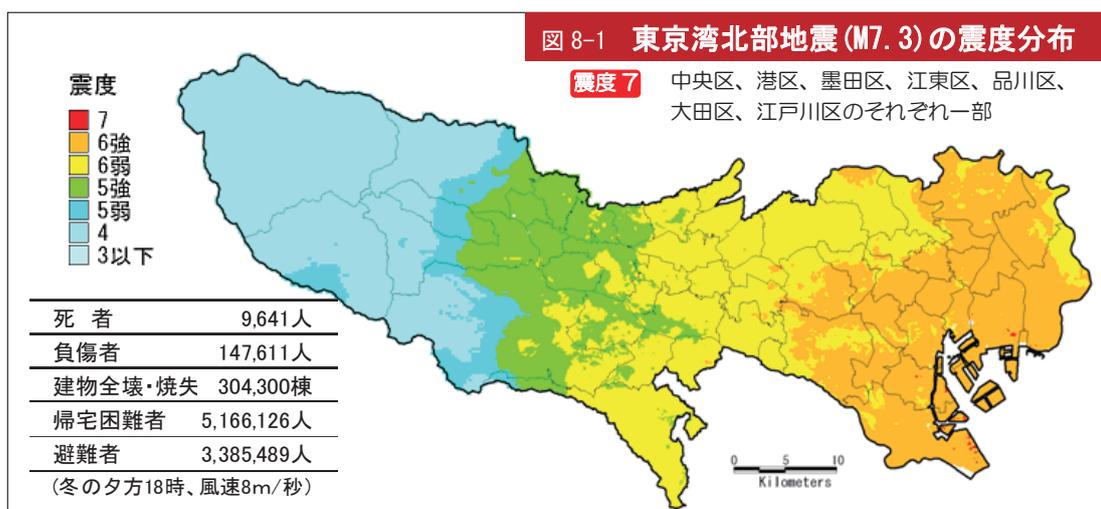
#### （1）想定結果の特徴及び概要

第 1 章 1-1（6 ページ）参照

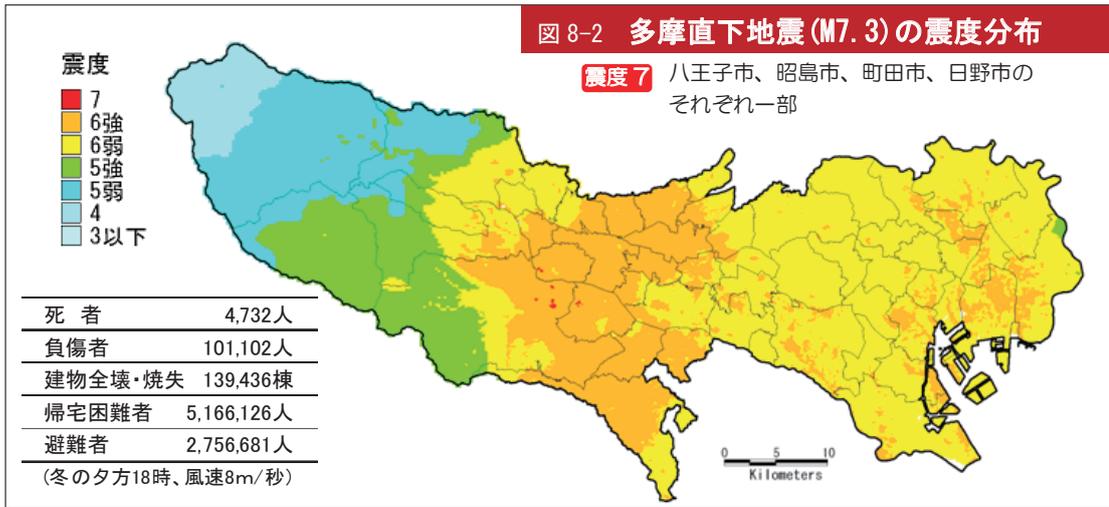
（被害想定の詳細）

[http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/assumption\\_h24.html](http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/assumption_h24.html)

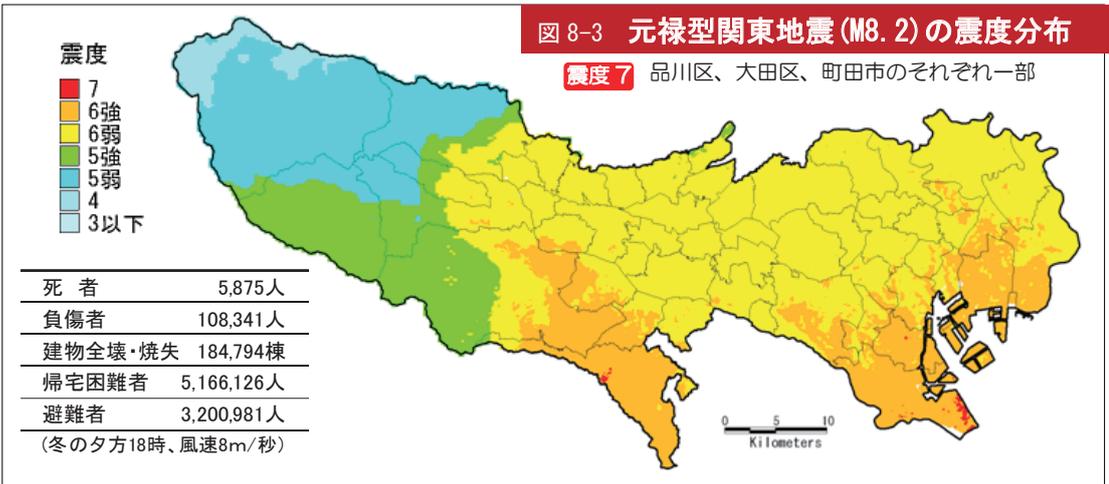
#### （2）震度分布と主な被害



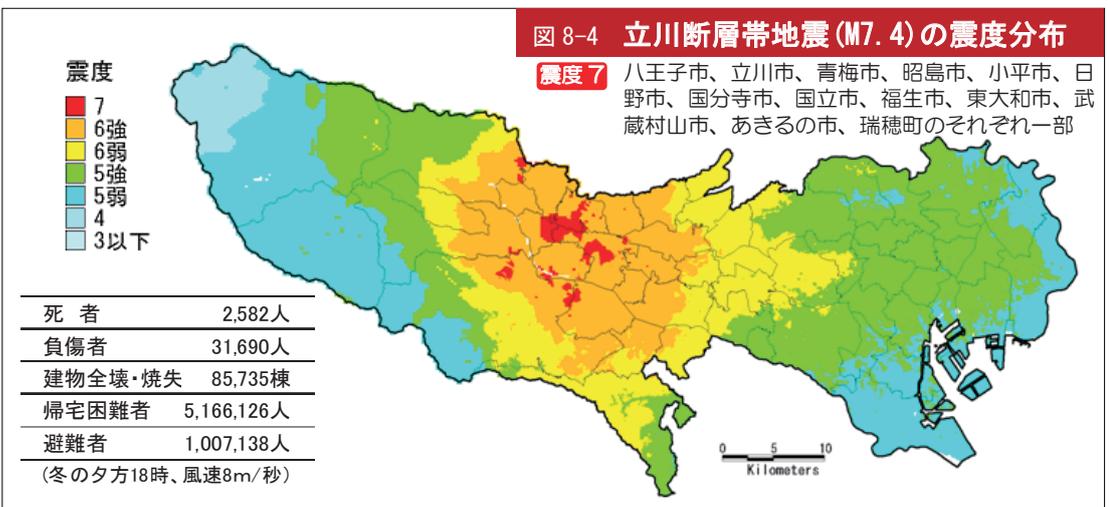
フィリピン海プレートの上面深度が浅くなったため、想定した地表震度が大きくなっている。震度 7 の地域が見られ、震度 6 強の面積は約 444 km<sup>2</sup>に増えている。(前回想定 約 305 km<sup>2</sup>) 死者、負傷者、建物全壊・焼失等で最も大きな被害が想定される。



フィリピン海プレートの上面深度が浅くなったため、前回調査結果で、多摩地区はほとんど6弱の震度であったが、今回の想定では6強が主体となっている。(約 21 km<sup>2</sup> → 約 459 km<sup>2</sup>)

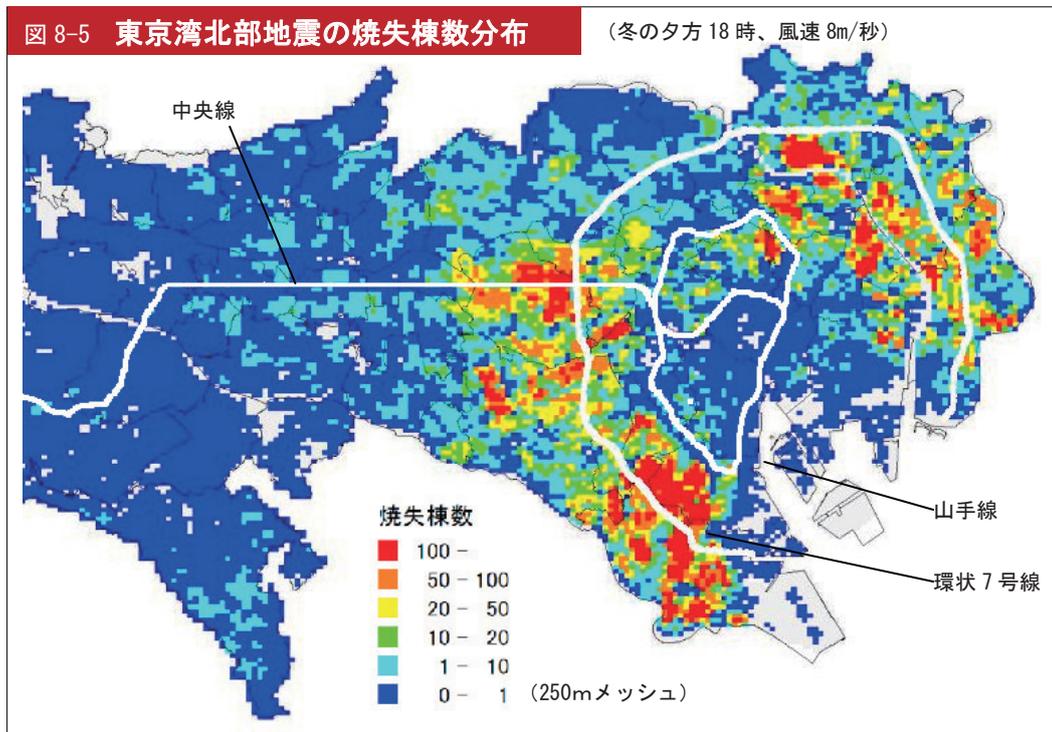


地表震度は南側で大きく、品川区、大田区、町田市で震度6強(約 364 km<sup>2</sup>)が主体。



地表震度は立川市を中心に震度7を予測(約 24 km<sup>2</sup>)。震度6強の面積は約 318 km<sup>2</sup>。

### (3) 焼失棟数分布



区部西部から南西部にかけての環状7号線から8号線の間を中心とする地域や区部東部の荒川沿いの地域は、木造住宅密集地域が大規模に連担しており、火災延焼被害を受けやすい。

### (4) 想定最大津波高

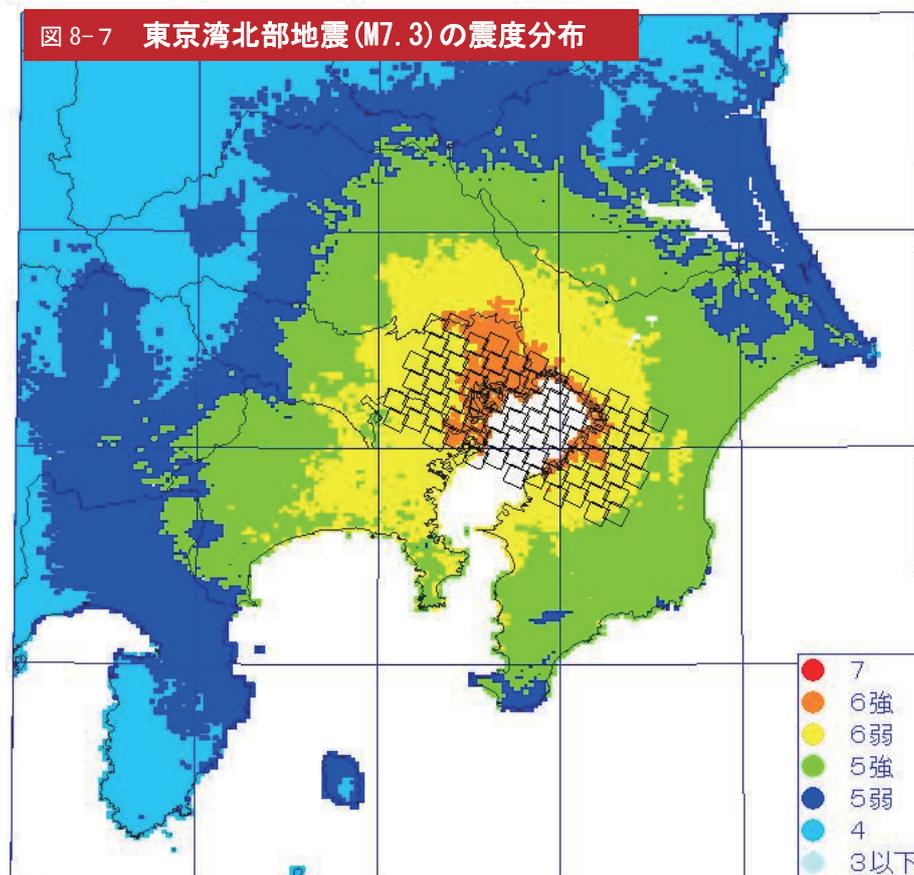


地殻変動を考慮した最大津波高は、東京湾沿岸で東京湾平均海面に対して +1.9m~2.6m程度

最大波高の到達時間は、最短2時間20分程度

水門閉鎖時の浸水面積は、4.8 km<sup>2</sup>

(5) 首都圏レベルの地震被害想定



(平成 17 年 2 月 中央防災会議 首都直下地震対策専門調査会)

震度 6 弱以上の区域が都県を越えて広域に拡大 (生徒等の自宅も被害の可能性大)

※首都直下地震に関する広域的な被害想定について、本年中に見直しが行われる予定

## 8-2 情報連絡に使用する機器等リスト

災害時は、まず人命の救助や消火活動を進める。その上で地震の規模や被害等の情報収集を行い、その情報に基づき所要の体制を整備することとなる。停電等によりテレビやパソコンが使えなくなったり、携帯端末の基地局やサーバーが被災する可能性もある。大規模震災時には、そのため多様な手段を活用して情報収集及び保護者や関係者との連絡を的確に行うことが必要である。

### (1) 情報収集に使用する機器等

#### ア 緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁が地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを素早く解析して、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災無線、専用の端末機を通して伝えている。

東日本大震災の時は都内で揺れを感じる 30 秒位前に流された。揺れが来るまでの間に火の始末や安全確保等を行うことができる。東海地震の場合にも都内においては 30 秒位前に流されるが、首都直下地震の場合にはほぼ地震と同時にになるので注意が必要である。

#### イ テレビやラジオ

緊急地震速報をはじめ、地震情報はテレビやラジオからもっとも早く得ることができる。停電でテレビが見られない場合もあるので、携帯ラジオを備えておくことが必須である。

#### ウ インターネット

##### ○パソコンや携帯端末

インターネットで、テレビやラジオで得られない詳細な情報などを得ることができる。自治体の情報や交通情報など必要とする情報に絞って得ることができる。ただし、特定の情報にアクセスが集中すると速度が遅くなることがある。

##### ○ツイッター (Twitter)

ツイッターは、ほぼ無限大に多くの他者からの情報を収集でき、また発信することが可能である。東日本大震災時には情報収集手段としての利用が急増した。例えば都内では電車の運行情報は、インターネットよりも早かったようである。ただし、発信元の定かでない情報には不確実性もあるので、それを的確に判断することが必要である。災害対策に対してツイッターが有効だということで、国や自治体がツイッターを始めており、自分のアカウントをつくり、公共機関や自治体の公式アカウントを登録（フォロー）しておくことで正確な情報が入手できるため便利である。

○総務省消防庁 Twitter「災害情報タイムライン」

総務省消防庁では平成22年より、ホームページによる情報発信に加えて、新たにツイッターによる情報発信を開始した。

アカウント名：FDMA\_JAPAN（すべて大文字）（FDMA と JAPAN の間はアンダーバー）

アドレス：http://twitter.com/FDMA\_JAPAN（FDMA と JAPAN の間はアンダーバー）

名称：災害情報タイムライン（最新の災害情報を次々に表示していくという趣旨）

<具体的な活用方法>

・大規模災害時（震度5 強以上の地震の場合などを想定）、消防庁がとりまとめている被害情報を発信します。

・利用者（フォロワー）から寄せられた災害情報のうち、地元消防等からの報告にはない重要なものがあれば、事実関係を確認します。

・災害に関し誤った情報が広まるなど、特に必要があると思われる場合には、正確な情報を消防庁が発信します。

※ 上記のほか原則として利用者（フォロワー）からのつぶやきに対して個々の対応はしません。

※ 平常時は消防庁からの報道提供資料等の内容を発信します。

出典：総務省消防庁ホームページ

[www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/.../01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/.../01_houdoushiryou.pdf)

エ 目視による確認

学校周辺の情報などは、実際に足を運んで確認することが大切である。火災の有無や建物の倒壊状況、広域避難場所までの道路の状況等を把握することは、次の行動に移る上での判断材料となる。（16 ページ参照）

また、登下校時に地震が発生した場合も、学校へ戻ってくる生徒等から途中のまちの被災情報を得ることも重要である。

オ 緊急速報エリアメール・緊急速報メール

対象エリアにいる携帯電話の利用者に対して、区市町村などからの災害時などの緊急情報を回線混雑の影響をほとんど受けずに配信するサービス。

配信情報 緊急地震速報、津波情報、避難勧告等が想定される。

各携帯電話会社のホームページ

<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/>

[http://www.au.kddi.com/notice/kinkyu\\_sokuho/index.html](http://www.au.kddi.com/notice/kinkyu_sokuho/index.html)

[http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent\\_news/](http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/)

最寄の区市町村が配信するかどうかは、区市町村や携帯電話会社に確認する必要がある。

## （２）安否確認に使用する機器等

### ア 公衆電話

公衆電話は電話がかかりにくい状況でも、優先的に連絡することができる。ただし、携帯電話の普及により設置台数が少なくなっており、日頃から通学途上のどこにあるかを把握しておくことが必要である。

### イ NTT災害用伝言ダイヤルサービス（171）

NTT災害用伝言ダイヤルサービスは、地震等の災害発生により、被災地への通信が増加しつながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板である。学校との連絡だけでなく、家族や知人の安否確認にも役立てることができる。

伝言の録音は30秒以内、伝言の保存期間は録音後48時間で、伝言は最大で10件まで預かってもらえる。約800万件の利用が可能である。

体験利用提供日は、毎月1日、15日の他、正月三が日、防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）となっている。

・詳しくは、NTT東日本のホームページを参照

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/>

### ウ インターネット端末

#### ○メール

東日本大震災時は、電話と比べるとメールはつながったが、それでも相手に届くまで数時間を要した場合もある。首都直下地震等が起きた場合も、つながる速度は遅くなると思われるが、まずは安否情報だけを家族や関係者に送っておくことは有効である。

メールの使い方も個別に送るという方法もあるが、学校では、日頃から保護者のメーリングリストを作っておいて、安否情報を一斉に知らせるということも有効である。

#### ○スカイプ（Skype）

スカイプは、アカウントを保持している人はまだ少ないが、インターネット回線を使った電話である。東日本大震災でも注目された。元々大規模な災害が発生したときのコミュニケーションとして開発されたスカイプは、被災地において、非常時の通信手段として役立った。ただし、110番や119番等の緊急電話に発信できないため注意が必要である。

#### ○フェイスブック（Facebook）

フェイスブックは基本的に友人として登録した者たちだけのクローズド・コミュニティとしての活用が主な利用法である。震災時の安否などを一斉に共有できる、発信元の確かな、正しい情報を共有することができる。安否情報の確認等に有効である。

### ○災害用ブロードバンド伝言板「web171」

災害用ブロードバンド伝言板は、災害用伝言ダイヤルの提供に準じ、地震等の災害発生時に被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供される伝言板である。学校との連絡だけでなく、家族や知人の安否確認にも役立てることができる。

伝言の蓄積数は最大 10 件、登録してから保存は 48 時間（体験利用は 6 時間）、伝言できる情報は、テキスト情報（1 伝言あたり全角換算 100 文字）、静止画ファイル（1M バイト以下）、動画ファイル（10M バイト未満（推奨：1M バイト以下）、音声ファイル（1M バイト以下）

体験利用提供日は、毎月 1 日、15 日の他、正月三が日、防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）、防災とボランティア週間（1 月 15 日～1 月 21 日）となっている。

・詳しくは、NTT 東日本のホームページを参照

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/index.html>

### エ) ニッポン放送（ラジオ）の安否確認情報

一般財団法人東京私立中学高等学校協会（私立小学校含む）とニッポン放送との報道協定により、ニッポン放送が、災害が起こったときに学校単位で安否を放送するもの。各支部ごとの電話連絡網に従って幹事校等に集められた安否情報をニッポン放送に連絡し、放送してもらう仕組みになっている。

### オ) 携帯電話各社の災害用伝言版サービス

各社携帯電話で、インターネットメニューを利用して安否確認が行える。

- ・NTT ドコモ「i モード災害用伝言版」
- ・au、ソフトバンク、WILL COM、イー・モバイル「災害用伝言版サービス」

### カ) 災害時優先電話（学校から保護者への連絡）

災害時優先電話は、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、災害救助機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスである。学校は災害救助機関として法律で指定されている。

電話がかかりにくい状況でも、優先的に学校から家庭に連絡を入れることができる。公衆電話も災害時優先電話として機能する。

・詳しくは、NTT 東日本のホームページを参照

[http://www.ntt-east.co.jp/saigai/taisaku/kakuho\\_02.html](http://www.ntt-east.co.jp/saigai/taisaku/kakuho_02.html)

## 【安否確認システムの例】

### ■システム作成の背景

本システムは大手旅行代理店が私立学校との関わりの中で学校のニーズを基にして、登下校時の安否確認や生徒等や保護者等へのメールでの一斉情報配信機能や、その他機能を充実させたものである。安心システムとして、より確実なメールの到達を考慮して作成された。

### ■一斉配信メールの震災時の効果

東日本大震災時には、都内私立学校で毎分 8,000 通以上同時配信できる一斉配信メールサービスが遅延なく各保護者に確実に届いた。

一斉配信メールでは「地震の影響により交通手段がマヒしたため、学校側が生徒を宿泊させる、食糧も毛布類も問題無い、明朝交通手段が復旧次第帰宅させる」又は「保護者への受渡しをする」という情報を発信し、自家用車等で迎えに行こうとしていた保護者がメールで確認して、安心して自宅に引き返した例もある。

一斉送信だけではなく個別にメールを送ることも可能で、個別の連絡もできた。今回の東日本大震災だけではなく、海外からでもアクセス・送信利用でき、平成 23 年 2 月に起きたニュージーランドの地震の際も数校の学校が利用し、日本にいる保護者に無事の一報を届けられた。

### ■平常時の機能

保護者への事務連絡やオプション機能として登下校のメール配信での通学状況の把握、出欠履歴確認、編集機能がある。特に、別途作成する IC カードを登下校メールでは落とす可能性に対しても、IC カードに個人を特定する情報はないため安心して利用できる。学校によっては学生証を IC カード化し、図書館の貸し出し、入退出管理や入館システム等に連動させている例もある。

### ■メールシステムの安全性・その他の安否確認システム

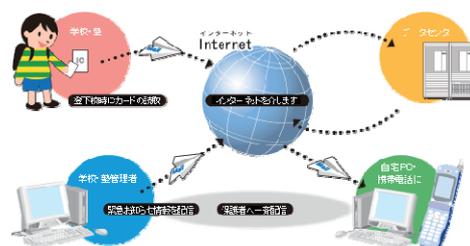
緊急時にもメール配信をより確実に行うシステムを構築し、停電等への対策、耐震性も含めた世界有数の安全性を誇るデータセンターにサーバーを構築している。これらの実用性が評価され、導入校からの校評価を得ている。

他の安否確認システムとしては、GPS 位置検索機能を備えたシステムがある。修学旅行時の生徒等の位置を把握すること等に利用されている。

図：お知らせ情報メール配信サービスのシステム構成

### ■ポイント

安否確認は瞬時に確実につながることが保護者の安心感と、緊急時の初期電話等の安否対応の時間削減、また私立学校の信用に繋がる。大震災の時は想定外の事態も起こりうるが、様々な連絡ツールを日ごろから複数検討しておくことが大切である。



## ○災害用音声お届けサービス

NTTドコモは、震度6弱以上の地震等の大規模な災害が発生した場合に「災害用音声お届けサービス」の運用を2012年3月1日より開始した。これは、音声通話と比べてつながりやすいパケット通信を利用し、家族や知人に安否等を音声のメッセージで伝えることができる。

本サービスは、受信者には音声メッセージの到着がSMSで通知され、送信者には受信者側で音声メッセージを確認された後に取得を知らせるSMSが届くので、メッセージの送達状況を相互に確認できるようになる。

最大 30 秒のメッセージを 20 件まで、10 日間保存可能となっている。

[http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster\\_voice/index.html](http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_voice/index.html)

### ○特設公衆電話

NTT東日本では、災害等の非常時に備え、東京 23 区内の全てのセブン-イレブン（約 1,200 店舗）に非常用電話機(特設公衆電話)を設置している。

震災等が発生した際には、無料で安否確認等の緊急連絡、無線ブロードバンド環境が利用できる。

[http://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20110706\\_01.html](http://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20110706_01.html)（NTT東日本）

### ○PHS通信手段の確保

東日本大震災では、PHSは通信規制がかからず通話がしやすかった。複数の通信手段の確保のため有効と考えられる。

教育系の新聞社では、PHS同士の無料通話サービスを複数の教育機関の間で利用することによって、災害時のホットラインのような使い方を提案している例がある。

### ○地域外の連絡先を利用した安否確認

震災時の傾向として、被災地から被災地外には通話がかかりやすい傾向があった。地域外に親せきがいれば、保護者や生徒等の連絡先としての役割を担うことも考えられる。必ずしも繋がるとは言えないが、方法の一つとして事前に保護者に伝えておき、非常時の連絡先として首都圏以外の連絡先を引渡しカード等を書いてもらうことも考えられる。

### ○携帯用アプリ「全国避難所ガイド」

「全国避難所ガイド」は、産業災害、気象災害、地震や噴火などの緊急時に、各都道府県および地方自治体によって指定されている全国の避難所や、帰宅支援ステーション等を表示し、ルートを案内する無料のアプリケーションである。

気象庁より発表される防災情報が表示され、気象警報・注意報を確認することができる。

日々の外出や通勤時、出張先や旅行先で、常に確認しておくことで、いざという時に現在地からの迅速な避難に役立つ。データベースは随時更新している。

<http://www.hinanjyo.jp/contact.html>



表 災害時に役立つ主なアプリサービス

|                     | 運営会社         | サービス名        | 特徴   |
|---------------------|--------------|--------------|--|
| 緊急地震速報              | 通信会社各社       | 緊急地震速報       | 気象庁からの情報を基に、強い揺れが予測される地域にいるユーザーに配信             |
|                     | アールシーソリューション | ゆれくるコール      | 地震速報を活用、予測地点や通知震度、音量を細かく設定できる                  |
| 無料通話                | スカイプ・テクノロジーズ | スカイプ         | インターネット通信の通話サービス                               |
|                     | NHNジャパン      | LINE(ライン)    | インターネット通信で、通話のほか、複数でのチャットやメールサービスができる          |
| 安否確認                | 通信会社各社       | 災害用伝言版       | 「無事」「自宅にいる」「避難所にいる」などをチェック、コメントも入力できる          |
|                     | NTTドコモ       | 災害用音声お届けサービス | 通話が混雑している時に、スマートフォンなどに声をふき込みメールの要領で相手に送ることができる |
|                     | グーグル         | パーソンファインダー   | 名前や電話番号で登録・検索。NTTドコモ、KDDIなどが提供する「災害用伝言版」上にも表示  |
|                     | フェイスブック      | 災害用伝言版       | 自分が「友達」として登録している人に災害時に無事を知らせることができる            |
| インの地図情報<br>避難所やライブラ | ファーストメディア    | 全国避難所ガイド     | GPS情報を使い、全国の避難所や避難場所11万件以上の中から一番近い場所を案内        |
|                     | グーグル         | 災害時ライブラインマップ | 携帯電話の通信状況や道路、ガスの復旧状況を地図上に表示                    |

# 御協力いただいた有識者、学校の一覧

## 学識経験者

---

- 中林一樹 明治大学大学院特任教授  
首都大学東京名誉教授、人と防災未来センター上級研究員  
中央防災会議首都直下地震避難対策等専門調査会座長（H18～H20）
- 井上浩一 防災ネットワークプラン代表  
東京・静岡の各区市町村の防災計画を担当  
防災教育チャレンジプラン実行委員会委員  
中央防災会議首都直下地震避難対策等専門調査会委員（H18～H20）

## 私立学校関係者

---

- 亀井健 東京音楽大学付属高等学校教諭  
東京私立中学高等学校協会防災対策中央委員会副委員長
- 菊地明範 中央大学杉並高等学校教諭  
東京私立中学高等学校協会東京私学教育研究所学校安全・健康教育研究会委員、防災士
- 内野光裕 内野学園理事長（清瀬ゆりかご幼稚園）  
東京都私立幼稚園連合会振興対策委員長
- 千葉茂 日本工学院専門学校校長  
東京都専修学校各種学校協会副会長

## 私立学校（調査協力校）：50音順

---

- ・ 跡見学園中学校高等学校（東京都文京区）
- ・ 鷗友学園女子中学校高等学校（東京都世田谷区）
- ・ 暁星小学校（東京都千代田区）
- ・ 京北中学校高等学校（東京都北区）
- ・ 甲陽学院高等学校（兵庫県西宮市）
- ・ 駒込中学校高等学校（東京都文京区）
- ・ 仙台育英学園高等学校（宮城県仙台市宮城野区、多賀城市）
- ・ 仙台白百合学園中学・高等学校（宮城県仙台市泉区）
- ・ 東海大学付属浦安高等学校・中等部（千葉県浦安市）
- ・ 東北学院中学校高等学校（宮城県仙台市宮城野区）
- ・ トキワ松学園中学校高等学校（東京都目黒区）
- ・ ドリーム幼稚園（宮城県仙台市若林区）
- ・ 東一の江幼稚園（東京都江戸川区）
- ・ 雙葉小学校（東京都千代田区）
- ・ 三輪田学園中学校高等学校（東京都千代田区）

震災対応マニュアル改訂支援のための手引き

登録番号 (24) 15

平成24年6月発行

編集発行 東京都生活文化局私学部私学振興課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎28階 北側

電話 03 (5388) 3083 (直通)

F A X 03 (5388) 1336

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/>

E-mail: S0000035@section.metro.tokyo.jp

印刷 株式会社キタジマ

東京都墨田区立川2-11-7 両国キタジマビル

電話 03 (3635) 4510 (代表)

